

第11回新しい農村政策の在り方に関する検討会・
第9回長期的な土地利用の在り方に関する検討会
合同検討会

日 時：令和3年12月10日（金）10:00～12:30
場 所：Web 開催（農林水産省農村振興局第1会議室）

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

- （1）中間取りまとめの方向性を踏まえた対応状況について
- （2）その他

3 閉 会

【配布資料】

資 料 1 中間とりまとめの方向性を踏まえた対応状況について
（農林水産省）

資 料 2 農用地の保全と地域運営組織の形成について（農林水産省）

資 料 3－1 特定地域づくり事業協同組合制度の概要及び認定状況について（総務省）

資 料 3－2 特定地域づくり事業協同組合の仕組みの活用について（農林水産省）

資 料 4 農村プロデューサー養成講座の実施状況について
（農林水産省）

資 料 5－1 デジタル田園都市国家構想について（内閣官房）

資 料 5－2 「農山漁村発イノベーション」等による新たな活力の創出（農林水産省）

参考資料1 起業促進プラットフォーム「INACOME」（農林水産省）

参考資料2 地域づくり支援施策集（農林水産省）

中間とりまとめの方向性を踏まえた 対応状況について

令和3年12月10日

農村振興局

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築（概要）

—令和2年食料・農業・農村基本計画の具体化に向けて—

令和3年6月
新しい農村政策の在り方に関する検討会
長期的な土地利用の在り方に関する検討会

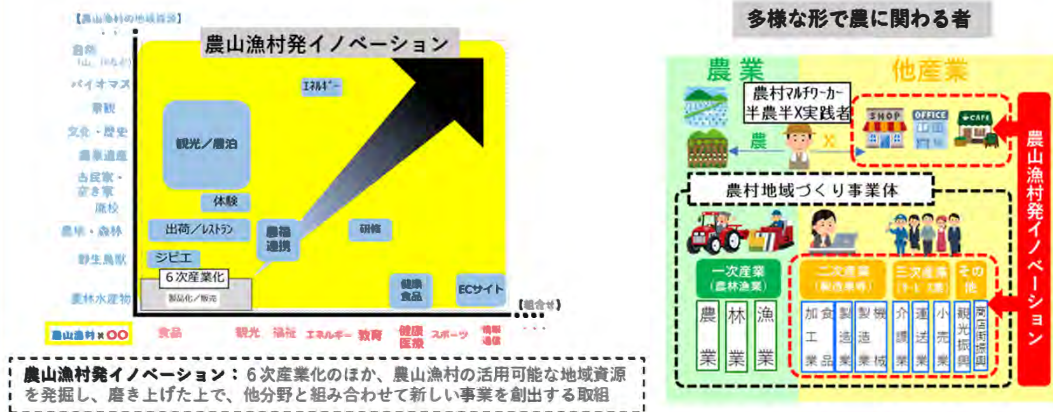
背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響 ○人口・経済活動の大都市への過度な集中 ○テレワーク、兼業・副業等の新しいスタイルの働き方 ○田園回帰による人の流れの加速化 ○少子高齢化・人口減少
- 農村の持つ価値や魅力の再評価 ○持続的な低密度社会の実現 ○大都市から農村への人口分散 ○災害に強い持続的な国土保全、みどりの食料システム戦略、2050年カーボンニュートラル、SDGsへの貢献

今後の施策の方向性

しごとづくりの施策 （農村における所得と雇用機会の確保）

- 農村の担い手として、多様な形で農に関わる者が十分な所得を確保できるよう、農村の地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進



くらしの施策 （中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備）

- 農村集落の共同活動の推進や、複数の農村集落の機能を補完する農村地域づくり事業体（農村RMO）の育成等

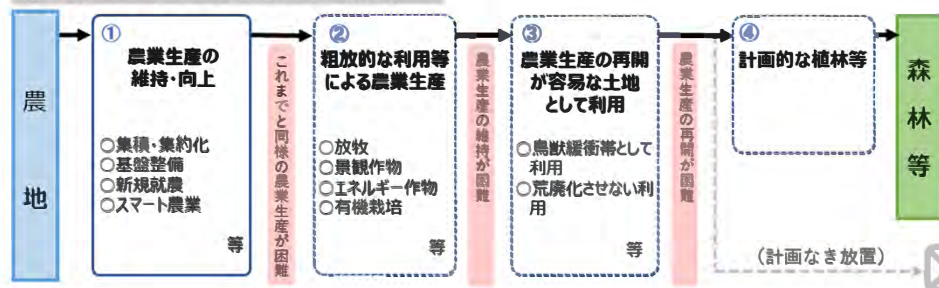


- 情報通信基盤など生活インフラの整備や、ため池の防災・減災対策の推進

土地利用の施策 （人口減少社会における長期的な土地利用の在り方）

- 食料の安定供給のための農地の確保を前提として、有機農業や放牧など持続可能な土地利用とこれを支える農地・農業水利施設の整備

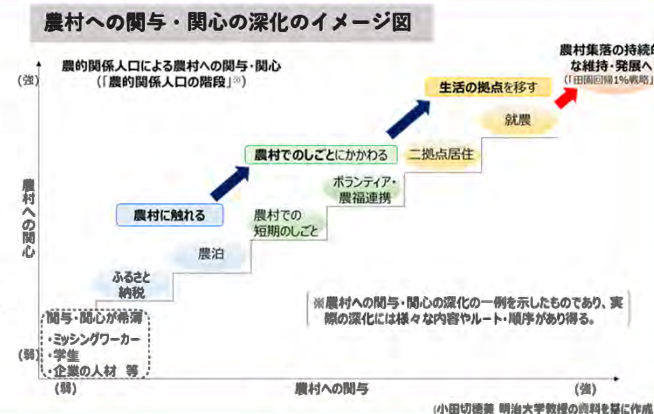
長期的な土地利用の検討の方向性（概要）



活力づくりの施策 （農村を支える新たな動きや活力の創出）

- 地域づくり人材の育成やネットワークづくり、地方自治体等に対する広域的なサポート体制の構築

- 農業体験等を通じた農村ファンづくりや、外部人材と農村とのマッチングの推進等による農的関係人口の創出・拡大



関係府省で連携した仕組みづくり

関係府省、地方自治体、事業者と連携・協働し、施策を一体的に講ずる「地域政策の総合化」の推進

1. しごとづくりの施策(農村における所得と雇用機会の確保)(1/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

(1)農村における所得と雇用機会の確保

- ① 中山間地域のうち、大規模な経営が困難な地域では、令和3年3月に農林水産省が公表した複合経営モデルを、地域の実情に応じてカスタマイズしながら積極的に活用し、地域の特性を活かした多様な農業経営を推進すべきではないか。
- ② 中山間地域等直接支払制度においては、集落の話し合いにより、将来的に維持すべき農用地や担い手を明確化する「集落戦略」がより実践的になるような方策を検討するとともに、集落機能強化等を後押しする加算措置の更なる活用により、「くらし」の視点を含めた地域課題の解決を図りつつ、引き続き、地域の農業の維持・発展に資する取組を推進すべきではないか。
- ③ 農業以外の事業にも取り組む農業者や事業者など、多様な形で農に関わる経済主体が、地域資源を活用して農業以外の分野も含めて事業展開することで、所得確保手段の多角化が図られるよう、従来の6次産業化を「農山漁村発イノベーション」に発展させ、推進するとともに、これに取り組む事業者や団体を支援するため、農業上の土地利用との調和を図りつつ、農山漁村発イノベーション施設等の設置に係る手続の迅速化等のための措置等について検討すべきではないか。

対応状況

ア 中山間地域において複合経営を推進するため、地域ごとの実践モデルなど優良事例を周知(令和3年3月～)

イ 中山間地域等直接支払制度において、小規模集落協定等を含めた地域コミュニティ全体として、集落機能を維持・強化する取組に加算措置等の活用を促進

ウ 集落戦略策定のマニュアルとなる「集落戦略の策定ガイドライン」を公表(令和3年5月)し、周知を図りつつ、集落戦略の策定を更に推進

エ 地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するため、従来の6次産業化支援を拡充し、中央・都道府県段階にサポートセンターを設け、多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発等の推進や、専門家派遣などの実施を検討中

オ 農山漁村地域において、多様な人材の参画を進めるため、農繁期の手伝い等農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出する取組の推進を検討中

カ 農山漁村発イノベーションを推進するため、農山漁村発イノベーションに必要な施設等の整備を行う場合、優良農地の確保を図りつつ、必要な手続の迅速化を図る仕組みを検討中

1. しごとづくりの施策(農村における所得と雇用機会の確保)(2/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

④ 集落機能の補完の意味合いのみならず、「農山漁村発イノベーション」の主体としても、地域資源の保全・活用や農業振興等を行う農村地域づくり事業体の育成を図るべきではないか。

⑤ 「農山漁村発イノベーション」の推進に当たっては、特定地域づくり事業協同組合の仕組みの活用、都市部の起業家と農村とを結ぶプラットフォームの充実等による地域内外の人材のマッチング支援や、労働者協同組合の仕組みの活用を検討すべきではないか。

対応状況

キ 多様な人材の受け皿として、地域住民が一体となって、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織(農村RMO)の育成を推進 [資料2](#)

ク 「特定地域づくり事業協同組合」の仕組みの活用について、紹介パンフレットを作成し、農林水産省ホームページに掲載(令和2年12月～) [資料3-2](#)

ケ 農業・農村政策と特定地域づくり事業協同組合との連携について、市町村等を対象とした総務省主催のオンライン説明会で説明(令和3年9月)

コ 農山漁村での起業促進プラットフォームである「INACOME(イナカム)」において、

- ① 農泊に関するウェブセミナー
- ② ビジネスコンテスト(令和3年度の応募数134件)
- ③ 農山漁村の地域課題と企業者のマッチングを実施 [参考資料1](#)

サ 「特定地域づくり事業協同組合」や「労働者協同組合」の更なる周知に加え、農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わることを創出する取組の推進を検討中

2. 暮らしの施策(中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備)(1/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

- (1) 集落機能の維持・強化と農村RMOの育成
- ① 中山間地域等を中心に、農林地等の地域資源の保全管理が今後も適切に行われるよう、将来の方向性や取組について、「集落戦略」を作成するための話し合い等による合意形成と、これに基づく共同活動を推進すべきではないか。
- ② 地域資源の保全管理・活用や農業の振興と併せて、複数の農村集落を範囲として買い物・子育て等の地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や地域内外の若者等の呼び込みを行う農村RMOの形成について、地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援のほか、従来の集落営農組織等の農事組合法人が事業を多角化し、農村RMOへと発展するための仕組みについて検討すべきではないか。

対応状況

- シ 中山間地域等の効率的な運営に必要な仕組みを構築するため、
- ① 農村型地域運営組織(農村RMO)の形成に向けた計画作成、実証等、地域の取組の後押し
- ② 農林漁業団体等がJAや農業委員会、土地改良区等の地域の関係者と連携しつつ、地方自治体に農用地の保全を図る事業(放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等)等を提案できる仕組みや、当該申請に基づく事業実施に必要な手続の迅速化を図る仕組みを検討中
- ス 地域づくり人材研修の取組の強化を図るとともに、集落営農組織が農村型地域運営組織(農村RMO)に発展する取組等を促進 **資料2**

2. 暮らしの施策(中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備)(2/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

(2)安全・安心な生活環境の確保

① 集落・自治体が描く農村のグランドデザインに沿って、関係府省との連携により、生活インフラはもとより、地域医療や生活交通等のネットワークにも配慮し、小さな拠点を整備するとともに、域内で財・サービスが循環する仕組みを構築すべきではないか。

② 総務省と連携して、これまでの実証事業や先進地区のノウハウの集約・横展開、人材の育成・確保を図りつつ、光ファイバ、無線基地局等の整備を進めるべきではないか。

③ 田んぼダムの取組拡大等、激甚化する災害に備えるための流域治水対策を国土交通省等と連携して推進するほか、ため池等の豪雨対策を速やかに実施できる仕組みを検討すべきではないか。

対応状況

セ 農村地域に住み続けられる条件を整備するため、
① 生活インフラ・生活サービスが受けられる環境の整備を関係府省と連携して推進中
② 農山漁村への定住等の促進のため、地域コミュニティの形成の場合等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備等を行う場合に、必要な手続の迅速化を図る仕組みを検討中【再掲】

ソ 農村地域の情報通信環境の構築に向けて、官民で連携してノウハウの横展開、人材の育成・確保等を図りつつ、個々の現場条件に応じた計画策定や施設整備を推進することを検討中

タ 流域治水対策を推進するため、農業用ため池等の有効活用や、田んぼダムに取り組むための合意形成等の支援を検討中
チ ため池、排水機場等の緊急的な豪雨対策工事を迅速に実施できる仕組みを検討中

3. 土地利用の施策(人口減少社会における長期的な土地利用の在り方)(1/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

- (1)人口減少社会における長期的な土地利用の在り方
- ① 地域の関係者が話し合いを通じて、地域の土地利用について検討し、一定の結論が得られた場合には、安定的な土地利用に資するよう、行政に提案できる仕組みを検討すべきではないか。
 - ② 有機農業のための農地利用や、放牧等の粗放的な農地利用など、一定の広がりを持った土地利用を行う必要がある場合であって、地域の合意が得られた場合には、持続性を担保できる仕組みを検討すべきではないか。
 - ③ 最大限の政策努力を払ってもなお農地として維持することが困難だと考えられる土地について、鳥獣緩衝帯等の農業生産の再開が容易な用途として利用する仕組みや、農用地として維持することが極めて困難であり、かつ、将来農用地として利用される見込みがない土地ではあるものの、林地としては有望であるような土地を森林として利用する仕組みについて検討すべきではないか。

- ④ 地域の関係者の話し合いを通じて、収益性の高い農業経営を目指して担い手に集積・集約することとされた農地について、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、区画整理に加えて農業用排水施設や暗渠排水等の整備を速やかに実施することができるようにすべきではないか。一方で、粗放的な農地利用や鳥獣緩衝帯利用、林地化等に伴って水利等に関する課題が生ずることが想定されるため、用排水路の統廃合や農地の交換分合、土地改良区の業務再編等を推進する必要があるのではないか。

対応状況

- ツ 受け手のいない農地について、地域の関係者の話し合いを促進し、持続可能な利用を図るため、
- ① 農林漁業団体等がJAや農業委員会、土地改良区等の地域の関係者と連携しつつ、地方自治体に農用地の保全を図る事業等を提案できる仕組みや、当該申請に基づく事業実施に必要な手続の迅速化を図る仕組み【再掲】
 - ② これと併せて、地域の農業者等の意向を踏まえ、市町村による土地の詳細な用途(有機農業、放牧等)の指定を推進する仕組みを検討中
- テ 農地バンクが一定のまとまりで借り受けた農地について、都道府県が、農業者の費用負担等を求めずに区画整理を実施できる仕組みを、農業水利施設等の整備にも適用することを検討中
- ト 粗放的な農地利用などに伴って水利等に課題がある際に、水路付替や交換分合、土地改良区業務再編に対する支援を検討中

3. 土地利用の施策(人口減少社会における長期的な土地利用の在り方)(2/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

- ⑤ ほ場整備の実施に当たっては、権利関係の十分な調査・調整や財産管理制度の有効活用を図るとともに、粗放的な農地利用等に関する地域内の話し合いを踏まえて、計画を策定することとしてはどうか。また、粗放的な農地利用や鳥獣緩衝帯利用、林地化等については、地域の関係者による話し合いを促進する観点から、中山間地域等直接支払制度における「集落戦略」に関連の記載欄を設ける等の対応をすべきではないか。
- ⑥ 農山漁村発イノベーションや地域コミュニティ形成の場合等、農村の活性化に必要な施設整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、地域負担の軽減のためにも手続の迅速化等の措置を検討すべきではないか。

対応状況

- ナ ほ場整備の計画は、農地の粗放的管理等に関する地域内の話し合いを踏まえて策定することとし、また、権利関係の調査・調整等の支援の拡充を検討中
- ニ 中山間地域等直接支払制度において、小規模集落協定等を含めた地域コミュニティ全体で、将来維持すべき農地と粗放的に利用する農地を明確化する取組を進めるとともに、次期対策に向けて集落戦略等に位置付けることを検討
- ヌ 農山漁村発イノベーション、地域コミュニティの形成の場合等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備や、農用地の保全を図る事業を行う場合に必要の手続の迅速化を図る仕組みを検討中【再掲】

4. 活力づくりの施策(農村を支える新たな動きや活力の創出)(1/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

対応状況

(1)人材育成を含めたサポート体制の拡充

① 新型コロナウイルスの影響により強まった田園回帰の流れを全国各地に広げ、地域間の格差を是正していくため、地域に飛び出せるスキルと哲学を持った人材を養成するための施策の拡充を図る必要があるのではないか。

具体的には、地方自治体職員等を対象として、地域に「目配り」し、個々の地域住民が思い描く考えを汲み取りながら、ビジョンの実現に向けてサポートできる人材を養成する「農村プロデューサー養成講座」について、本検討会での議論も踏まえ令和3年度から開始したところであるが、その実施状況を踏まえつつ、この講座の更なる充実を図っていくべきではないか。

② 講座修了生同士で悩みや情報を共有し、時には講師陣も交え、お互いが支え合いながら地域で活動できる環境を整備するための、修了生によるネットワークの構築や、各々事情が異なり、定型的な解が存在しない地域づくりについての、共通のプロセスを抽出した事例集の作成等により、地域で活動しやすい環境を整備すべきではないか。

③ 将来的には、地域ごとに異なる課題の解決を図るため、専門的な知識を有する人材の活用も含め、市町村を超える範囲もカバーする中間支援組織の育成など、関係府省と連携しながら地方自治体等に対する広域的なサポート体制を構築するための施策を検討すべきではないか。

- ネ 「農村プロデューサー養成講座」について、
- ・ 令和3年度は、入門コースの6講座を実施するとともに、実践コースを全国3か所（岡山、熊本、仙台）で開催
 - ・ 令和4年度は更に取組を強化し、全国展開を検討中
 - ・ 講座修了生等のネットワークを令和3年度中に構築予定 **資料4**
- ノ 地域づくりのプロセスを抽出した「農村振興プロセス事例集」（令和3年6月末に第2弾を公表）や「農山漁村発イノベーション事例集」等を農林水産省ホームページに掲載

- ハ 自治体等を広域的なサポート体制により支援するため、
- ① 関係府省とも連携して農村型地域運営組織（農村RMO）の形成をサポートする体制構築に向け、関係府省連絡会議を実施（令和3年10月）
 - ② 都道府県単位を想定して農村型地域運営組織（農村RMO）形成の伴走者となる中間支援組織の育成支援を検討中
 - ③ 農山漁村イノベーションの推進に向けて、都道府県段階で専門家派遣等を行うサポートセンターの設置を検討中

4. 活力づくりの施策(農村を支える新たな動きや活力の創出)(2/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

④ 農村における「しごと」「くらし」「活力」を支える上で、地域の収益性の向上や防災・減災対策が必要不可欠であり、土地改良事業を農村政策の一環としても推進していく必要があるが、地方における技術者不足が課題となっていることから、小規模な基盤整備を円滑に実施することができるよう、市町村や土地改良区を土地改良事業団体連合会がサポートする仕組み等を検討すべきではないか。

(2) 農的関係人口の創出・拡大

① 農村に多様な形で関わる農的関係人口の創出・拡大を図るとともに、地域の支えとなる人材の裾野を拡大していくため、都市住民の多様な関わり方に対応した農村への受入れ等を引き続き支援すべきではないか。

② 農産物の購入、農泊、多世代・多属性が交流・参加し、生きがいづくりや癒しの提供、協同体験等の場となるユニバーサル農園での農業体験等を通じた農村関心層の拡大を推進するほか、農村関心層から一歩進み、農村における多様な関わりを希望する人材を募るとともに、JAグループ等とも連携し、そうした人材を必要とする農村とマッチングする仕組みを構築すべきではないか。

対応状況

ヒ 土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備の円滑な実施のため、

① 防災・減災対策等について、全国土地改良事業団体連合会が資金調達を支援する仕組み

② 小規模な基盤整備について、土地改良事業団体連合会が土地改良区等から委託を受けて工事を実施する仕組みを検討中

フ 災害発生時に、国は、技術職員を派遣するほか、地方自治体に職員派遣を依頼・調整。また、災害復旧のための現地調査や事務手続を支援するためのシステム開発を検討中

へ 土地改良に関する人材の確保・育成を引き続き推進

ホ 農業への関心層を獲得するため、

① 農繁期の手伝い等農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出する取組の推進を検討中【再掲】

② 多世代・多属性の人々が交流・参加する場である「ユニバーサル農園」の導入の推進を検討中

5. 関係府省で連携した仕組みづくり

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

(1) 地域政策の総合化

- ① 令和2年末に、開設された「農山漁村地域づくりホットライン」、作成された府省横断の「地域づくり支援施策集」の改善、更なる活用や、「農村プロデューサー養成講座」の場での各府省の施策についての効果的な講習等を通じて、現場の実態把握機能を強化しつつ、関係府省と連携して地域の課題解決に向けた取組を後押しすべきではないか。
- ② そうした中で、既存の施策では対応が難しい新たな政策課題が抽出された場合には、関係府省と連携して、規制緩和も含め、新たな施策を機動的に検討すべきではないか。

(2) 事務の負担軽減

- ① 地方自治体や地域の農業者等の事務の負担軽減のため、DXの推進等による事務の合理化や、各種申請手続に係る書類の簡素化等を検討すべきではないか。

対応状況

- マ 全国に設置した農山漁村地域づくりホットラインで、地域づくりに取り組む団体や市町村等からの相談に応ずるとともに、府省横断の「地域づくり支援施策集」(令和3年9月にカタログ化して分かりやすく改善)、「農山漁村地域づくりに関する事例集リスト」(令和3年11月改定)を農林水産省ホームページに掲載等することにより、地域の取組を後押し **参考資料2**
- ミ 農村地域の課題解決に当たっては、必要な取組について引き続き関係府省との情報交換を密に行い、施策を結集させて対応
- ム 各府省の施策についての効果的な講習等について検討中
- メ 農村型地域運営組織(農村RMO)の形成等に関しては、関係府省とも連携して効果的に推進(令和3年10月~)
- モ 地方自治体や農林漁業者等、補助金の活用時等の事務負担の軽減を図るため、事務手続の簡素化、電子申請等を推進

- 農山漁村の活用可能な**地域資源**を他分野と組み合わせること等により活用する「**農山漁村発イノベーション**」により、地域における**新たな事業・雇用機会を創出**（6次産業化を発展）。
- 農山漁村発イノベーションの推進に当たっては、農業以外の事業にも取り組む農業者や事業体等**多様な主体**が連携。
- **国・都道府県段階にサポートセンターを設置**し、プランナーが支援を希望する多様な事業主体をサポート。

- 農山漁村発イノベーション
- 農山漁村の**あらゆる地域資源をフル活用**した取組を支援
 - 他産業起点の取組など**他分野との連携**を一層促進

多様な農山漁村の地域資源

農林水産物 農地・林地 自然 野生鳥獣
農業遺産 かんがい施設遺産 古民家・空家 廃校 景観
歴史的建物 バイオマス 文化・歴史

多様な事業分野

加工販売 健康医療 エネルギー
観光・旅行 福祉 教育 スポーツ
情報通信 芸術 イベント アウトドア

これまでの6次産業化

地域資源 分野
農林水産物 加工販売
主体
農林漁業者

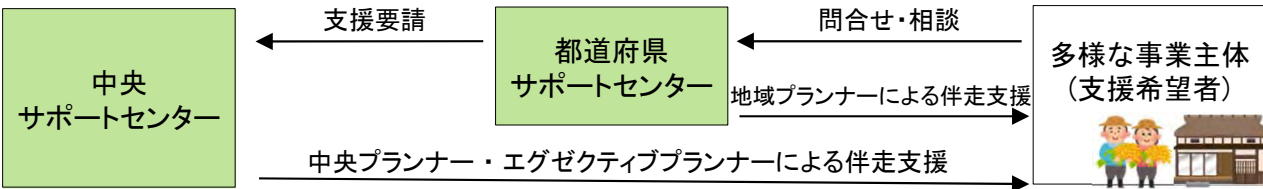


地域の所得の向上
雇用機会の増大

多様な事業主体

農林漁業者 地元企業 農的関係人口 研究機関
農村マルチワーカー 農村RMO ベンチャー企業

農山漁村発イノベーションサポートセンターによる支援



【農泊】 農業・文化 × 観光

- 農山漁村の活性化と所得向上を図る「**農泊**」の取組を推進し、「**令和2年までに農泊地域500地域創出**」の目標を達成

取組事例（宮城県蔵王町）

概要

- **地域の農産物を食として提供するほか、地元農家の農業体験や文化体験も取り入れて農泊を展開。**
- まちづくり、観光物産協会、福祉施設、移住相談室など**多様な主体**が参画。

成果

- 民泊宿泊者数は**9,560人増加（約2.9倍）**
- 地域全体の総売上高が**約1.0億円増加（約2.8倍）**。



【ジビエ】 野生鳥獣 × 加工販売

- ジビエ利用拡大の取組を推進し、「**ジビエ利用量を令和7年度までに倍増（4,000t）**」させる目標を設定

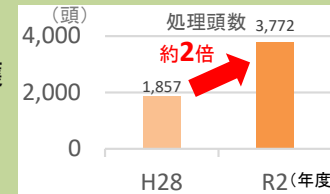
取組事例（鳥取県東部地区）

概要

- 捕獲者を対象に、**ジビエ利用に適した捕獲技術を習得するための研修を実施。**
- 放血から2時間以内の個体は、原則全頭受入れ。
- 処理加工施設がない地域から、ジビエ専用回収車を用いて**広域回収する体制を構築。**

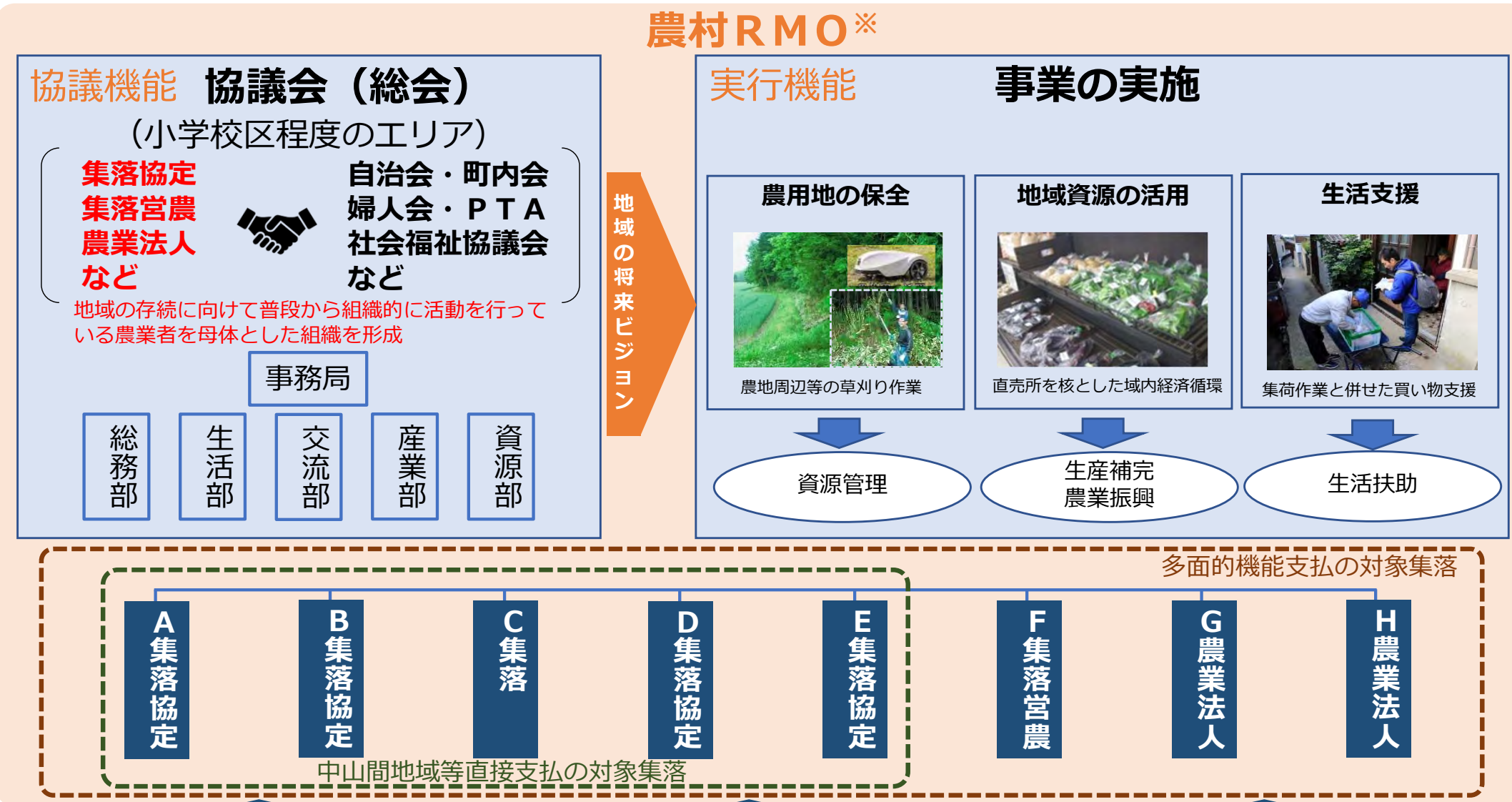
成果

- 年間処理頭数が**約2倍**に増加。



【くらし】中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。



中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

- 地域の関係者が話合いを通じて土地の利用方法等の合意形成を図り、農山漁村発イノベーションや農用地保全等の取組を実施。
- 農村型地域運営組織（農村RMO）を始めとする農林漁業団体等からの提案等を踏まえ、農用地の保全など農山漁村の活性化に資する活動を支援。



土地利用方法等に関する地域での話合い

- ・ 地域の土地の利用状況と将来の利用見込み
- ・ 担い手となる者や団体の把握
- ・ 活性化のための施設（イノベーション施設等）の整備の方向性
- ・ 鳥獣被害の状況と対応方法 など



農林漁業団体等が実施する農用地保全事業等を
地方自治体に提案



土地利用調整を円滑に行い農用地保全事業等を実施

- ▶ 農用地保全事業等を推進するため、土地利用調整を円滑化する仕組みを検討

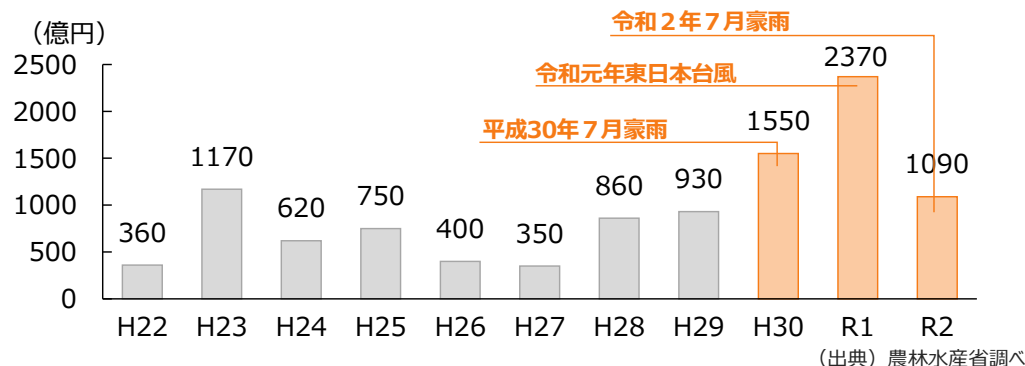
農用地保全事業



地域の関係者を交えた土地利用方法の話合い

現状及び課題

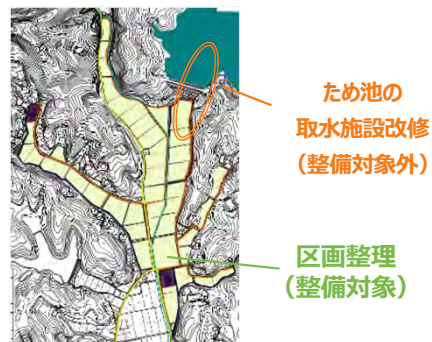
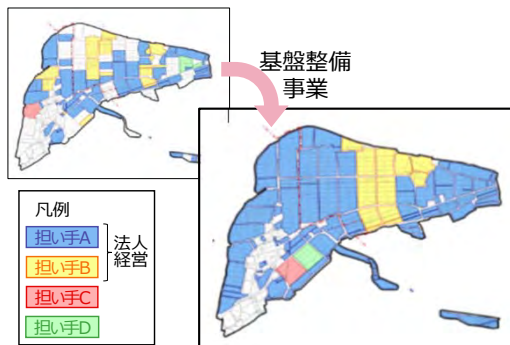
激甚化・頻発化する豪雨災害による農地・農業用施設等の被害



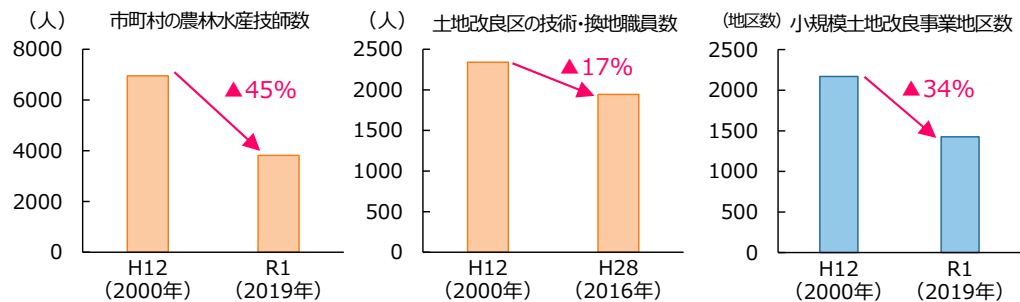
担い手への農地の集積・集約化の加速

【基盤整備を契機とした担い手への農地集積・集約化】

【農地中間管理機構関連農地整備事業】



市町村・土地改良区の技術職員数と小規模土地改良事業の事業量

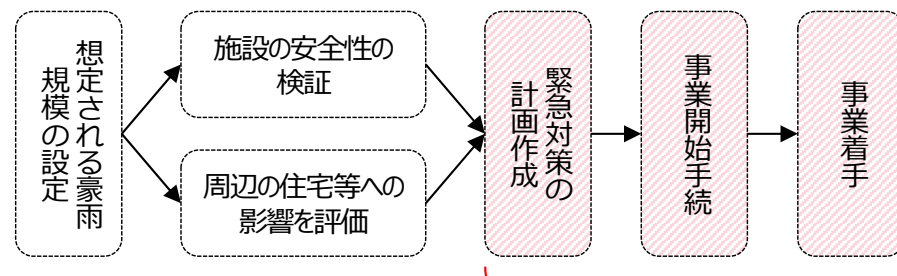


(出典) 地方公共団体定員管理調査(総務省)
土地改良区運営実態等統計調査(農林水産省)

(出典) 農林水産省調べ

対応方向

緊急的に実施する豪雨対策事業



緊急性を踏まえ
国又は地方自治体の判断で手続を迅速化

機構関連農地整備事業の整備対象に農業水利施設等を追加

暗渠による排水改良

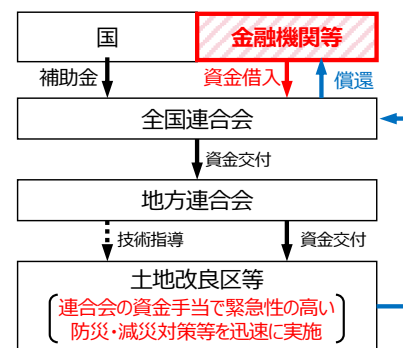


用水路のパイプライン化と農道の拡幅

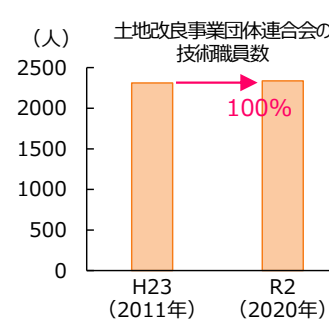


土地改良事業団体連合会による支援強化

資金面での支援強化



実施面での支援強化

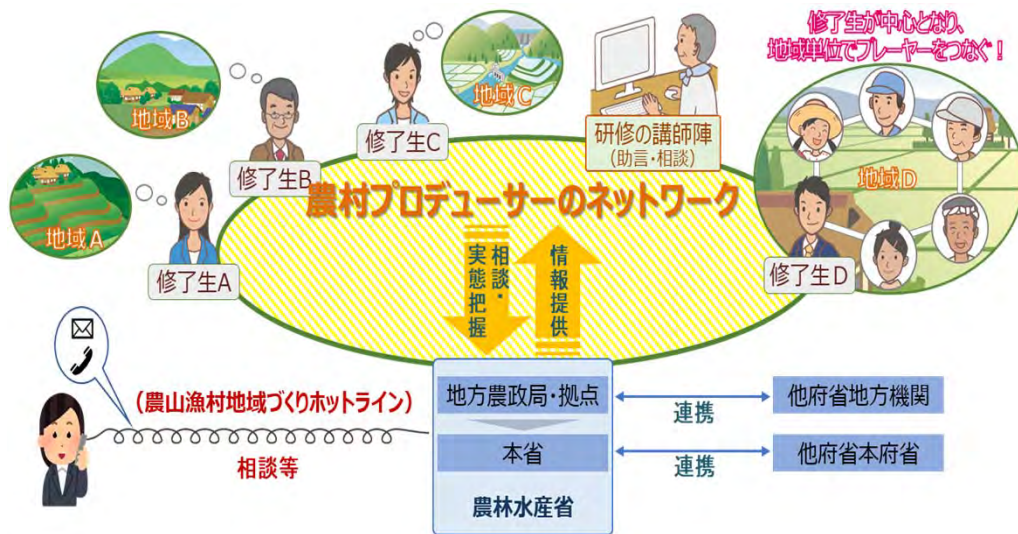


連合会の技術職員を活用

- 地域づくり人材の育成とネットワーク化を進めるとともに、地方自治体等に対する広域的なサポート体制を構築。
- 農業体験等を通じた農村ファンづくり、外部人材と農村とのマッチングの推進等により、農的関係人口を創出・拡大。

地域づくり人材の育成「農村プロデューサー養成講座」(令和3年度～)

- ・ 地方自治体職員等を対象に、地域サポートの担い手となる地域づくり人材（農村プロデューサー）を養成
- ・ 「講義」「実例を基にした模擬演習」「研修生自らの実践活動」の3段階で、現場力を身につけるためのきめ細やかなカリキュラムを用意
- ・ 研修後も修了生同士で支え合いながら活動できるよう、修了生等のネットワークを構築



地域づくりに取り組む市町村等からの相談に応ずる窓口を全国に設置

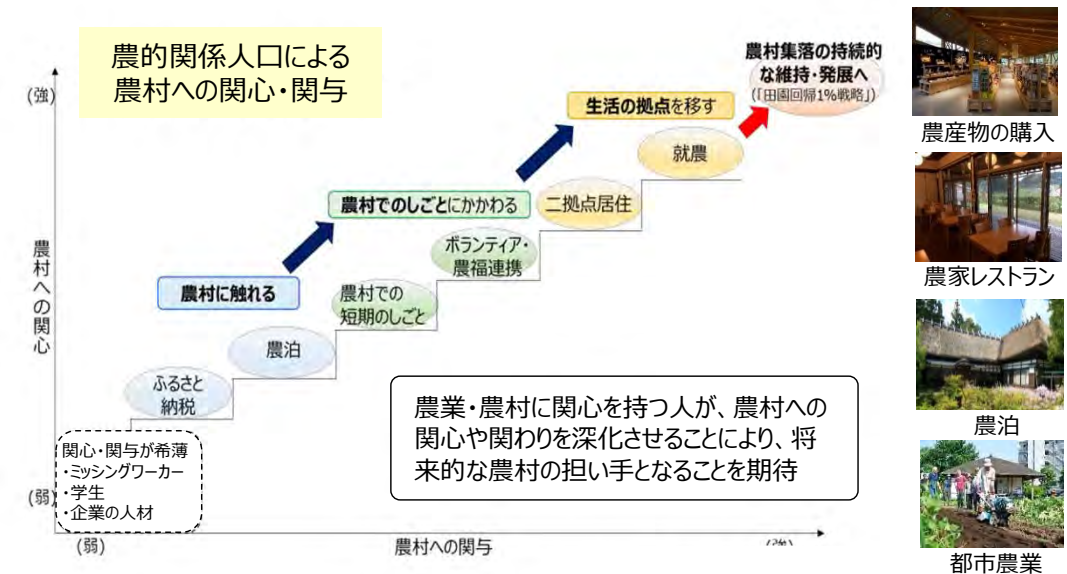
地方自治体等に対する広域的なサポート体制の構築

地域ごとに異なる課題の解決を図るため、専門的な知識を有する人材の活用も含め、自治体等を広域的なサポート体制により支援

- ・ 都道府県において、農村型地域運営組織（農村RMO）形成を伴走支援する中間支援組織を育成
- ・ 農山漁村発イノベーション推進のため、専門家派遣等を行うサポートセンターを設置

将来的な農村の担い手となり得る「農的関係人口」の創出・拡大

- ・ 農産物の購入、農泊、ユニバーサル農園での農業体験等や、農村の魅力の発信を通じて「農村ファン」づくりを推進
- ・ 農業体験の場の提供等、都市農業・農地の多様な機能の維持・増進の取組を推進



地域づくりに関わる多様な人材の確保

- ・ 農山漁村での様々な活動に、農山漁村に興味がある多様な人材が関わることのできる仕組みを構築（農山漁村関わり創出事業）
- ・ 多様な人材の受け皿として、農村型地域運営組織（農村RMO）を育成するとともに、特定地域づくり事業協同組合等と連携

(農山漁村への労働力・専門的知識の提供)



農用地の保全と地域運営組織の形成について

－ 農村型地域運営組織(農村RMO)形成の推進 －



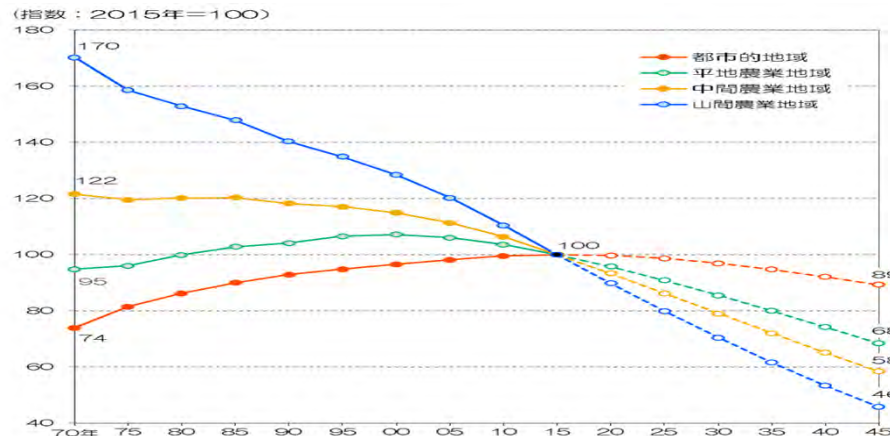
令和3年12月10日

農村振興局

中山間地域の農業・農村が抱える課題

- 条件不利地域ほど人口減少は顕著であり、集落内の戸数減少は著しい状況。
- 耕地面積が減少する中で、中山間直接支払制度でピークで約70万haの農地を維持してきたものの、令和2年度には大幅にダウンし、今のうち手を打たないと農地維持の体力が早晚限界を迎える。

【農業地域類型別の人口推移と将来予測】

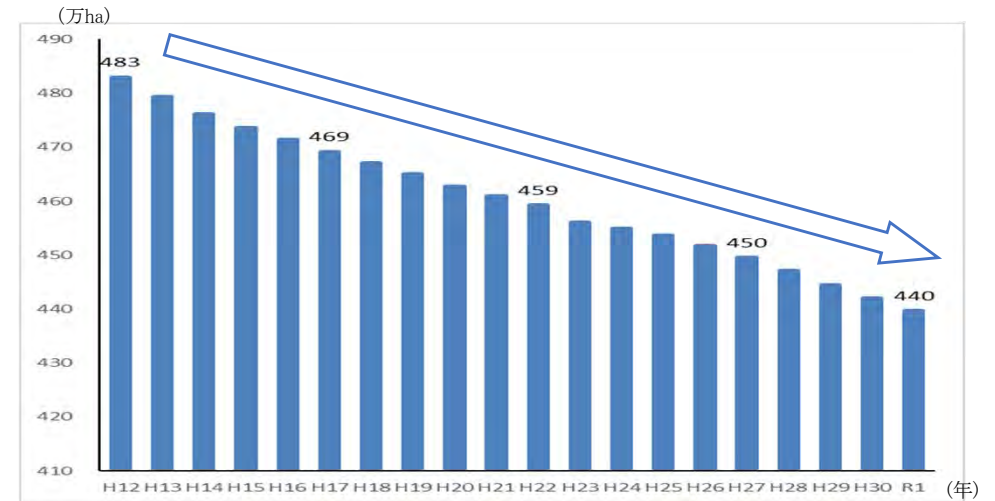


資料：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」（2019年8月）

注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。

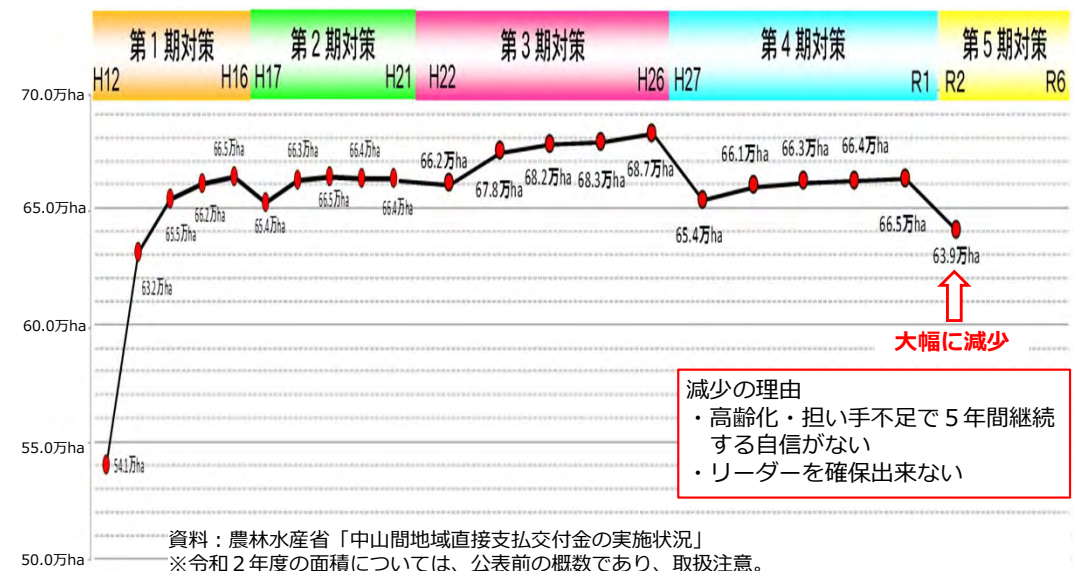
2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

【耕地面積の推移】



資料：農林水産省「耕地及び作物面積統計」

【中山間地域直接支払交付金の交付面積の推移】

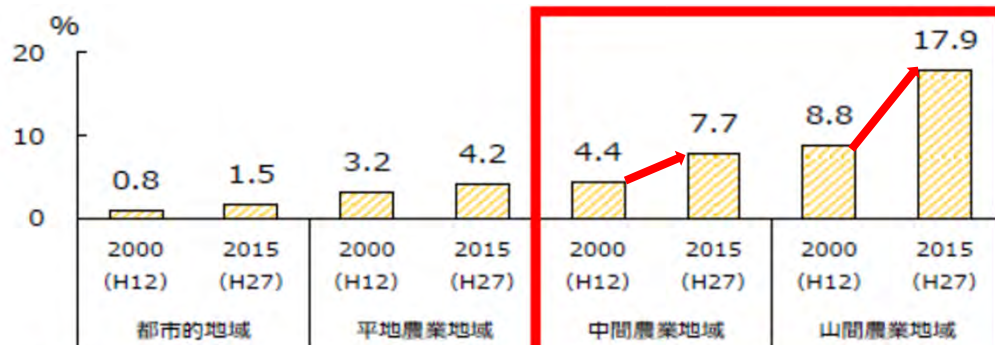


減少の理由
 ・高齢化・担い手不足で5年間継続する自信がない
 ・リーダーを確保出来ない

資料：農林水産省「中山間地域直接支払交付金の実施状況」

※令和2年度の面積については、公表前の概数であり、取扱注意。

【総戸数が9戸以下の農業集落の割合】



(出所) 農林水産省「農林業センサス」

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村RMO※

協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

地域の存続に向けて普段から組織的に活動を行っている農業者を母体とした組織を形成

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン

実行機能

事業の実施

農用地の保全



農地周辺等の草刈り作業

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

A 集落協定

B 集落協定

C 集落

D 集落協定

E 集落協定

F 集落営農

G 農業法人

H 農業法人

中山間地域等直接支払の対象集落

多面的機能支払の対象集落

中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

町内に6つの集落活動センター（農村RMO）を展開（高知県梼原町松原地区）

地域の概要

- 旧村を6つの区として区長を置き、自主防災や健康づくりなど、自治活動を実施。
平成20年頃から県が着手した集落活動センター育成の取組を受けて町内に6センターを順次設置。
- 中山間地域等直接支払は、平成12年度より町内34協定で取り組みを開始。平成17年の第2期対策より町内を6区6協定に広域化。
- 町内第1号の「松原区」の集落活動センターでは、住民による運送サービス等の生活支援、中山間直接支払の集落協定等による農用地管理活動、加工販売施設を活用した経済活動を展開。現在では、6区全てで集落活動センターが活動を展開。

① 生活支援 ② 農用地等保全

地域からガソリンスタンドが消える危機感をきっかけに、平成23年に隣の初瀬区とともにNPO法人「絆」を設立し、地域交通や配食サービスを開始。平成24年には住民出資で「(株)まつばら」を設立し、廃業危機に瀕したガソリンスタンド運営を継承。

集落活動センターの設立には中山間地域等直接支払の集落協定の構成員も参画。

③ 地域資源活用

(株)まつばらは給油所事業に始まり、地域食材販売、農林業資材集出荷等の複合経営に発展。また、平成26年には加工販売施設「あいの里」を設立し、特産品づくりやレストラン運営を展開。

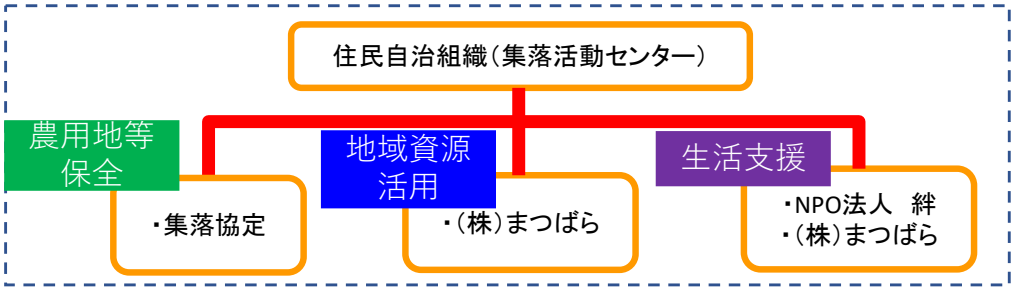


【R2年度実績】
○ 中山間支払（松原集落協定）
協定面積：12.6ha
交付金額：224万円
〔個人配分60%、共同取組活動40%〕
主な協定参加者：農業者31人
非農業者0人
協定開始：H12

活動内容と発展過程

① 生活支援	○暮らしを互助するソーシャルビジネス 1)住民による過疎地有償運送、配食サービス 2)住民出資株式会社でのガソリンスタンド運営	住民自治組織 NPO法人 絆 株式会社 まつばら
② 農用地等保全	○中山間地域等直接支払 1)広域化協定による農地の維持管理活動 2)共同取組活動費を協定内外の活動に配分	集落協定
③ 地域資源活用	○地域食材をお金に換える仕組みづくり 1)加工販売施設での農産物・加工品・雑貨販売 2)同施設でのレストラン運営 3)集出荷体制の構築	株式会社 まつばら

農村RMOの組織体制



【生活支援】



【農用地等保全】

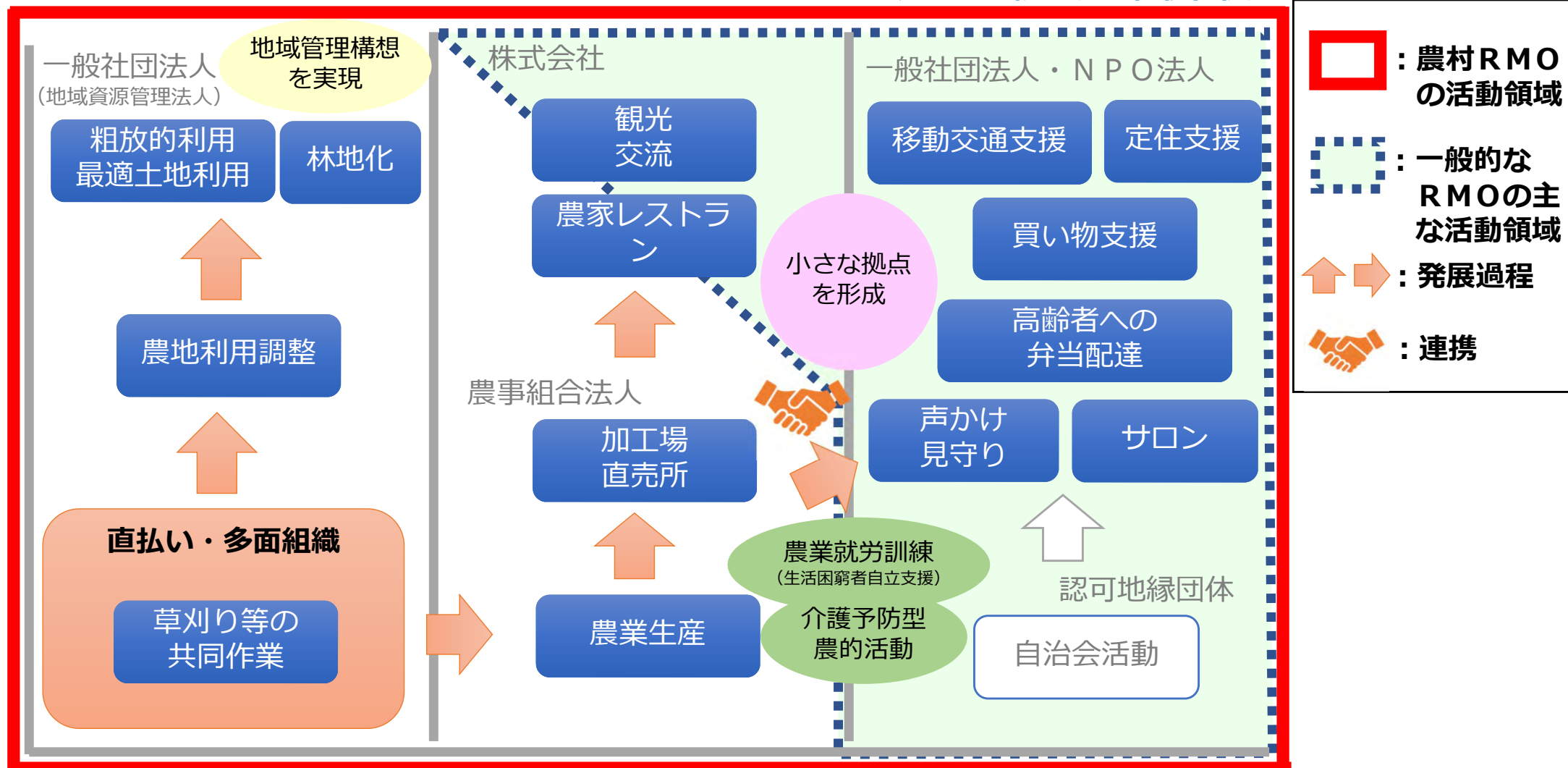


【地域資源活用】

農村RMOの事業領域と発展過程

- 農村RMOは、中山間直払いや多面支払いの組織などの農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域の多様な主体を巻き込みながら、地域資源を活用した農業振興等による経済活動を展開し、さらに農山漁村の生活支援に至る取組を手がける組織へと、省庁横断的に発展させていくことが重要。

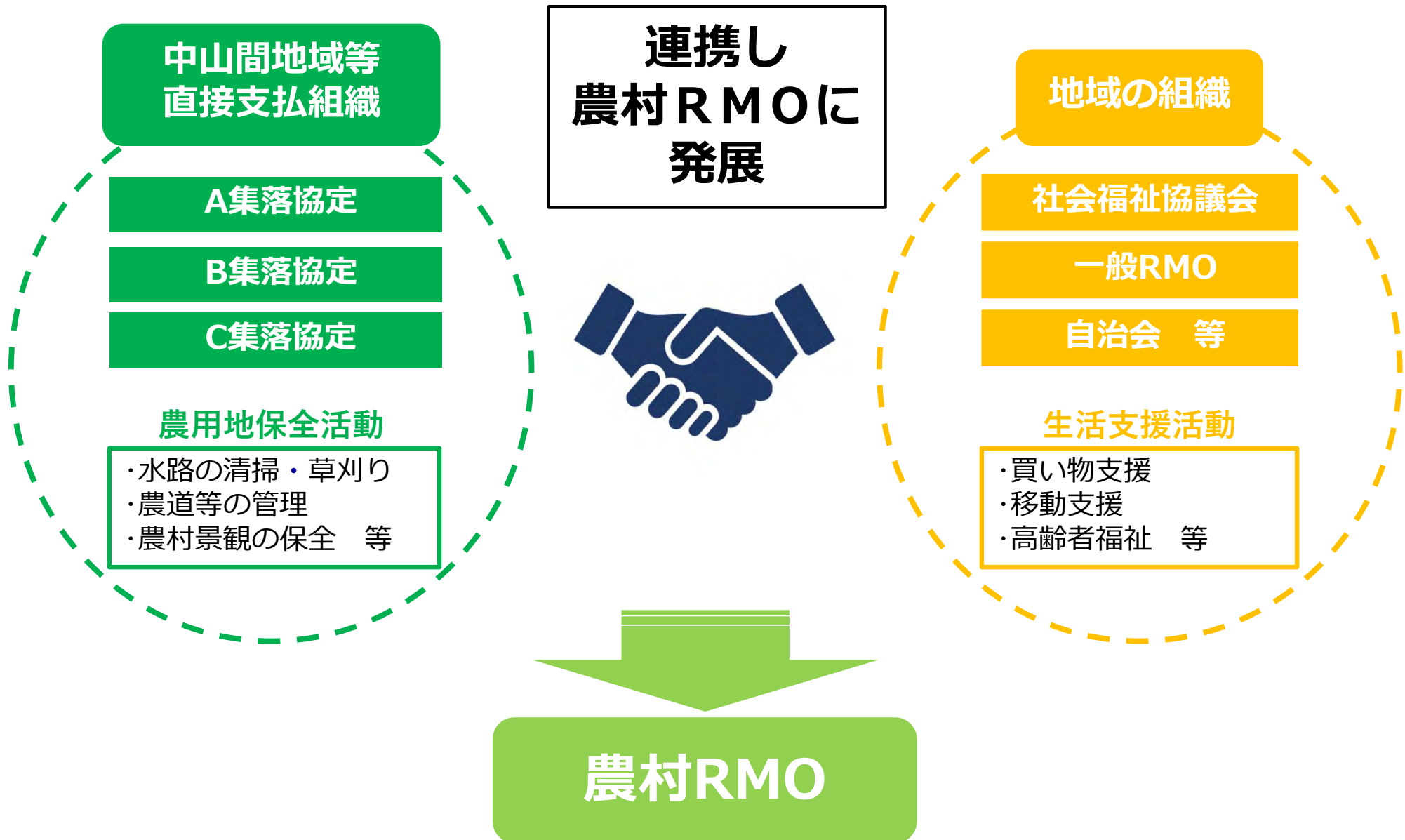
持続的で秩序ある土地利用の推進
(良好な農村空間の形成) → 地域の雇用創出、所得向上
域内経済循環の促進 → 地域における生活基盤の維持
人口流出防止、定住移住促進



農村RMO形成のアプローチ

パターン①

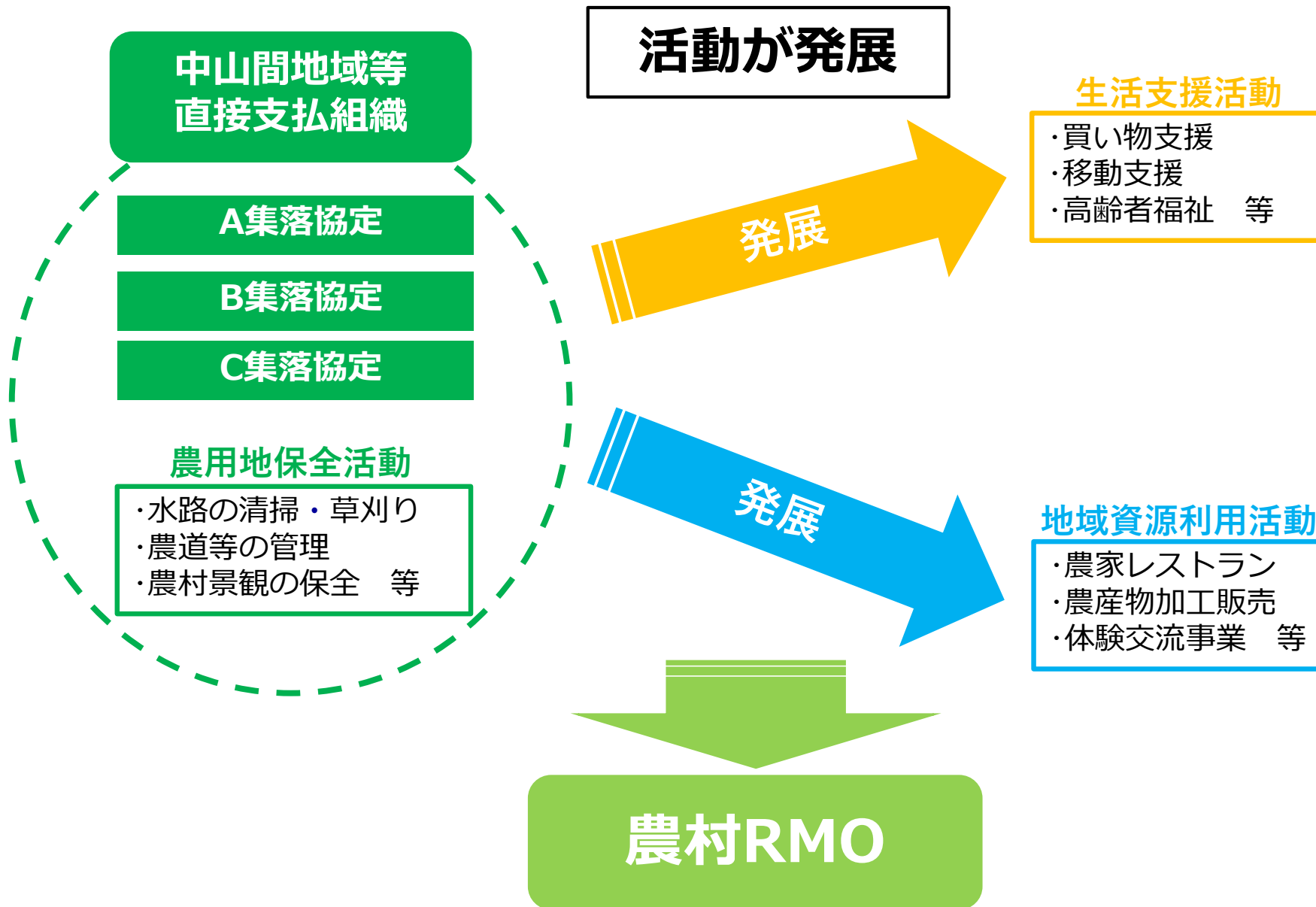
中山間地域等直接支払の集落協定が、地域の組織にアプローチすることで農村RMOに発展



農村RMO形成のアプローチ

パターン②

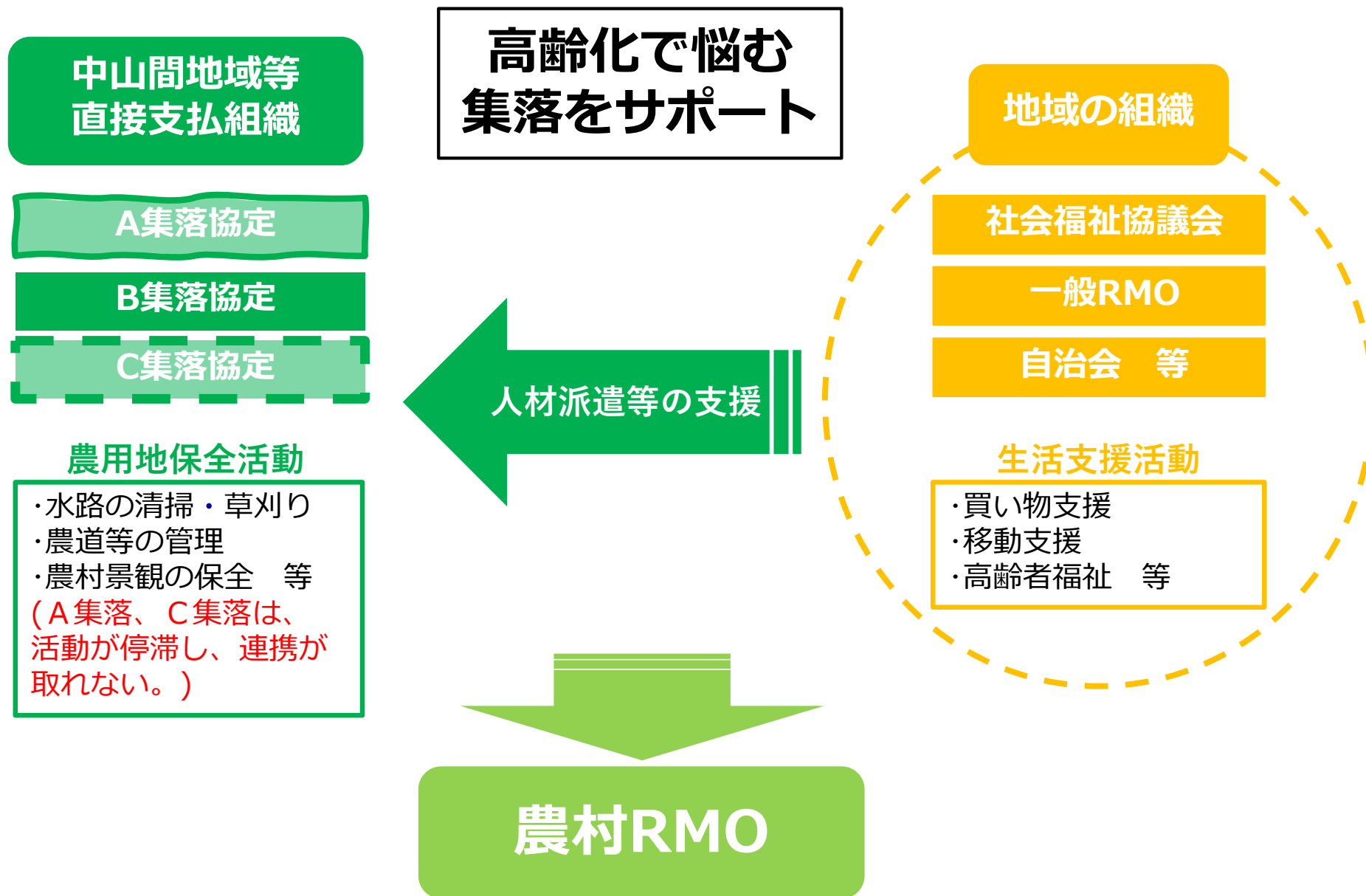
中山間地域等直接支払の集落協定が、
活動内容を発展させ、農村RMOに発展



農村RMO形成のアプローチ

パターン③

地域の組織が、中山間地域等直接支払の集落協定にアプローチすることで農村RMOに発展



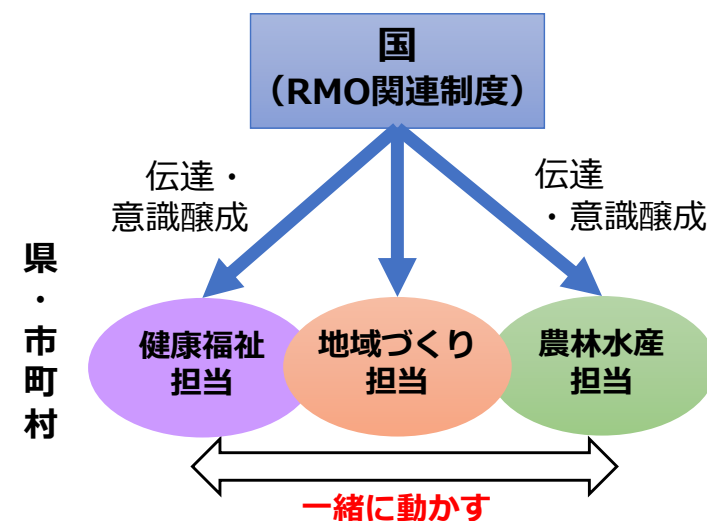
農村RMO形成推進に向けた各府省連携案(第1回関係府省連絡会議(10/21)で提示)

1. 「農村RMO」の形成にあたって各府省所管の各種制度を活用

＜農村RMOとの関わりが想定される制度＞

総務省	内閣府	厚生労働省	国土交通省
● 集落支援員 ● 地域おこし協力隊 ● 地域プロジェクトマネージャー ● 地域力創造アドバイザー	● 地域活性化起業人 ● 特定地域づくり協同組合 ● 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	● 生活支援コーディネーター ● 介護保険法に基づく地域支援事業 ● 重層的支援体制整備事業	● 小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏形成推進事業 ● 国土の管理構想（地域管理構想）

2. 各省が実施するRMO関連の制度等に関する都道府県・市町村の担当部局への説明において、農林水産省から農村RMO形成推進施策を情報提供し、各地域の一体的な取組を促進



3. 関係府省連絡会議（農村RMO形成促進に関する情報共有の場）の形成

【関係府省等】総務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、各種団体等

【会議の内容】①現場情報の共有

②関連施策の共有

連携を確認している各省担当課【総務省地域自立応援課（地域振興室、過疎対策室）、厚生労働省認知症施策・地域介護推進課、国土交通省総合計画課・地方振興課、内閣官房まち・ひと・しごと創生事務局、内閣府地方創生事務局】

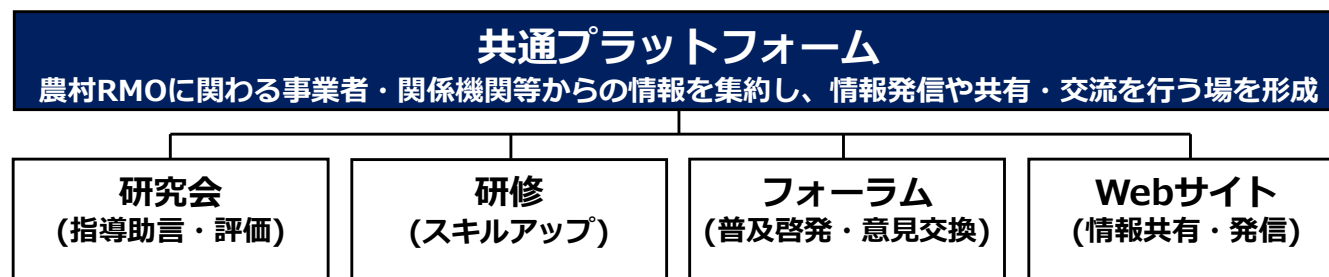
農村RMOに関する各省の施策

	制度	農村RMOとの関わり	
寄り添い	集落支援員	● 集落支援員が 参画 することにより、 集落間の調整が円滑化	総務省
	生活支援コーディネーター	● 生活支援サービスについて 、計画策定や事業活動を サポート	厚労省
伴走	地域活性化伝道師	● 地域課題の解決に向けた取組に対して、 市町村職員や地域リーダーに指導・助言 を行い、地域人材力の強化を支援	内閣府
	地域力創造アドバイザー	● 地域資源を活用した地場産品発掘・ブランド化・観光振興等の取組を支援	総務省
メンバー候補	地域おこし協力隊	● 地域おこし協力隊が 参画 することにより、 活動が活性化 、経済事業を運営する法人へ就職	
	地域プロジェクトマネージャー	● 地域プロジェクトマネージャーが、行政や民間等との橋渡しをしながら、 活動等を支援	
	地域活性化起業人	● 地域活性化企業人がノウハウや知見を生かし、経済事業等を支援	
	特定地域づくり事業協同組合	● 特定地域づくり事業協同組合からの 人材派遣	
活用	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	● 新たな事業に取り組む場合に活用	厚労省
	重層的支援体制整備事業	● 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業（介護、障害、子ども、生活困窮の各分野）等について、 農業関連の取組の受け皿 となり実施 （例：一般介護予防事業を活用した高齢者の農的活動において、高齢者への農作業の指導や農園の管理等を実施）	
	小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏形成推進事業	● 廃校舎等を活動拠点（地域コミュニティの拠点、交流の場）等として改修する場合に活用	国交省
	JOIN（移住・交流推進機構）	● ニッポン移住交流ナビを通じて、人材を募集	
具現化	地域管理構想 （国土の管理構想）	● 地域管理構想の検討・実行にあたり、 地域の核となる主体として参画	国交省

農村RMO形成推進に関する推進体制について

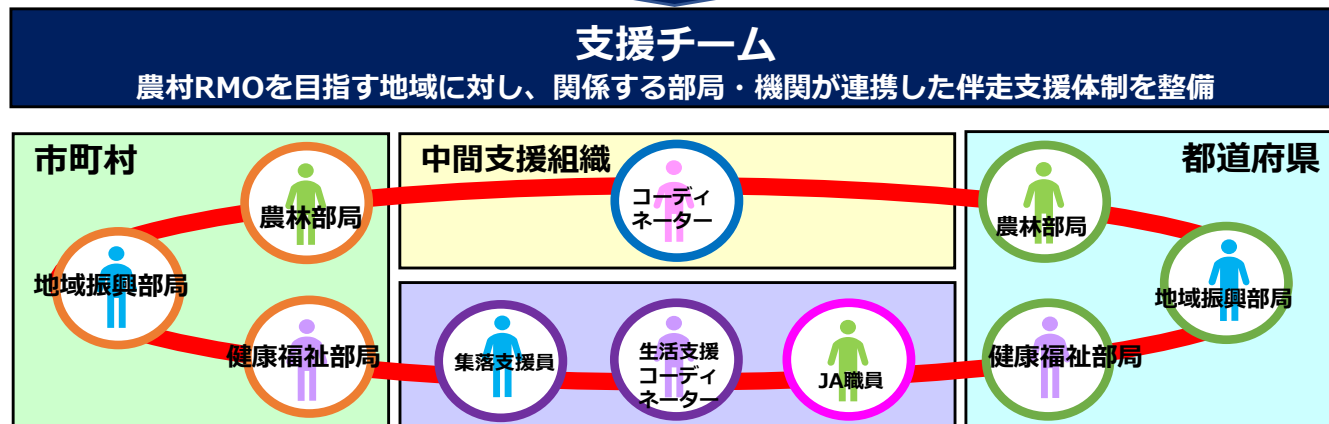
- 農村RMOを効果的に形成するため、全国レベル、県域レベル、地域レベルの各段階における推進体制の構築等を支援する。

【全国レベル】



情報・ノウハウを蓄積し、全国に普及

【県域レベル】



部局横断的な支援チームを形成し、伴走支援を実践することで、ノウハウを蓄積

【地域レベル】



モデルを形成し、横展開

特定地域づくり事業協同組合制度の概要及び 認定状況について

令和3年12月10日

総務省自治行政局地域力創造グループ

地域自立応援課地域振興室

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R4概算要求額 5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン・Iターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

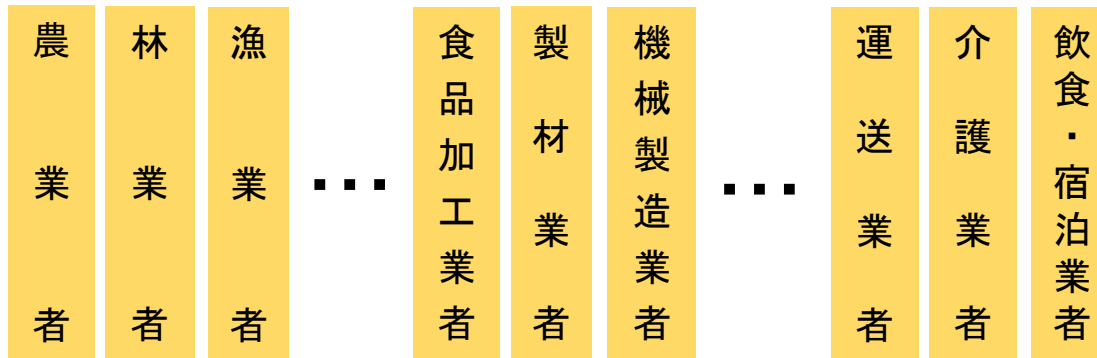
人口急減法の概要

対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

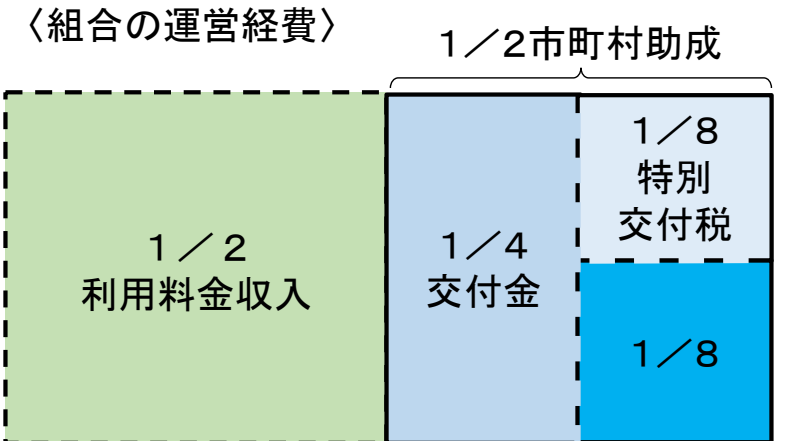
特定地域づくり事業協同組合員



人材 派遣 利用 料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市 町 村



※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政支援

認定

都道府県

情報提供
助言、援助

特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

1

4月



農業

5～10月



飲食業

11～3月



酒造業

2

通年



介護事業

or



こども園

AM



小売業

PM

創意工夫により様々な活用が可能

特定地域づくり事業協同組合 設立のプロセス

① 事前準備 (事業者・市町村・関係事業者 団体間の相談・調整)	●活動地区が人口急減地域であることの確認 ●次の事項について、関係者間の調整及び支援が見込めることの確認 ・組合員となる事業者の確保 ・派遣職員となる労働者の確保 ・事務局職員や事務局スペースの確保 ・市町村による組合設立・運営に係る財政支援等		
② 事業計画(案)の 作成	次の事項について案の作成 ・組合の経理的基礎の見通し(組合員からの出資、市町村からの財政支援) ・派遣職員の人件費、各事業者の派遣料金、事務局運営経費、市町村からの財政支援等の見通し及びそれらに基づく収支見通し ・各職員の年間を通じた具体的な予定派遣先、教育訓練・キャリア形成支援 等		
③ 関係機関への 事前相談	・都道府県・都道府県中小企業団体中央会:下記④ 事業協同組合の設立認可手続について ・都道府県:下記⑤ 特定地域づくり事業協同組合の認定手続について(交付金申請についても同時に相談) ・都道府県労働局:下記⑥ 労働者派遣事業の届出について ※ 事業計画(案)の作成と関係機関への事前相談は、並行して進めることで、事業計画の具体化が可能となり、円滑な立上げにつながります。		
④ 事業協同組合の 設立認可手続	発起人の選定(4事業者以上)、定款案等の作成、創立総会開催、都道府県への設立認可申請、出資払込、設立登記		
⑤ 特定地域づくり 事業協同組合の 認定手続	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">認定 基準</td><td style="padding: 5px;"> 都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定 1) 人口急減地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体であり、支援が必要な地区であること 2) 特定地域づくり事業の適正な実施が可能であり、職員の就業条件に十分に配慮されていること 3) 地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること 4) 経理的及び技術的な基礎を有すること(労働者派遣法の許可基準を参酌) 5) 組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制が構築されていること </td></tr> </table>	認定 基準	都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定 1) 人口急減地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体であり、支援が必要な地区であること 2) 特定地域づくり事業の適正な実施が可能であり、職員の就業条件に十分に配慮されていること 3) 地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること 4) 経理的及び技術的な基礎を有すること(労働者派遣法の許可基準を参酌) 5) 組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制が構築されていること
認定 基準	都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定 1) 人口急減地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体であり、支援が必要な地区であること 2) 特定地域づくり事業の適正な実施が可能であり、職員の就業条件に十分に配慮されていること 3) 地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること 4) 経理的及び技術的な基礎を有すること(労働者派遣法の許可基準を参酌) 5) 組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制が構築されていること		
⑥ 労働者派遣事業 の届出	都道府県労働局に事前相談・確認した届出書類等を提出、都道府県労働局の確認・受理 ※ 届出により労働者派遣事業を実施できるのは、全ての派遣労働者が無期雇用職員である場合に限られます。		

事業開始 (事業開始前に交付金の交付決定が必要です)

特定地域づくり事業協同組合認定一覧（R3. 11. 24現在）①

	都道府県	市町村	組合の名称	認定年月日	主な派遣先（業種）
1	北海道	下川町	下川事業協同組合	R3. 2. 22	小売業、農林業
2	青森県	南部町	人材サポートなんぶ協同組合	R3. 5. 21	農業
3	秋田県	東成瀬村	東成瀬村地域づくり事業協同組合	R2. 12. 17	農業、林業、食品製造業、宿泊業、スキー場、 児童福祉事業、生活関連サービス業
4	山形県	小国町	おぐにマルチワーク事業協同組合	R3. 11. 11	農業、宿泊業、スキー場、金属製品製造業、 酒類製造業、燃料小売業
5	福島県	金山町	奥会津かねやま福業協同組合	R3. 5. 25	小売業、飲食業、宿泊業、 ガソリンスタンド、キャンプ場、食料品製造業
6	新潟県	粟島浦村	粟島浦地域づくり協同組合	R3. 10. 29	漁業、介護業、観光業、旅客海運業、宿泊業
7	長野県	生坂村	生坂村特定地域づくり事業協同組合	R3. 8. 3	農業、介護事業、建設事務
8		小谷村	おたり地域づくり協同組合	R3. 11. 24	宿泊業、飲食業、小売業、総合工事業、林業
9	奈良県	川上村	事業協同組合かわかみワーク	R3. 2. 26	林業、観光業、介護事業、家具製造業、 金属加工業、小売業
10	鳥取県	若桜町	若桜町特定地域づくり事業協同組合	R3. 10. 21	農業、林業、宿泊業、旅客運送業
11		智頭町	智頭町複業協同組合	R3. 6. 30	林業、飲食料品小売業、燃料小売業、保育所、 飲食店、観光業
12		日野町	日野町未来づくり事業協同組合	R3. 4. 1	農業、林業
13	島根県	浜田市	協同組合 Biz. Coop. はまだ	R3. 1. 12	児童福祉事業、障害者福祉事業、老人福祉事業、 音楽興行活動
14		安来市	安来市特定地域づくり事業協同組合	R3. 2. 22	農業、小売業
15		奥出雲町	奥出雲町特定地域づくり事業協同組合	R3. 3. 30	農業、観光業、小売業、宿泊業
16		飯南町	飯南町地域づくり協同組合	R3. 10. 1	農業、宿泊業、窯業・土石製造業、飲食店、 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
17		津和野町	津和野町特定地域づくり事業協同組合	R3. 3. 30	酒類製造業、農業
18		海士町	海士町複業協同組合	R2. 12. 4	食品加工業、漁業、宿泊・飲食・観光業、 教育・研修・物販

特定地域づくり事業協同組合認定一覧（R3. 11. 24現在）②

	都道府県	市町村	組合の名称	認定年月日	主な派遣先（業種）
19	徳島県	三好市	三好市特定地域づくり事業協同組合	R3. 6. 29	情報処理業、不動産営業、接客業、林業、印刷業
20	佐賀県	唐津市	人材バンク唐津協同組合	R3. 8. 27	不動産業、デザイン業、飲食業、農業
21		みやき町	みやき町三根校区 特定地域づくり事業協同組合	R3. 3. 30	社会福祉・介護事業、飲食料品卸売業、 ゴルフ場、持ち帰り・配達飲食サービス業
22	長崎県	壱岐市	壱岐市農業支援事業協同組合	R3. 10. 21	農業
23		五島市	五島市地域づくり事業協同組合	R3. 3. 12	食品製造業、水産加工業、農業、建築材料卸売業、 燃料小売業、介護事業、ガソリンスタンド、風力発電メンテナンス
24	熊本県	五木村	五木村複業協同組合	R3. 9. 30	食料品加工業、農業、建設事務、介護業、サービス業
25	鹿児島県	和泊町 知名町	えらぶ島づくり事業協同組合	R3. 5. 25	農業、食料品製造業、一般診療所、 老人福祉・介護事業、宿泊業、総合スーパー

特定地域づくり事業協同組合の 仕組みの活用について

令和3年12月10日

農村振興局

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

農村型地域運営組織（農村RMO）と特定地域づくり事業協同組合の連携

- 地域内外の若者等を雇用した特定地域づくり事業協同組合と連携して、同組合から農村型地域運営組織（農村RMO）に人材を派遣することにより、農村地域が必要とする活動を実施していくことで、農村の振興につながることを期待。

農林水産省の支援

- 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成支援

（農林地保全事業
地域資源活用事業
生活支援事業）



- 農山漁村発イノベーションへの支援（交付金の交付、人材マッチングなど）



農村型地域運営組織（農村RMO）

- ・ 地域コミュニティの維持に資する取組を実施

農用地保全



農地周辺・林地の
草刈り作業

地域資源の活用



直売所を核とした
域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた
買い物支援



農
業
者



林
業
者



漁
業
者



食
品
加
工
業
者



飲
食・
宿
泊
業
者

...

（組合員）
地域内の事業者

利用料金

人材派遣（※）

利用料金

人材派遣（※）

※法人格を有する組織に限る

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材（雇用）

地域内外の若者等



特定地域づくり事業協同組合を活用した農村の多様な担い手の拡大

＜特定地域づくり事業協同組合を受け皿として地域内外の若者等を農業・農村に呼び込み＞

- 特定地域づくり事業協同組合によって、地域産業の担い手不足の解消のみならず、地域内外の若者等が、同組合の派遣職員として雇用されることをきっかけに、農村マルチワーカーや派遣先事業者の正社員、農山漁村発イノベーションの起業者など、農業農村の多様な担い手として定住することを期待。



農村プロデューサー養成講座の実施状況

令和3年12月10日

農村振興局

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

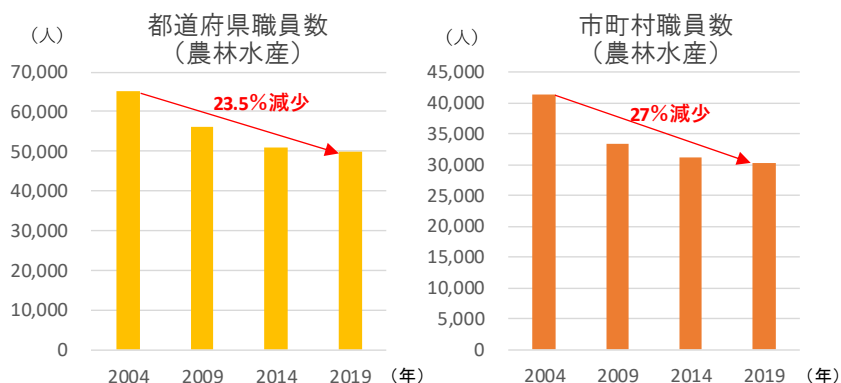
農林水産省

『農村プロデューサー』養成講座 とは？

- 『農村プロデューサー』とは、
“地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材”のこと。

『農村プロデューサー』養成講座を開講する背景

都道府県・市町村の職員が減少する中で、
地域に寄り添う人材の必要性が増大。



※ 一般行政職員数も15年間で10%以上減少。

（出典）総務省「地方公共団体定員管理調査結果」から作成。（一部事務管理組合の職員を除いている）

- 地域づくりに決まった答えはありません。
- だからこそ、地域に寄り添ってサポートする人材が今、全国各地で必要なのです。
- 本講座は、一方通行的な講義による知識の習得よりも、演習や実践活動による現場力アップを重視します。
- 本講座の修了生（『農村プロデューサー』）がネットワークでつながり、支え合っている環境を整えることで、全国各地の人材同士の連携も深めていきます。



（イメージ）地域住民と農村プロデューサー

講座の種類

以下の2種類のコースで構成。

① 入門コース

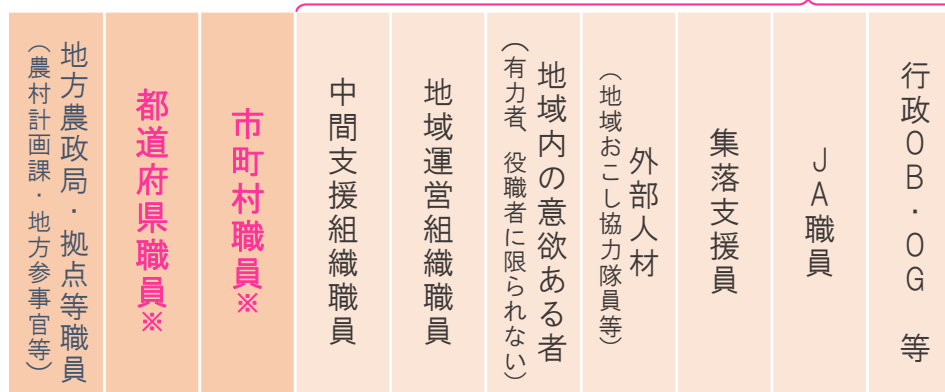
地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能な
オンライン講演。

② 実践コース

地方自治体職員及び地域づくりに意欲がある者等を
対象として、実例を基にした模擬演習や地元での実践を通じ、地域づくりをプロデュースする者を養成。

（参考）実践コースの受講対象者

地域づくりに意欲がある者



主な研修対象

主な研修対象ではないものの、受講可

※ 地方自治体職員として、農林水産、社会教育、福祉、地域共生社会、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

『農村プロデューサー』養成講座 カリキュラムの概要（令和3年度）

- 「入門コース」「実践コース」の2種類のコースで構成。さらに、研修修了生（実践コース）と講師陣をつなぐネットワークを構築。
- オンライン形式（主にライブ配信による講義や演習）も併用し、実例を基にした模擬演習や研修生自らの実践活動による現場力アップを重視。

『農村プロデューサー』養成講座 ～地域に消えない火を灯せ～

1. 研修の目標

- ・ 農山漁村地域における、創意工夫にあふれる地域づくりの取組内容を学ぶことにより、地域づくりの実践に向けたプロセスを習得。

2. 主な内容

オンライン講演（ライブ配信）

- ・ 活動内容や成果、動機等を通じ、地域づくりのワクワク感を体感。

『農村プロデューサー』入門コース（定員なし）

- ・ 地域づくりに造詣の深い者等を講演者（講演者は毎回交代）とした、オンライン上の講演。ライブ講演中にチャットで双方向のやりとりが可能。
- ・ 月3回、90分程度（全6回）。

3. 受講対象者

- ・ 地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能。
- ・ 実践コースの受講希望者は、入門コースを受講することが望ましい。

1. 研修の目標

- ・ 地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材（農村プロデューサー）を養成。

2. 主な内容

（1）オンライン講義（ライブ配信）

- ・ 地域及び地域住民に関する現状把握や分析手法、実践に向けたロードマッピング等の基礎を学ぶ。
- ・ 地域づくりに造詣の深い者を講師とした、オンライン上の講義。ライブ講義中にチャットで双方向のやりとりが可能。
- ・ 月2回、90分程度（全4回）。

（2）対面講義（実例を基にした模擬演習等）

- ・ 実例を基にした模擬演習等により、（1）で習得した手法を現場で実践するためのトレーニングを実施。研修生同士の連携も推進。
- ・ 2泊3日、3地方会場で開催。

（3）研修生自らの実践活動（オンラインゼミ+実践）

- ・ （2）で学んだ内容を基に、研修生（グループも可）が講師と相談の上活動のテーマを決定し、地元で実践。
- ・ 農村プロデューサーに求められるポイントを、現場レベルで企画・実践し、その成果を題材として、実施前後のオンラインゼミで解説。

『農村プロデューサー』実践コース（30人程度）

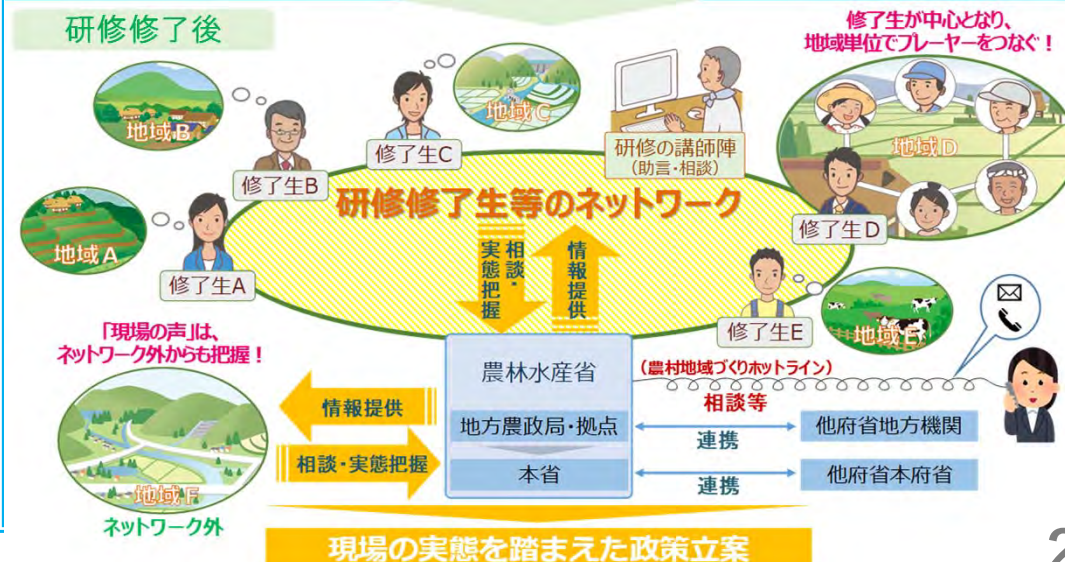
- ・ 成功につながるポイント、現場が動き出すポイントなどを探り学ぶ。
- ・ 月1回、90分程度（全2回）。

3. 受講対象者

- ・ 地方自治体職員※及び地域づくりに意欲がある者等を想定。

※ 地方自治体職員として、農林水産、社会教育、福祉、地域共生社会、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

ネットワークへの参画希望者



新しい研修スタイルの提案及び実施スケジュール（予定）

- 実践コースでは、「型にはまった地域づくり」を目指すのではなく、「その地域に合致した地域づくり」を考えるスタイルを目指していく。
- 「オンライン講義」「実例を基にした模擬演習」「研修生自らの実践活動」の3ステップで、個々の研修生の現場力アップをフォロー。

新しい研修スタイルの提案（実践までを段階的にフォロー）

これまでの研修スタイル



研修で学ぶ内容は有意義だが…



すぐに地域で実践するにはハードルが高い場合も

研修から実践までの段階の段差が高すぎる可能性。

新しい研修スタイル



実例を基にした模擬演習によりオンライン講義で学んだことを実践に移すためにトレーニング



講師のフォローを受けながら研修生自ら実践活動にチャレンジ
研修修了後の活動を支えるネットワークも構築



現場力を段階的に身に付けるためのきめ細やかな段階を用意！！

実施スケジュール（予定）

令和3年度の実施スケジュール（予定）は下記のとおり。

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
入門コース (オンライン講演)		全6回											・実践コースの募集期間 6月28日～7月16日 ・実践コース(2)の会場は 地方農政局の会議室を予定 ・感染症拡大等により、 スケジュールが変更となる 可能性あり。
実践コース(1) (オンライン講義)						全4回							
実践コース(2) (実例を基にした模擬演習)						仙台 会場	20～22日 岡山 会場	15～17日 熊本 会場		11～13日 仙台 会場			
実践コース(3) (研修生自らの実践活動)						延期			オンラインゼミ 全1回	研修生 地元で実践	オンラインゼミ 全1回		
研修修了生等の ネットワーク										ネットワーク 構築へ			

『農村プロデューサー』養成講座 講演者・講師の紹介

- 令和3年度は、「入門コース」（参加自由）を5月から、「実践コース」（定員制）を9月から開講。
- 「実践コース」は、ホームページ上にある実践コース受講申込書でダイレクトに応募可能。（募集期間6月28日～7月16日）

入門コース 講演者（オンライン講演）

6つの分野別に、講演者それぞれから地域づくりに関する取組内容を学ぶ。

第1回 【総論分野】

令和3年5月11日（火）19:00～



東京大学助教授等を経て、2006年より現職。専門は、農村政策論、地域ガバナンス論。国内外の農山村地域を歩き、集落レベルから国の政策レベルまでの実態を研究し、政策提言を行っている。
著書：『農山村は消滅しない』（岩波新書）、『農村政策の変貌』（農文協）など多数。

明治大学農学部教授 小田切 徳美 氏

第2回 【イノベーション分野】

令和3年5月20日（木）19:00～



ビジネスプロデューサー。外資系戦略コンサルティングファームを経て現職。国内最大級の地方創生イニシアチブプラットフォーム「INSPIRE」を立ち上げ、超絶まちづくりの集合知を社会にシェアしている。
著書：『最強の縄文型ビジネス』（日本経済新聞出版社）

一般社団法人 INSPIRE代表理事/BBT大学教授 谷中 修吾 氏

第3回 【行政分野】

令和3年5月31日（月）19:00～



元茨城県東海村職員。自治推進課長、農業委員会事務局長等を歴任。退職後の現在は、（一社）全国農業会議所専門相談員として、農業を通じた持続可能な地域づくり（人・農地プラン）の策定・推進アドバイザーとして活躍中。自らの失敗談を交えた具体的な事例や、地域との合意形成の手法等が好評を得ている。

地方考夢員®研究所 所長 澤畑 佳夫 氏

第4回 【民間分野】

令和3年6月8日（火）19:00～



地域社会の役に立つという全社の大戦略のもと、感じ良い暮らしと社会に向かって各地の地域活性化案件を手掛ける。草の根の地域活動から行政や地域企業との協定締結など、お店のプロデュースのみならず、街づくりまで関わっている。

株式会社良品計画ソーシャルグッド事業部
スペースグッド担当部長 河村 玲 氏

第5回 【都市農村交流分野】

令和3年6月16日（水）19:00～



地域の短期的・季節的な人手不足で困る収穫時の農家等と、農業や地域に興味がある地域外の若者をマッチングする webプラットフォーム「おてつたび（お手伝い×旅）」を運営。お手伝いを通じて自分にとって好きで堪らない特別な地域が出来る、そんな“新しい旅”の形を提案している。

株式会社おてつたび代表取締役 永岡 里菜 氏

第6回 【地域実践分野】

令和3年6月24日（木）19:00～



大学卒業後、経営コンサルティング会社に勤務し、組織開発、人材育成などの分野に携わる。2010年、家族とともに新潟県十日町市池谷集落へ移住。地域おこし協力隊として活躍。地域の活動団体をNPO法人化させ、現職。
著書：『奇跡の集落～廃村寸前『限界集落』からの再生』

特定非営利活動法人地域おこし事務局長 多田 朋孔 氏

実践コース 講師（オンライン講義+対面講義）

講師は2名体制。事例を基にした模擬演習や地元での実践を通じ、現場力をアップする。



2021年3月に山形県庁を定年退職。在職中は、一貫して農村の生産基盤と生活環境の整備に取り組む。事業の計画や実施に合わせ、地域の真の課題の見極めと、解決に向けた合意形成手法や話し合いと解決の道を探ってきた。県内外1,000以上の事例と向き合い、地域に誇りを取り戻すための「地域づくり」を展開している。

農村着火型プランナー 高橋 信博 氏



2018年に愛媛県庁退職。在職中は、協働自治による行革、地域包括ケア・虐待防止、地域担当職員として地域に深くかかわる。2014年4月から3年間、地域活性化センター派遣となり、全国の地域人材育成と地域づくり伴走支援に従事。現在は、フリーランスで課題解決から価値創造思考への転換や、だづをつなぐ人材育成を行っている。

一般財団法人 地域活性化センター
人材育成プロデューサー 前神 有里 氏

オンライン講義



対面講義



実践コースでは、オンラインと対面を併用した研修スタイルを実施！

農村プロデューサー養成講座の実施状況①

- 入門コースは延べ3,590名（6講座の合計）、実践コースは3会場で44名が受講。
- 受講生からは本研修が大変有意義であるとの声が寄せられているほか、本研修を受けて地域の人材育成研修が開催されるなどのつながりが生まれている。

入門コース 受講者実績

日 程	研 修 科 目	延べ受講者数
5月11日～ 6月24日	①総論 ②イノベーション ③行政 ④民間 ⑤都市農村交流 ⑥地域実践	3,590名 （録画配信分を含む）

実践コース 受講者実績

項 目	日 程	会 場	受講者数
オンライン 講義	9月 3日(金) ～22日(水)	オンライン 全4回	44名
対面講義 (3会場)	10月20日(水) ～22日(金)	岡山	14名
	11月15日(月) ～17日(水)	熊本	16名
	1月11日(火) ～13日(木)	仙台	14名 (予定)
(実践活動)	(12月以降)	(各地域)	(今後予定)

受講者の声(実践コース)

- やってみたいと思うアイデアがたくさんあり、これから自分がやるんだ！という力をいただいた。(30代、地域おこし協力隊)
- 適切な仕掛けを行うことで、ひとの心に「火」をつけることができるという実感を持つことができた。(40代、市職員)
- 現場で住民とワークショップをする前に、プロデューサーとしてこれほどの準備をやっておかねばならないことに対して驚いた。本気で向き合う時間も手間もかけねばならないのだ！と認識を改めた。(50代、県職員(普及指導員))
- 今回できた人脈(つながり)を大切に、壁にぶち当たった時に相談したい。(20代、市職員)
- 全国のみなさんが、それぞれのフィールドで活躍されており、その中の課題や成功体験など共通の「あるある」を話せたのはとても良かった。地域づくりの悩みは「人」であり、喜びもまた「人」に尽きると思った。(30代、県職員)
- 農村プロデューサーとしての目線を持つことは、意識しなければできないことだと感じた。このような研修を受けたことを地域の仲間と共有したい。(30代、古民家宿経営、地域づくりNPO)
- 一緒に研修を受けている方の熱い思いを感じる良い機会になった。(50代、県職員)
- 地域づくりの一連のプロセスが見える講座を受講できたことは大変勉強になった。研修で学んだ農村プロデューサーの役割を意識しながら、活動していきたい。(60代、市職員OB)



実践コースの開催状況

- 本養成講座(入門コース)の講師が、岡山県笠岡市の地域づくり人材研修で講義を実施。(入門コースの内容が、市のまちづくりの方向性に合致するとして、講師依頼)

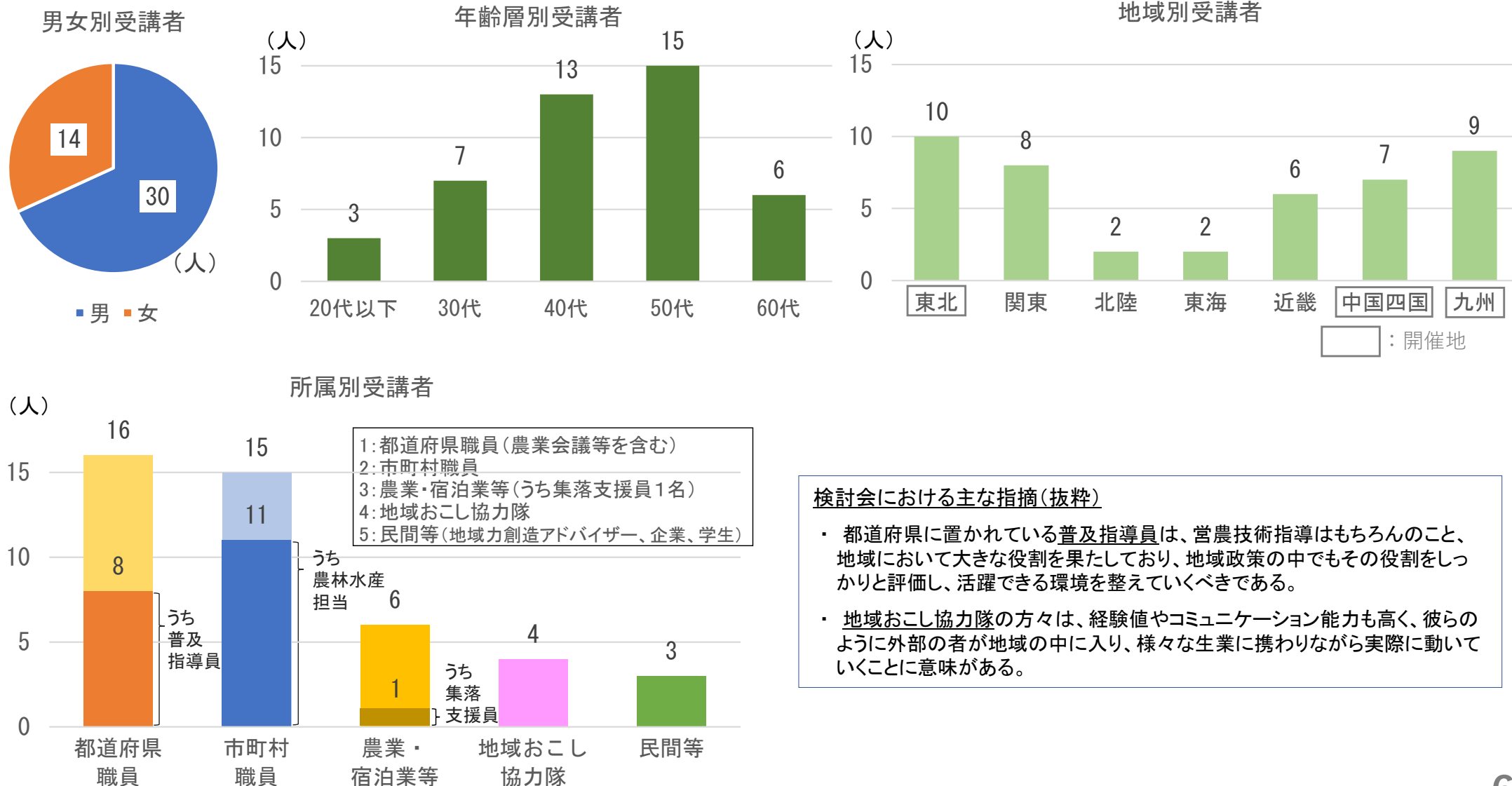
かさおかイノベーションリーダー養成塾

次世代の地域づくりを担う人材の育成を目的とし、令和2年度から開始。今年度の塾生は16名。卒業生には市総合計画審議会委員等として参画してもらうなど市施策へのフィードバックを期待。



農村プロデューサー養成講座の実施状況②

- 実践コースの受講生は、今年度は全国3か所(岡山、熊本、仙台)での開催であったため、会場周辺の地域に偏っている。
- 主な研修対象とした地方自治体職員が約7割を占めるが、その他の地域内外で地域づくりに意欲がある者も受講している。



検討会における主な指摘(抜粋)

- ・ 都道府県に置かれている普及指導員は、営農技術指導はもちろんのこと、地域において大きな役割を果たしており、地域政策の中でもその役割をしっかりと評価し、活躍できる環境を整えていくべきである。
- ・ 地域おこし協力隊の方々は、経験値やコミュニケーション能力も高く、彼らのように外部の者が地域の中に入り、様々な生業に携わりながら実際に動いていくことに意味がある。

講座修了生等のネットワーク

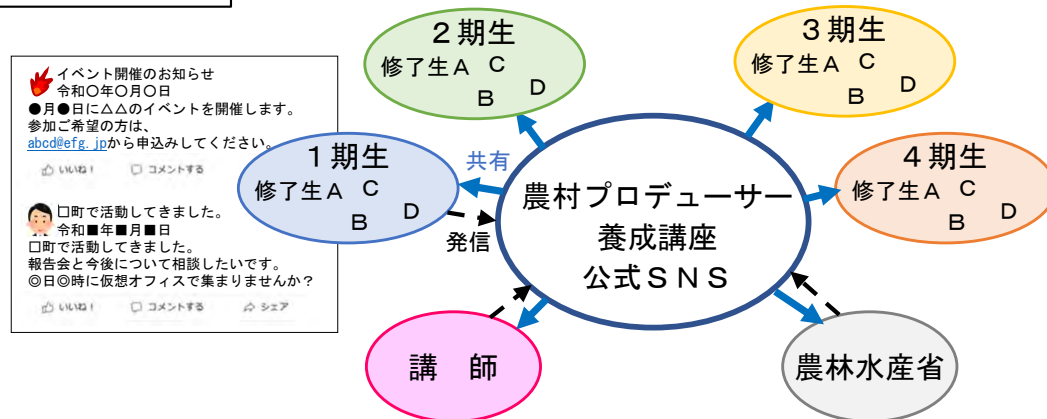
- 修了生同士が支え合いながら活動できる環境を整備するとともに、講師や農林水産省もネットワークに参画することで、地域づくりを後押しする情報提供や相談対応を行いつつ、現場の実態把握機能を強化。
- ネットワークは仮想オフィスとSNS(ソーシャルネットワークサービス)の活用を検討。

ネットワークの概要



ネットワークイメージ

SNS



仮想オフィス

現実空間のようにアイコンが近いもの同士で会話ができる

報告会や複数人での会話、リアルタイムでの情報共有等を行いたいとき



検討課題

- ネットワークへの参画ルール(情報セキュリティ、システム利用規程等)の整備
- ネットワークにおける活動を活性化させるための方策の検討(活動内容の企画、定期的な情報提供、フォローアップ研修等の実施等)
- ネットワーク内外から把握した現場実態についての政策立案への反映

デジタル田園都市国家構想実現会議の開催について

令和 3 年 11 月 9 日
内閣総理大臣決裁
令和 3 年 11 月 10 日
一部改正

1. 地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため、デジタル田園都市国家構想実現会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣総理大臣
副 議 長	デジタル田園都市国家構想担当大臣、デジタル大臣、 内閣官房長官
構 成 員	内閣府特命担当大臣（地方創生）、総務大臣、文部科学大臣、 厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣そ の他内閣総理大臣が指名する国務大臣並びに地方活性化及びデ ジタルに関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が 指名する者
3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

デジタル田園都市国家構想実現会議 名簿

議長	岸田 文雄	内閣総理大臣
副議長	若宮 健嗣	デジタル田園都市国家構想担当大臣
	牧島 かれん	デジタル大臣
	松野 博一	内閣官房長官
構成員	野田 聖子	内閣府特命担当大臣（地方創生）
	金子 恭之	総務大臣
	末松 信介	文部科学大臣
	後藤 茂之	厚生労働大臣
	金子 原二郎	農林水産大臣
	萩生田 光一	経済産業大臣
	斉藤 鉄夫	国土交通大臣
	石山 志保	福井県大野市長
	井澗 誠	和歌山県白浜町長
	太田 直樹	株式会社 New Stories 代表取締役
	加藤 百合子	株式会社エムスクエア・ラボ代表取締役社長
	正能 茉優	株式会社ハピキラ FACTORY 代表取締役 慶應義塾大学大学院特任助教
	竹中 平蔵	慶應義塾大学名誉教授
	富田 哲郎	東日本旅客鉄道株式会社取締役会長
	野田 由美子	ヴェオリア・ジャパン株式会社代表取締役会長
	平井 伸治	鳥取県知事/全国知事会会長
	増田 寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
	村井 純	慶應義塾大学教授
	柳澤 大輔	株式会社カヤック代表取締役 CEO
	湯崎 英彦	広島県知事
	若宮 正子	特定非営利活動法人 ブロードバンドスクール協会理事

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて

－今後の論点（案）－

令和 3 年 11 月 11 日
デジタル田園都市国家構想担当大臣
若宮 健嗣

デジタル田園都市国家構想について

地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現を図っていく。

（参考）【岸田総理 所信表明演説（抜粋）】

（略）これまで進んでこなかったデジタル化が急速に進むなど、社会が変わっていく確かな予感が生まれています。今こそ、科学技術の恩恵を取り込み、コロナとの共生を前提とした、新しい社会を創り上げていくときです。

この変革は、地方から起こります。地方は、高齢化や過疎化などの社会課題に直面し、新たな技術を活用するニーズがあります。例えば、自動走行による介護先への送迎サービスや、配達の自動化、リモート技術を活用した働き方、農業や観光産業でのデジタル技術の活用です。

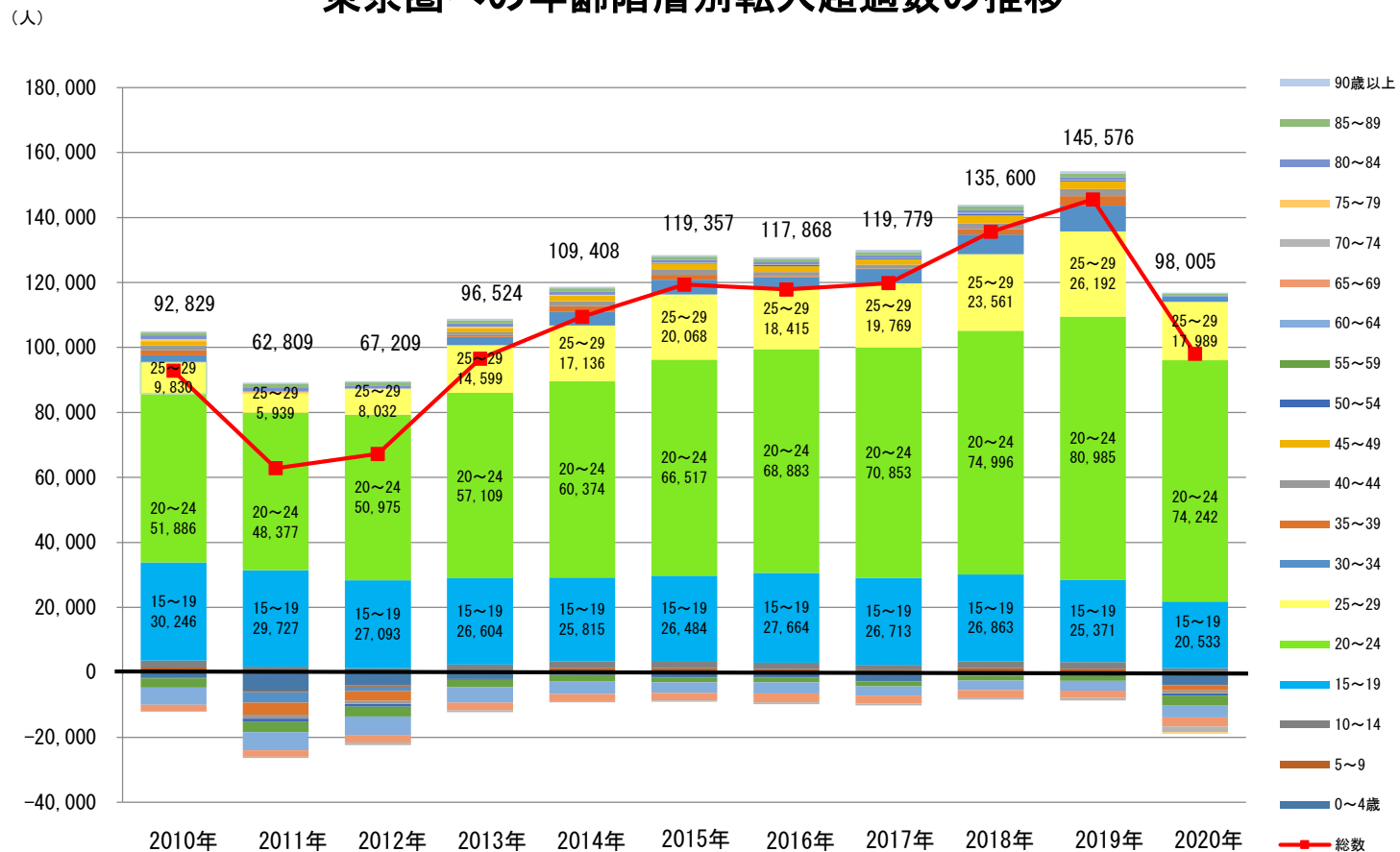
ピンチをチャンスに変え、我々が子供の頃夢見た、わくわくする未来社会を創ろうではありませんか。

（中略）第2の柱は、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」です。地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていきます。そのために、5Gや半導体、データセンターなど、デジタルインフラの整備を進めます。誰一人取り残さず、全ての方がデジタル化のメリットを享受できるように取り組みます。

デジタル実装を通じた解決が期待される地方活性化に向けた課題（１）

東京圏への転入超過は2011年以降、増加傾向にあったが、2020年はコロナの影響で△4.8万人と大幅な減少に転じた。転入超過の大半を占めるのは10代後半から20代の若年層というトレンドは継続している。

東京圏への年齢階層別転入超過数の推移

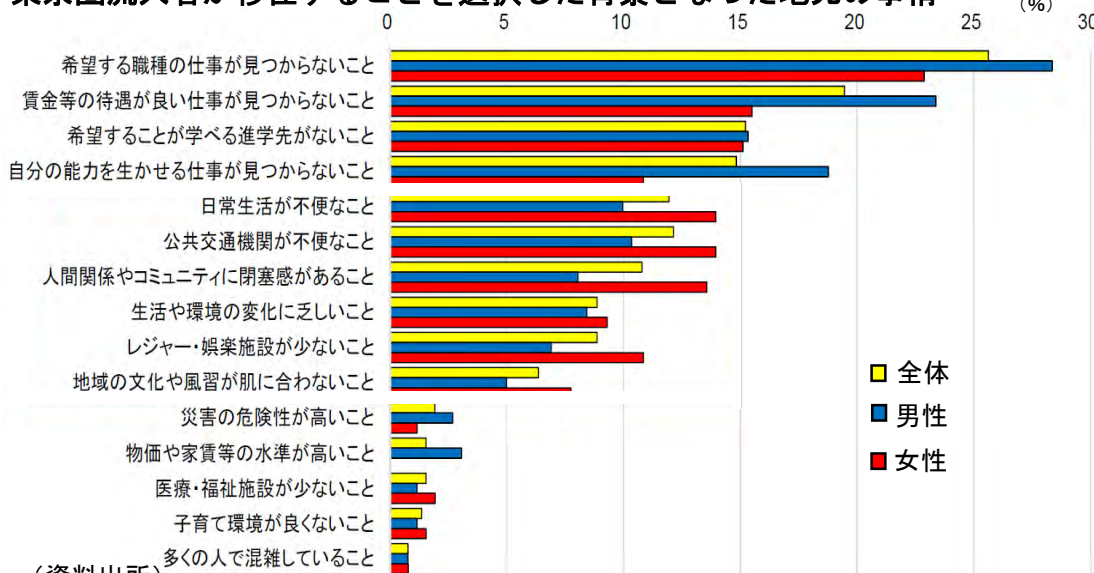


(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

デジタル実装を通じた解決が期待される地方活性化に向けた課題（2）

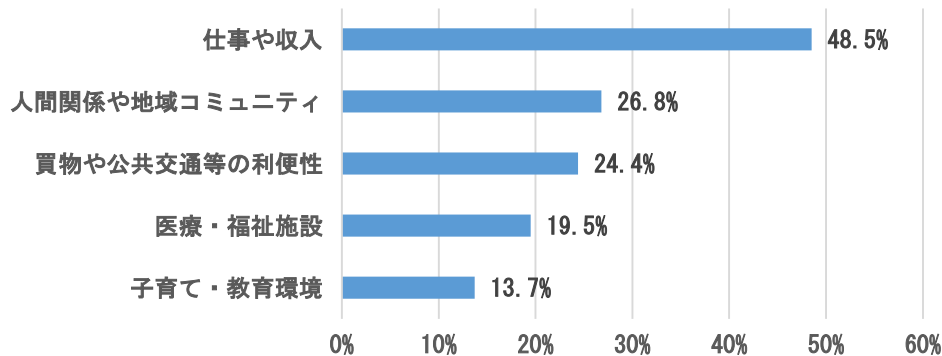
東京圏への転入超過の背景には、仕事・収入や教育・子育て、医療の充実など地方の抱える様々な課題の存在があり、その解決が求められている。

東京圏流入者が移住することを選択した背景となった地元の事情



(資料出所) 国土交通省「企業等の東京一極集中に関する懇談会」とりまとめ参考資料より抜粋。

地方移住にあたっての懸念



〇地方が抱える主な課題

- 地方での仕事の確保
- 成長産業の創出
- 交通・物流の確保
- 教育機会の充実
- 医療・福祉の充実
- 文化・娯楽の充実 等

デジタル化による地域課題解決のモデル事例

デジタル技術を活用して、仕事の場の確保、教育機会の充実、医療の充実など、地方の抱える様々な課題の解決を図り、地方と都市の差を縮めるべく、様々な取組が全国で進行しつつある。

福島県会津若松市の例

ICTオフィスを核とした 「仕事の場の確保」



○デジタル技術を様々な分野で活用し、まちを活性化し、生活の利便性を高める「**スマートシティ会津若松**」を推進

○ICTを活用したオフィス「**AiCT**」を整備し、国内外の**37社・200名超**が勤務しており、地域における新たな「**仕事の場**」を創出

沖縄県与那国町の例

遠隔双方向ライブ授業による 「教育機会の充実」



○テレビ会議システムを用いて、町営塾の生徒と東京の大学生講師がコミュニケーションをとりながら**遠隔双方向の授業を実施**

○地方に**都会と同水準の学習環境が整備**され、導入から3年間で全国学力テストにおいて**全科目で全国平均を上回る等の効果が発現**

長野県伊那市の例

医療×MaaSによる 「医療の充実」



○医療機器を装備した移動診療車に看護師が乗車し、テレビ電話により**医師が遠隔地から患者を診察**。

○配車システムにより、患者と医師が合意したスケジュールに応じ、効率的なルートで患者宅を巡回し、**患者、医者双方の負担を軽減**

地方を活性化し、世界とつながるデジタル田園都市国家構想実現に向け、以下のような論点を検討していくべきではないか。

①地方の課題を解決するためのデジタル実装

- ・ 地方での仕事の確保（地方創生テレワークなど）
- ・ 成長産業の創出（地域ビッグデータの活用等による新産業の創出、スマート農業など）
- ・ 交通・物流の確保（MaaSの推進、ドローン、情報コードの統一化など）
- ・ 教育機会や医療・福祉など共助を支える新たな準公共サービスの充実
- ・ スーパーシティ構想の早期実現 等

②デジタル人材の育成・確保

- ・ 地域で活躍するデジタル人材の確保と、共助のコミュニティの醸成
- ・ やる気のある地方大学、高専などを中核とした先端的人材の好循環の確立 等

③地方を支えるデジタル基盤の整備

- ・ データ連携基盤、自動運行システムなど共助（官民協調型）のデジタル基盤整備の加速
- ・ 5G、データセンター、Wi-Fi等、世界最高水準のハードウェアインフラ整備の加速
- ・ 新たなサービス実現や人材育成・活用に向けた制度改革の実現（デジタル臨調と連携）
- ・ 先端的服务に必要なツール・知見の開発と地方からの実装 等

④誰一人取り残さない社会の実現

- ・ デジタル推進委員の全国展開
- ・ 被災者・高齢者等へのデジタル活用支援

54・住民のデジタル化への理解・共助促進 等

デジタル田園都市国家構想に活用できる主な施策

地方創生関係交付金

地方創生推進交付金

(R3当初予算:1,000億円)

地方版総合戦略に位置づけられた地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援

(未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業も支援)

地方創生拠点整備交付金

(R2補正(3次):500億円)

地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的で先導的な施設整備等を支援

地方創生テレワーク交付金

(R2補正(3次):100億円)

「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出すべく、サテライトオフィス等の施設整備・運営等を支援

地方大学・地域産業創生交付金

(R3当初予算:97.5億円)

産業・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援

デジタル基盤の整備

光ファイバ整備の推進

高度無線環境整備推進事業(R2補正(2次):502億円)

- ・5G等の高速・大容量通信の前提となる光ファイバが未整備の学校や地域における整備を支援 など

各分野におけるデジタル化の取組

スマート農業

スマート農業総合推進対策事業(R3当初:13.6億円/R2補正(3次):62.0億円)

- ・スマート農業の現場への導入・実証、スマート農業教育の推進、農業データ連携基盤の活用促進等の環境整備の取組を支援。

GIGAスクール(R1及びR2年補正:合計4,819億円)

- ・1人1台の児童生徒端末などを整備、ICT環境の学校現場における活用を支援。

遠隔医療

遠隔医療設備整備事業(R3当初:6.0億円/R2補正(3次):3.7億円)

- ・かかりつけ医によるオンライン診療を含め、遠隔医療の実施に必要な機器等の整備に対する補助

中小企業

地域未来デジタル・人材投資促進事業(R3当初:11.7億円)

- ・地域の中小企業等によるデジタル化のモデルケース創出・横展開を支援。

スーパーシティ構想(R3当初予算:3.0億円、R2補正(3次):7.0億円)

- ・スーパーシティ構想の早期実現に向けてデータ連携基盤の整備等を実施 など

(参考)緊急提言(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)(抄)

新しい資本主義は、地方からスタートする。過疎化や高齢化といった地方の課題にデジタルを実装することで解決する「デジタル田園都市国家構想」を起動する。

(1) テレワーク・ドローン宅配・自動配送などデジタルの地方からの実装

「デジタル田園都市国家構想」の具体化に向け、デジタルを活用した地域の自主的な取組を応援するための交付金を大規模に展開する。

デジタルを活用した地域における課題解決や魅力向上の好事例を創出し、そうした取組の横展開を図る。

テレワークを更に推進するため、サテライトオフィスの整備や運営、そこに進出する企業による地域活性化に向けた事業の支援などの地方公共団体の取組を支援する。

参考資料

(参考1) デジタル化による地域課題解決のモデル事例 (仕事の場の確保)

福島県会津若松の例

ICTオフィス『スマートシティAiCT (アイクト) 』



交流棟

- 入居企業や地元企業等が交流するイノベーション創出拠点

オフィス棟

- 首都圏等から移転するICT関連企業を対象としたオフィス
- 500人規模の入居が可能。

- ICT関連企業の集積により、首都圏からの新たな人の流れと雇用の場の創出を目的に、会津若松市が中心となって整備。
- 昨年4月に開所し、同市でのスマートシティの実証事業の参画等を狙うIT関連企業が進出。

※令和3年9月現在で **37社**が入居し、**200名超**が勤務。

<入居企業 (アクセンチュア) の取組例>

- アクセンチュアは、首都圏で行っていたシステム開発やテスト事業などの一部の業務を同センターに移管。
- 首都圏のオフィスからの転勤や地元の学卒者を採用

「AiCT」1階のアクセンチュアのオフィス



<他の入居企業例>

三菱商事、NEC、ソフトバンク、凸版印刷
マイクロソフト、パナソニック、NTT東日本、
三井住友海上火災保険 SOMPOホールディングス 等

(参考2) デジタル化による地域課題解決のモデル事例 (教育機会の充実)

沖縄県与那国町の例

遠隔双方向ライブ授業を活用した町営塾

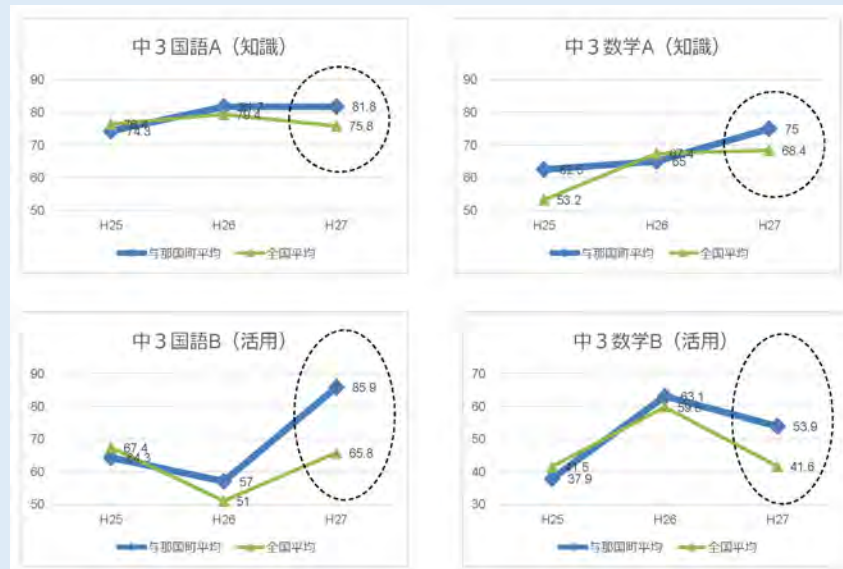
- 地域により、教育機会や授業の質や幅に差が存在
- 特に離島など生徒数の少ない地域では教育機会や授業の質や幅に差が存在

- 都会等と変わらない教育機会の提供により学力向上に期待
- オンラインを活用し、生徒の数が少ない地域でも他の地域と同時に実施することが可能



- テレビ会議室システムを用いて、生徒と東大生講師がコミュニケーションをとりながら遠隔双方向の授業を実施。
- 地域に**都会と同水準の学習環境が整備される。**

出典：株式会社フィオレ・コネクション



(参考) 与那国町 H25-H27 全国学カテスト結果 (出典：八重山毎日新聞)

- 3年間の町営塾の実施により、全国学カテスト結果が伸長
- 小学校、中学校ともに全科目で全国平均を上回る

(参考3) デジタル化による地域課題解決のモデル事例 (医療の充実)

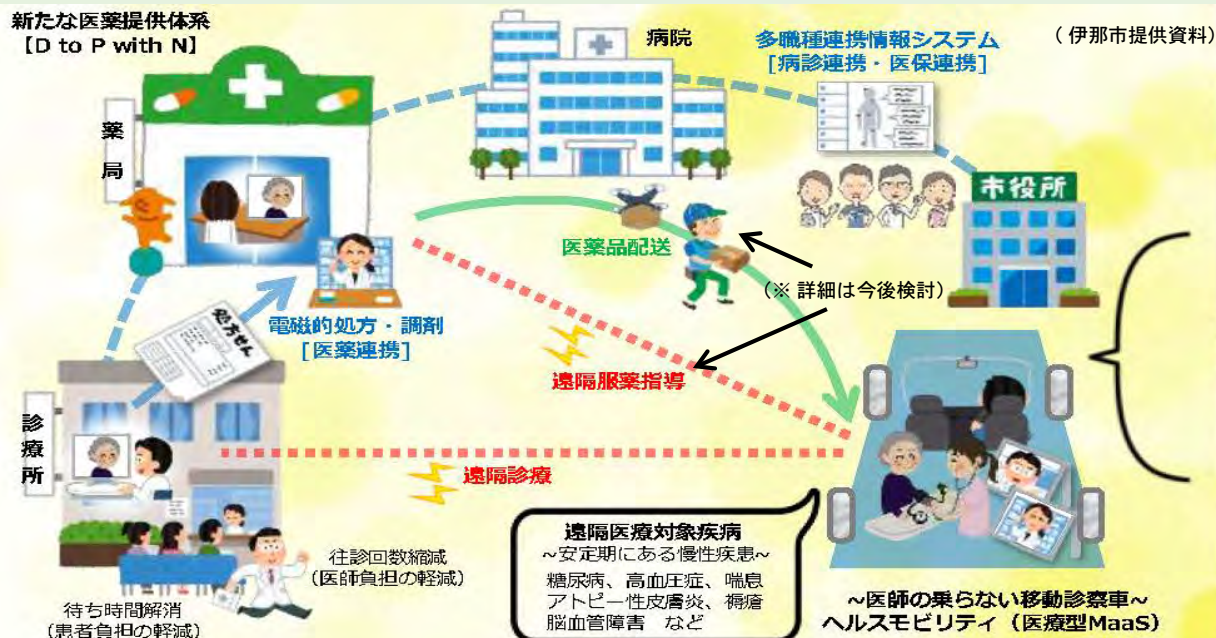
長野県伊那市の例

オンライン診療・服薬指導、医療×MaaS

- 中山間地の患者は、病院への移動や待ち時間が負担
- 医療機関のリソースの問題から、ニーズに即した往診が困難

- 患者の移動負担軽減、待ち時間解消
- 医師の往診回数縮減 (医師負担の軽減)
- 医療経営効率化・利便性向上

- ・ 医療機器を装備した移動診療車に看護師が乗車し、テレビ電話により医師が遠隔地から患者を診察。
- ・ 配車プラットフォームにより、患者と医師が合意したオンライン診療のスケジュールに応じ、効率的なルートで患者宅を巡回。



※ オンライン服薬指導等については、改正薬機法の施行等を踏まえ、実証詳細を検討

デジタルから考える デジタル田園都市国家構想

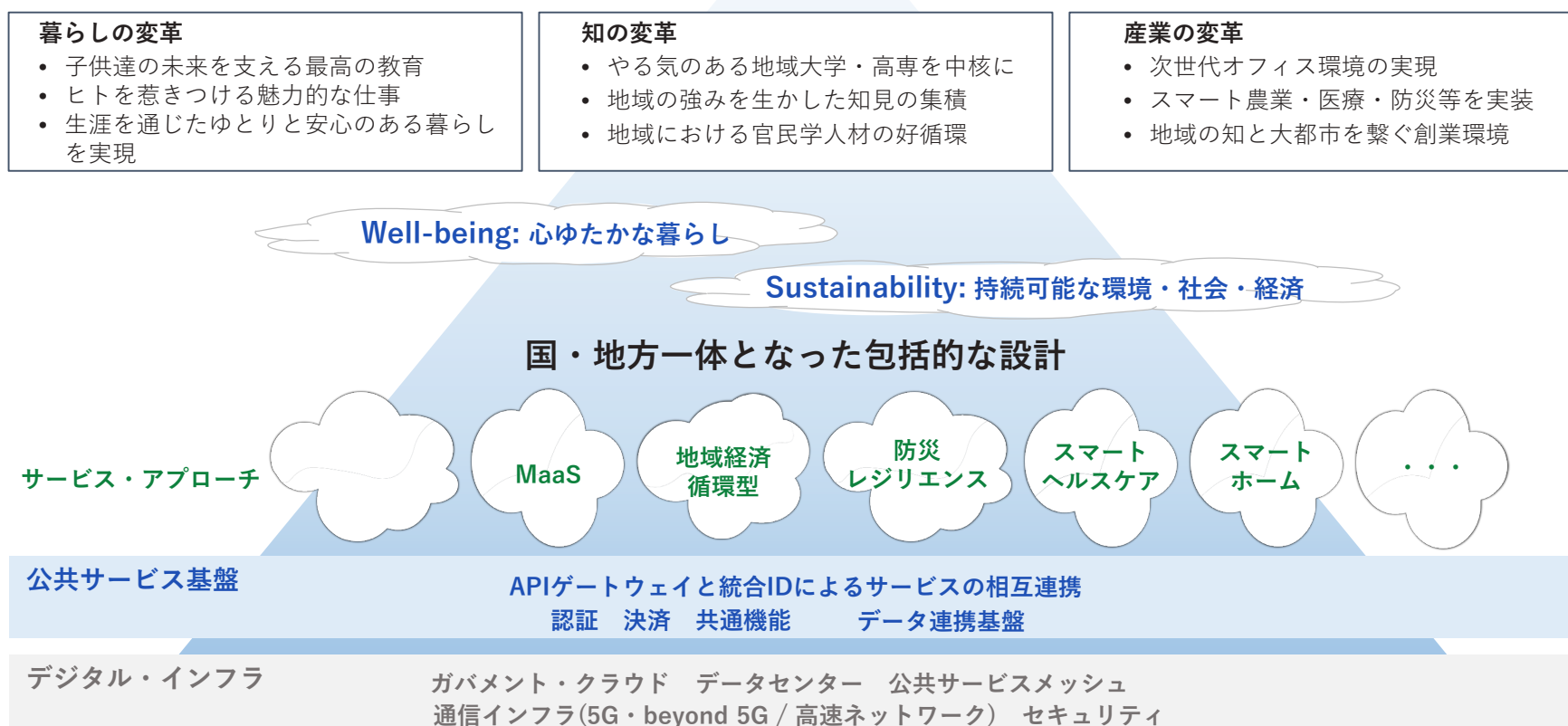
第一回デジタル田園都市国家構想実現会議(令和 3 年 1 1 月 1 1 日)
デジタル大臣 牧島かれん

デジタル庁

デジタル田園都市国家構想の目指すべきもの

- 地域の「暮らしや社会」、「教育や研究開発」、「産業や経済」をデジタル基盤の力により変革し、
- 「大都市の利便性」と「地域の豊かさ」を融合した「デジタル田園都市」を構築。
- 「心ゆたかな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現。

地方の魅力をそのままに、都市に負けない利便性と可能性を



実現に向けた取り組み(1/2)

- 全関係省庁、産業界やアカデミア、海外プレーヤーも巻き込み、地方自治体やビジョンを共有する事業者が一丸となってデジタル田園都市を構築 ⇒ **デジタルの恩恵を日本全国に＝デジタル全国総合開発計画(P)**



時代を先取るデジタル基盤整備

- ・ 5G、データセンター、公共Wi-Fi、インフラシェアリング等世界最高水準のデジタルインフラの整備
- ・ 国と地方が一体となって公共サービス基盤(業務改革と公共サービスメッシュ)を構築



先端的服务の普遍的提供

- ・ 主要サービス分野(健康医療、教育、防災、モビリティなど)について国が必要なツールや知見を開発(基本パッケージ)し積極的に地域に提供

※ 相互運用性の確保、APIの公開等デジタル原則を大前提にスマートシティ関連施策(スーパーシティを含む)を抜本的に強化。地域を選ばず最先端サービスが提供可能に



デジタルの恩恵を地域が享受するための制度整備

- ・ 新サービス実装に向けた制度改革、新たな人材の開発・活用の仕組み、地域通貨活用などの事業環境の整備をデジタル臨調と連携し実現



地域産業の高度化

- ・ スマート農業、iConstruction、ドローン配送などデジタル技術を活用し地域産業を都会の若者にとっても魅力のあるものに変革(新産業領域の創出)
- ・ 地域のベンダーを含め地域企業の新たな活躍の場の創出(デジタル下請いじめの根絶を含む)

実現に向けた取り組み(2/2)



官民学一体となった事業環境の構築

- 1.次世代型サテライトオフィスの構築から始まり、2.大都市や諸外国の産業を積極的に誘致、3.地域から新産業を創出する環境を整備

例) 経済界などとも連携し次世代型サテライトオフィスのモデルを全国各地に創設、内外のVCとも連携し地域大学にスタートアップ環境を整備



大学・高専を中核とした地域の高度化

- 大学や高専を核にデジタル技術等先端的知見を活用して地域課題を解決、併せて時代の求める先端人材を育成、新産業を創出。大学、民間、自治体の間で、先端的人材の好循環を確立



地域のWell-beingの向上と持続可能性の確保

- 地域毎にWell-being指標を定期的に測定、KPIを設けて恒常的に改善
- デジタル技術等を活用し、循環型経済社会やカーボンゼロ地域を実現

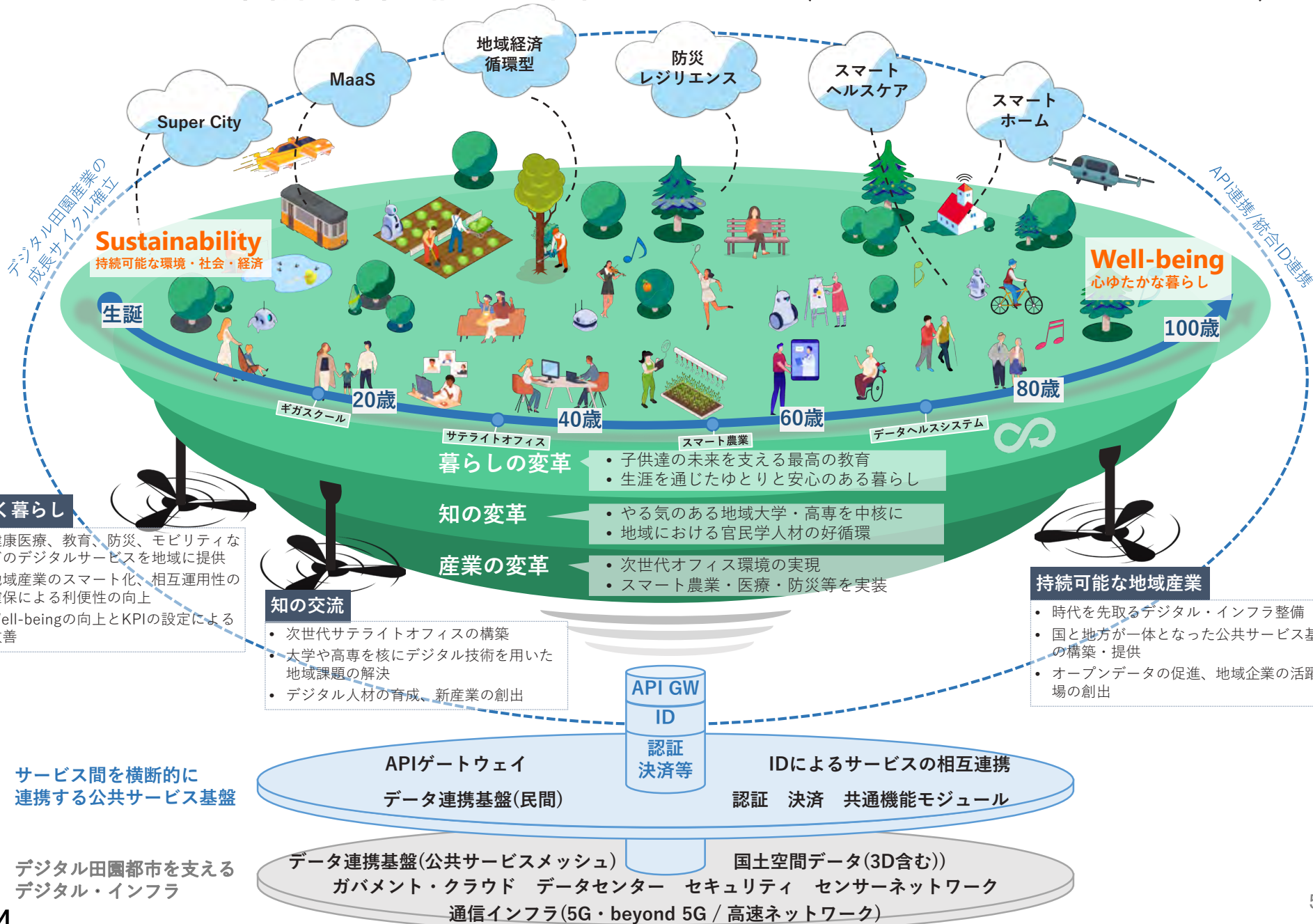


継続的发展のための枠組み

- RESASなども活用したオープンデータを促進、それを活用した地域経済ダッシュボードを確立
- 適切なKPIを立て、地域の事業者を巻き込んだ、デジタル田園都市産業の成長サイクルを設計
- デジタル推進委員はじめ、地域でデジタルリテラシーを支える体制の整備

デジタル田園都市国家構想の取組イメージ（デジタルからのアプローチ）

競争領域



協調領域

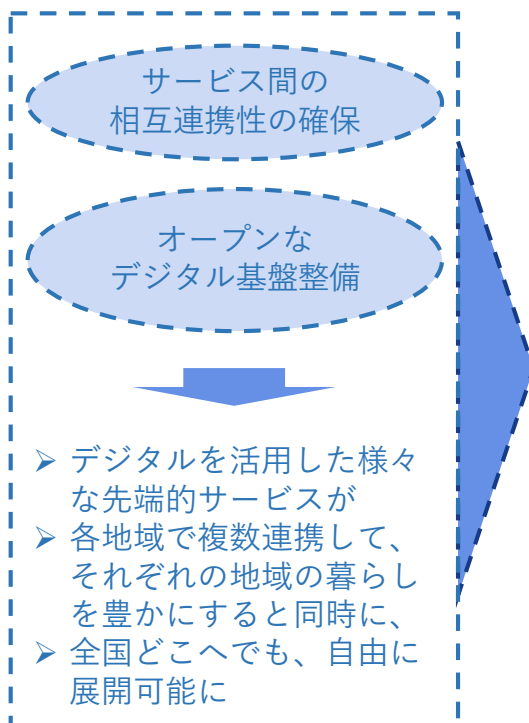
サービス間を横断的に連携する公共サービス基盤

デジタル田園都市を支えるデジタル・インフラ

様々なアプローチ

- デジタル田園都市国家構想は、狭い意味での「まちづくり」にこだわらず、**オープンなデジタル基盤の上に、様々なアプローチを軸に同じ指向性を持つ相互に連携可能なサービス事業者を集め、国・地方が一体となって、官民一丸となった取組の実現を目指す。**

【様々なアプローチの例】



- ① **Super City/Smart City型** : 全てのサービスに間口を広げ、総合的なまちづくりを目指す。このうち、大胆な規制改革を要するものについては、Super Cityとして国家戦略特区指定を目指す。
- ② **MaaS発展型** : MaaSを基礎に、それを活用した生活サービスの実ビジネス化を目指す。例えば、Shared型のサテライト・オフィスを核とした、新たなMobility生活圏の構築を目指す。
- ③ **地域経済循環モデル型** : Sustainabilityの観点から生活サービスの再編を目指す。例えば、蓄電池を活用した新たなエネルギー需給管理や、サーキュラーエコノミーを意識した新事業モデルなど。
- ④ **スマートヘルスケア先行型** : スマートヘルス、スマート農業、生体認証などを積極的に組み合わせ、高齢者が働きながら安心して暮らせるまちづくりを目指す。
- ⑤ **防災・レジリエンス先行型** : 多様化する災害時の対応に最適なサービスやデータ連携基盤の設計から、緊急時に強い生活サービスの改善・再設計を目指す。
- ⑥ **スマートホーム先行型** : 次世代のデジタル家電と新しいライフソリューションサービスとが融合した住まいの再設計から見つめ直すまちづくりを目指す。

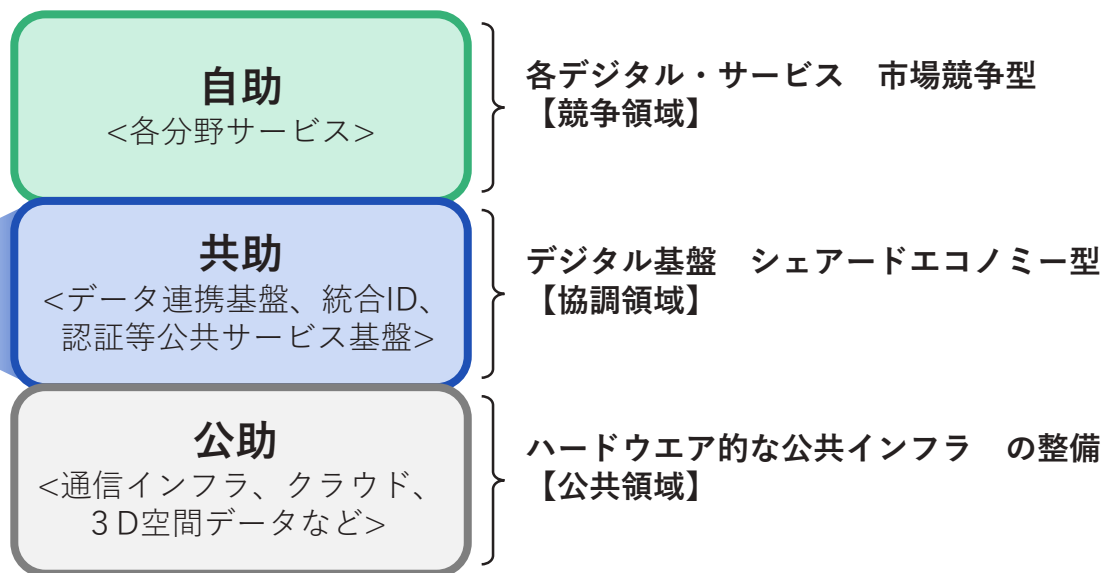
デジタル基盤の確立と共助のビジネスモデル

- デジタル田園都市の実現には、データ連携基盤をはじめ、統合ID、認証など共通サービスを支えるデジタル基盤が必要。**基盤の運営・構築を持続可能な形で担うのは、官単独でも、事業者単独でも難しい。官民学、全員が参加し、民を中心に管理・運営する共助(シェアードエコノミー型)のビジネスモデルが必要。**
- ただし、そこを目指しても、国が自治体の取組をただ支援するだけでは、それを引き受ける特定事業者だけを利して終わる可能性も高い。このため、ハードウェアの共有、システムの共有、それを担う人脈の形成など、**幾つかのアプローチから、民主導の共助のビジネスモデルの確立を、国自ら積極的に支援**する。

Before Digital(昭和のモデル)



After Digital(令和のモデル)



「農山漁村発イノベーション」等による新たな活力の創出

～農山漁村と都市の新たな可能性～

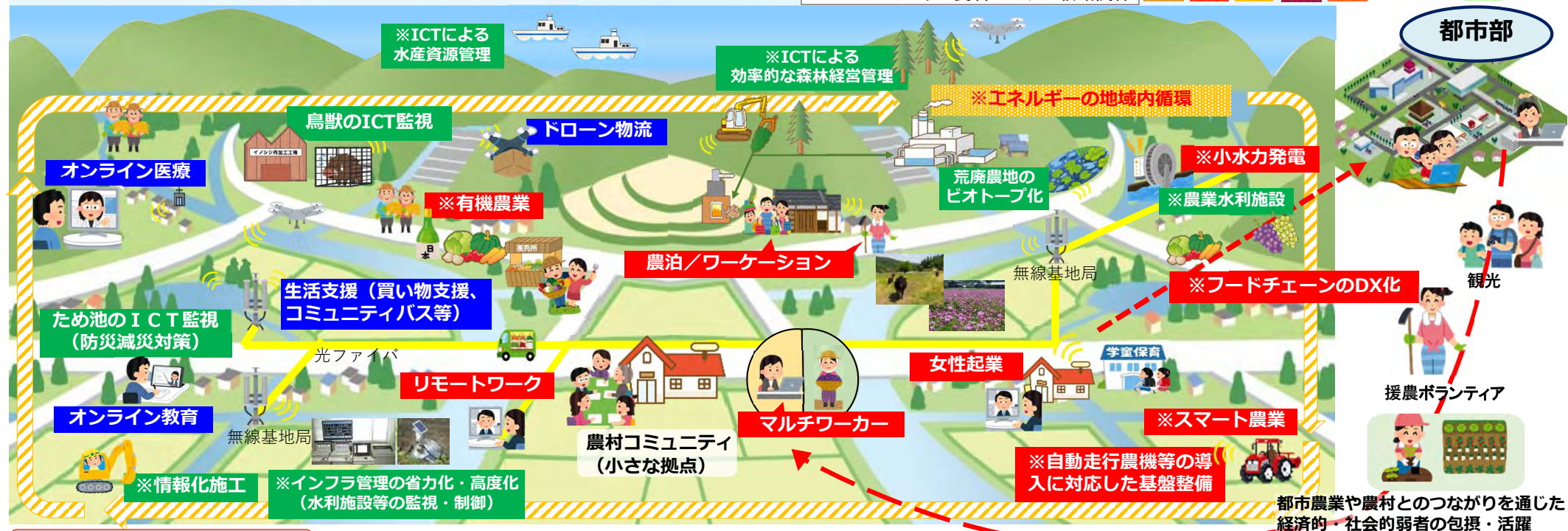
凡例: 所得・雇用機会の確保

農林地の保全

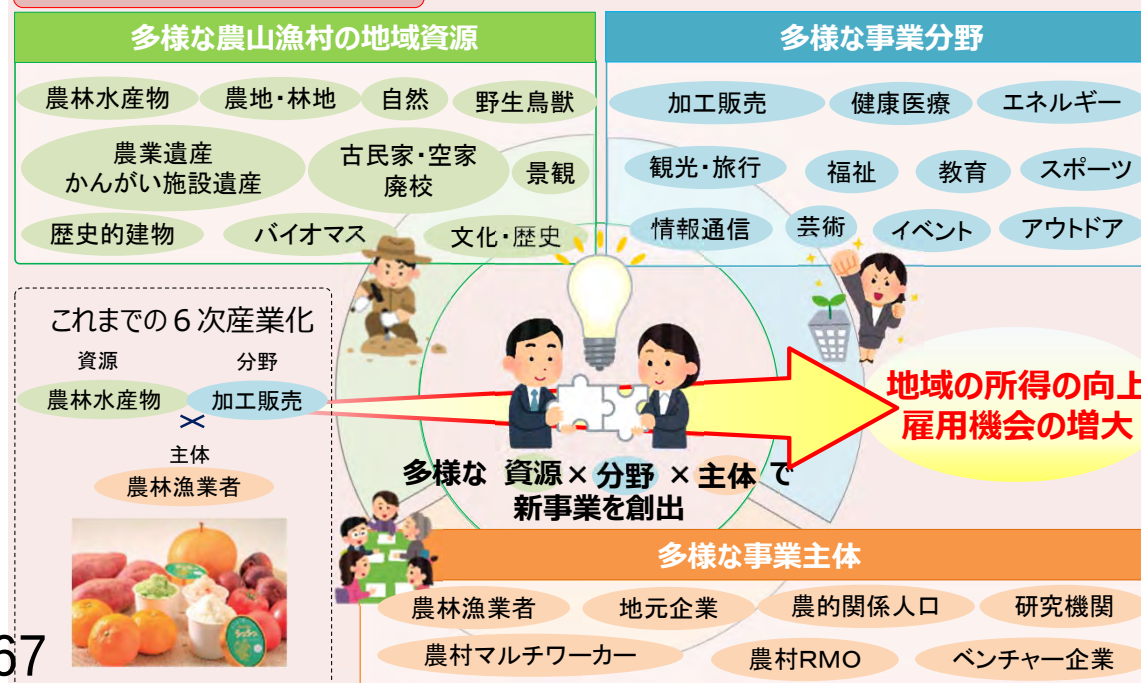
生活支援

※ みどりの食料システム戦略関係

資料 5 - 2



農山漁村発イノベーションの推進

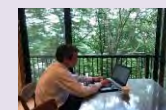


【農泊】 農業・文化 × 観光

- 農山漁村の活性化と所得向上を図る「農泊」の取組を推進し、「令和2年までに農泊地域500地域創出」の目標を達成

農泊地域におけるワーケーション事例（宮城県蔵王町）

- コロナ禍の中で、ワーケーション目的で6組（計340人泊）が滞在（R2年4月～R2年8月）。
- 宿泊者は、長期滞在し、余暇を楽しみつつ、リモートワークを実施。



リモートワーク



空き別荘を活用した民泊施設（無線LANやリビング等を完備）

【ジビエ】 野生鳥獣 × 加工販売

- ジビエ利用拡大の取組を推進し、「ジビエ利用量を令和7年度までに倍増（4,000t）」を目標を設定

ジビエ利用モデル地区での取組事例（鳥取県東部地区）

- ジビエ利用を拡大するために、捕獲者を対象にジビエ利用に適した捕獲技術の研修を実施するとともに、ジビエ専用回収車を用いた広域回収体制を構築。
- 上記の取組により、年間処理頭数が約2倍に増加。



智頭町 ちづDeer's



農林水産省の起業促進プラットフォーム「INACOME」

参考資料1

- 平成30年秋に農山漁村において地域資源を活用した多様なビジネスの創出を促進するための起業促進プロジェクト「INACOME」(イナカム)を始動。
- 情報交換を通じてビジネスプランの磨き上げや互いに切磋琢磨できる環境を整備するとともに、起業に関する施策の情報発信やビジネスアイデア発表・顕彰のための発表会開催等を実施。本年は11月27日にビジネスプランコンテストを開催。
- 令和元年9月末にはオンライン上で起業家や起業支援者が交流できるプラットフォームを開設し、令和3年11月現在の加入者数は約2,000名。
- 令和2年からは、起業家と地域課題のマッチングプログラムを実施。

Webプラットフォーム

<https://inacome.jp/>



プラットフォームの概要・機能



プラットフォームの活用事例

事業展開に必要なパートナーを探す場として活用

⇒ 市場分析やデザインを強化したい地域起業家からの相談を受けて、事務局がプラットフォーム加入者から候補者を紹介。その後、事務局、相談者、候補者で合意点を模索。

ビジネスプランコンテスト(令和3年11月)



コミュニティ機能

自分のニーズに合った地域内外のコミュニティに参加して情報交換できる！

メンバー&支援者検索

全国の同業者や、地域の起業家・支援団体・有識者と繋がることできる！

動画セミナー

起業や事業拡大に役立つセミナーを自宅で受講できる！

事例記事

1 全国各地の起業・新規事業展開の成功事例を学べる！

イベント案内

経営支援や資金調達支援など様々なイベントの情報が手に入る！

個別相談

起業支援団体の専門家や現役の起業家に経営相談できる！

地域づくり支援施策集



環境省



内閣府



総務省



国土交通省



文部科学省



経済産業省

MAFF
農林水産省



厚生労働省

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 農村政策推進室

令和3年9月

はじめに

農林水産省では、食料・農業・農村基本計画に基づき「しごと」、「くらし」、「活力」の3つの柱からなる農村の振興を進めるため、関係府省とも連携して課題の解決を図ることとしています。

- 想定する読者

地域づくりに取り組む地方自治体。

- 主な目的

地域づくりを支援する施策集により、地方自治体等に情報提供を行い、地域の課題解決のために活用していただく。

- 構成、内容

施策や事業ごとに目的や概要、支援内容、担当部署の連絡先をカタログ化。

- 使い方

各地方自治体の取組に関係のあるページや、関心のある施策をご覧ください。活用方法などをより深く知りたい場合には、農山漁村ホットラインや各施策に記載の担当部署にご連絡ください。

施策目次

No.	省庁名	事業名称	該当事項					
			①中山間地域等の特性を生かした営農と所得の確保	②農村の地域資源を活用し、新たな事業（農村発イノベーション）に取り組む	③地域を維持するための将来像を話し合う	④地域に住み続けるための定住条件の整備や生活インフラを確保する	⑤地域を支える組織体制や人材を確保する	⑥地域の魅力を発信する
1	農林水産省	食料安全保障の確立に向けた国民運動推進事業のうちフードサプライチェーンの環境調和推進事業		○				
2	農林水産省	食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進）		○			○	
3	農林水産省	食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係）		○				
4	農林水産省	6次産業化サポート事業		○				
5	農林水産省	地域資源活用展開支援事業		○			○	○
6	農林水産省	食料産業・6次産業化交付金のうちメタン発酵バイオ液肥等の利用促進		○				
7	農林水産省	畜産バイオマス地産地消対策事業		○				
8	農林水産省	農山漁村振興交付金	○	○	○	○	○	○
9	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	○		○		○	○
10	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	○	○		○	○	○
11	農林水産省	土地改良施設維持管理適正化事業				○		
12	農林水産省	多面的機能支払交付金			○		○	
13	農林水産省	農山漁村地域整備交付金	○	○		○		
14	農林水産省	農村整備事業				○		
15	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	○	○		○		
16	農林水産省	農林水産研究推進事業	○	○				
17	農林水産省	「緑の人づくり」総合支援対策のうち、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業					○	
18	農林水産省	林業・木材産業成長産業化促進対策のうち、木質バイオマス利用促進施設整備		○				
19	農林水産省	木材需要の創出・輸出力強化対策のうち、「地域内エコシステム」推進事業		○	○		○	
20	農林水産省	森林・山村多面的機能発揮対策交付金			○	○		
21	農林水産省	新たな森林空間利用創出対策のうち、「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業		○				
22	農林水産省	森林整備事業				○		
23	農林水産省	シカ等による森林被害緊急対策事業				○		
24	農林水産省	水産多面的機能発揮対策事業			○		○	
25	農林水産省	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	○					
26	内閣府	地域活性化伝道師派遣制度		○	○		○	
27	内閣府	地方創生推進交付金	○	○	○	○	○	○
28	内閣府	関係人口創出・拡大のための対流促進事業		○			○	○

施策目次

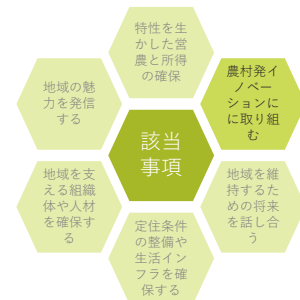
No.	省庁名	事業名称	該当事項					
			①中山間地域等の特性を生かした営農と所得の確保	②農村の地域資源を活用し、新たな事業（農村発イノベーション）に取り組む	③地域を維持するための将来像を話し合う	④地域に住み続けるための定住条件の整備や生活インフラを確保する	⑤地域を支える組織体制や人材を確保する	⑥地域の魅力を発信する
29	総務省	地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）	○	○				
30	総務省	地域経済循環創造事業交付金（分散型エネルギーインフラプロジェクト）		○	○	○		
31	総務省	ふるさとワーキングホリデー	○	○			○	○
32	総務省	地域おこし協力隊	○	○	○	○	○	○
33	総務省	移住・交流情報ガーデン					○	○
34	総務省	関係人口創出・拡大事業		○	○		○	○
35	総務省	地域活性化起業人		○			○	○
36	総務省	サテライトオフィス・マッチング支援事業				○		○
37	総務省	地域運営組織			○		○	
38	総務省	特定地域づくり事業協同組合制度	○	○	○	○	○	
39	総務省	子供の農山漁村体験（通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」）					○	○
40	総務省	外部専門家（地域力創造アドバイザー）招へい事業	○	○	○	○	○	○
41	総務省	集落支援員			○	○	○	
42	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	○	○	○	○	○	○
43	総務省	地方大学の力を活用した雇用創出・若者定着の促進事業		○			○	
44	総務省	高度無線環境整備推進事業				○		
45	総務省	携帯電話等エリア整備事業				○		
46	文部科学省	スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業		○			○	○
47	文部科学省	スポーツによる地域の価値向上プロジェクト		○				○
48	文部科学省	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金		○				○
49	文部科学省	国際文化芸術発信拠点形成事業		○				○
50	文部科学省	地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援事業		○				○
51	文部科学省	地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等、地域無形文化遺産継承基盤整備）		○				○
52	文部科学省	文化芸術創造拠点形成事業						○
53	厚生労働省	地域雇用活性化推進事業		○			○	
54	厚生労働省	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）					○	
55	厚生労働省	農林漁業就業支援事業					○	
56	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（内数）				○	○	
57	厚生労働省	地域支援事業					○	

施策目次

No.	省庁名	事業名称	該当事項					
			①中山間地域等の特性を生かした営農と所得の確保	②農村の地域資源を活用し、新たな事業（農村発イノベーション）に取り組む	③地域を維持するための将来像を話し合う	④地域に住み続けるための定住条件の整備や生活インフラを確保する	⑤地域を支える組織体制や人材を確保する	⑥地域の魅力を発信する
58	経済産業省	地域産業デジタル化支援事業		○				
59	経済産業省	地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業		○		○	○	
60	経済産業省	JAPANブランド育成支援等事業		○				○
61	経済産業省	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業				○	○	○
62	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業				○		
63	国土交通省	手づくり郷土賞（てづくりふるさとしょう）		○				○
64	国土交通省	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業				○		
65	国土交通省	地域づくり表彰		○				○
66	国土交通省	景観・歴史を大切にしたまちづくり（歴史まちづくりの推進）						○
67	国土交通省	景観改善推進事業						○
68	国土交通省	空き家再生等推進事業				○		
69	国土交通省	街なみ環境整備事業				○		○
70	国土交通省	観光地域づくり相談窓口の設置		○				
71	国土交通省	観光地域づくり事例集作成		○				
72	国土交通省	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業		○				
73	環境省	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業		○	○		○	
74	環境省	国立公園満喫プロジェクト等推進事業		○				○
75	環境省	（日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費のうち、）国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業		○				○
76	環境省	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業		○			○	○
77	環境省	自然公園等事業等（内数）		○				○
78	環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業費	○	○				
79	環境省	一般廃棄物処理施設の整備		○		○		
80	環境省	循環型社会形成推進交付金（浄化槽の整備）				○		

食料安全保障の確立に向けた国民運動推進事業のうち フードサプライチェーンの環境調和推進事業

農林水産省
大臣官房 環境バイオマス政策課



趣旨
目的

持続可能な社会を実現するためには、生産から廃棄に至るフードサプライチェーンの各段階が協働し、脱炭素化や生物多様性保全による地球環境対策に取り組むことが重要。このことから、環境と調和した製品に対する購買意欲の向上など消費行動の変容や、事業者へのESG投資の引込みを促進するため、地球環境対策の「見える化」、ステークホルダーとの対話の促進等の取組を実施する。

事業
内容

1. 脱炭素型フードサプライチェーンの「見える化」の推進
2. フードサプライチェーンにおける生物多様性保全等の推進
3. 農山漁村と企業等の連携の推進
4. ESG投資のための事例等調査及び手引きの作成

事業実施主体
(対象者)

民間団体等

補助率 委託

令和3年度
当初予算
(百万円) 43

<事業の内容>

1. 脱炭素型フードサプライチェーンの「見える化」の推進

- TCFD※1提言の取組事例の調査、脱炭素化の技術の定量化手法の開発、カーボンフットプリントの製品カテゴリーの作成等を実施します。
- ※1 TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）

2. フードサプライチェーンにおける生物多様性保全等の推進

- 新たな農林水産省生物多様性戦略を検討するとともに、戦略を社会実装するための意見交換会を開催します。また、生物多様性の社会経済活動への応用を図るため、農林水産業における生物多様性認証のあり方を検討するための状況調査や検討会を開催します。

3. 農山漁村と企業等の連携の推進

- 農山漁村におけるSDGsの取組事例の整理や発信を行うセミナーや、持続可能な生産者とそれを求める企業等とのサステナブル商談会、農林水産業の持続可能性や環境保全につながる食の選択について意見交換会を開催するなど、ステークホルダーとの対話を促進します。また、環境と調和した取組を行う食品関連企業に関する海外投資家向けの情報発信を行います。

4. ESG投資のための事例等調査及び手引きの作成

- 農林水産業がESG投資※2等を見据えた経済活動と連動できるよう、ガイドラインの作成や情報を入手できるサイトを構築します。
- ※2 ESG投資（環境・社会・ガバナンス要素も考慮した投資）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

①脱炭素型フードサプライチェーンの「見える化」の推進

- ・TCFD提言の取組事例の調査
- ・脱炭素化技術の定量化手法の開発
- ・カーボンフットプリントの製品カテゴリーの作成 等

②フードサプライチェーンにおける生物多様性保全等の推進

- ・生物多様性保全に向けた意見交換会の開催等
- ・生物多様性認証のあり方検討のための状況調査、検討会の開催

③農山漁村と企業等の連携の推進

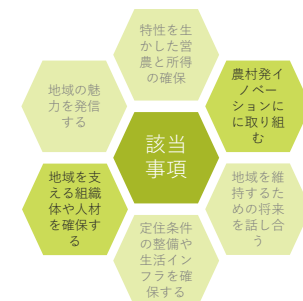
- ・農山漁村におけるSDGs取組事例の整理や発信を行うセミナーの開催
- ・サステナブル商談会の開催
- ・食と環境意見交換会
- ・海外投資家向け情報発信

④ESG投資のための事例等調査及び手引きの作成

- ・ガイドラインの作成 等

- ・環境と調和した製品への購買意欲の向上など消費行動の変容を推進
- ・投資家によるESG投資の引込みを促進

環境と経済の好循環

趣旨
目的

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす。
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす。
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす。
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす。

事業
内容

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関係の目標達成に向けて、地域関係者が取り組む、食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供、日本型食生活の普及、食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援する。

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村、民間団体等

補助率

定額（1/2以内）

令和3年度
当初予算
(百万円)186の内
数

<事業の内容>

- **食育を推進するリーダーの育成**
地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。
- **農林漁業体験機会の提供**
食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。
- **地域における共食の場の提供**
地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチングにより、共食の場の提供を支援します。
- **学校給食における地場産物活用の促進**
学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。
- **環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上**
環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識調査、セミナーの開催等を支援します。
- **食品ロスの削減**
食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの開催を支援します。
- **地域食文化の継承**
地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。
- **和食給食の普及**
和食給食の普及に向けた献立の開発、子供や学校関係者を対象とした食育授業の開催を支援します。

<事業イメージ>

目標（食育推進基本計画に想定される目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承

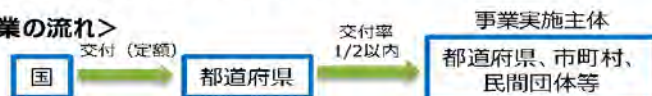


- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

<事業の流れ>

8





趣旨 目的	農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う6次産業化の取組等を支援する。		
事業 内容	農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓の取組、加工・販売施設等の整備の取組等を支援する。		
事業実施主体 (対象者)	都道府県、市町村、農林漁業者等	補助率	定額、1/2以内、1/3以内、3/10以内
		令和3年度 当初予算 (百万円)	1,894の内 数

<事業の内容>

1. 食料産業・6次産業化推進交付金

186(245)百万円の内数

① 6次産業化の推進

ア 業務用需要に対応したBtoB(事業者向けビジネス)の取組、「農泊」と連携した観光消費の促進及び農福連携の発展に資する新商品開発や販路開拓等の取組を重点的に支援します。

イ 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略の策定(更新)や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。

② 研究開発・成果利用の促進

新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

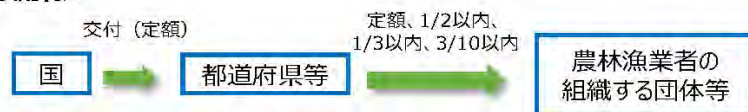
2. 食料産業・6次産業化整備交付金のうち「6次産業化施設整備」

1,708(2,289)百万円の内数

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します(業務用需要に対応したBtoBの取組、「農泊」と連携した観光消費の促進及び農福連携の発展に資するものを重点的に支援)。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○「6次産業化の推進」「6次産業化施設整備」の重点支援分野

業務用需要に対応したBtoBの取組の推進



高い品質管理下での業務用一次加工品等の製造・供給

「農泊」と連携した観光消費の促進



加工・販売の事業と一体的に行う加工・収穫体験等の提供

農福連携の発展



障害者との協働による商品化

※重点支援分野に該当しない新商品開発(地場産農林水産物を活用した施設給食メニューや介護食品の開発を含む)や販路開拓の取組、直売所の売上向上に向けた多様な取組、6次産業化の取組に必要な非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も支援の対象となります。

○ 6次産業化等に関する戦略の策定



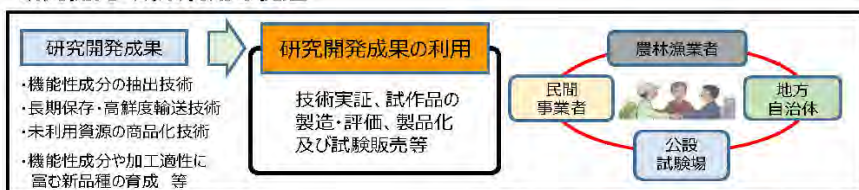
・6次産業化等に関する戦略の策定(更新)
・戦略に関する交流会の開催

○ 6次産業化に取り組む人材の育成



経営感覚を持って6次産業化に取り組む人材の育成のための研修会の開催等

○ 研究開発・成果利用の促進





趣旨 目的	農山漁村の6次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を図る。				
事業 内容	6次産業化サポートセンターによる農林漁業者等の育成、外食・中食等における国産食材の活用を支援するとともに、6次産業化の優良事例の表彰等を通じた普及啓発を行う。				
事業実施主体 (対象者)	都道府県、民間団体等	補助率	定額、委託	令和3年度 当初予算 (百万円)	453

<事業の内容>

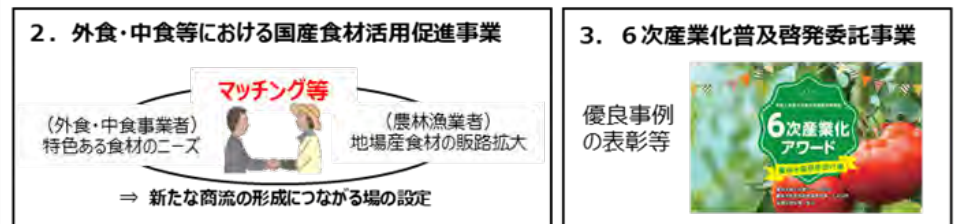
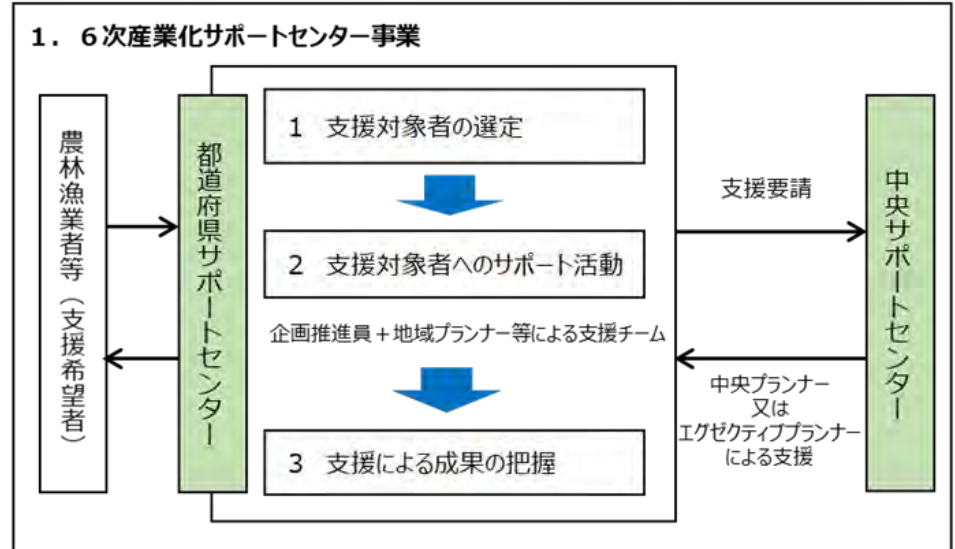
- 1. 6次産業化サポートセンター事業**
 - ① 都道府県サポートセンター事業** 350(400)百万円
中央サポートセンターと連携して、6次産業化に取り組む事業者の経営改善に資する質の高いサポートを実施します。
 - ② 中央サポートセンター事業** 70(92)百万円
都道府県段階では不足している専門分野の人材をカバーするとともに、経営やサプライチェーン全体を見渡せるエグゼクティブプランナーを選定・派遣し、支援を受けた事業者を地域の優良事業者に育成する取組を重点的に支援します。
- 2. 外食・中食等における国産食材の活用促進** 18(24)百万円
農林漁業者と外食・中食事業者のマッチング、ジビエ肉の商談会の開催、情報共有体制の構築を支援します。
- 3. 6次産業化普及啓発委託事業** 15(15)百万円
6次産業化の取組の質的向上や関連事業者等との連携強化を図るため、6次産業化の優良事例や全国各地の地産地消等を推進する事業者を募集し、優れた取組・活動を表彰し、情報誌・インターネット等により全国に発信・展開します。

<事業の流れ>



10

<事業イメージ>





趣旨 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進するため、相談対応や出前指導、関連事業者とのマッチング等の取組、先進事例やノウハウをシェアリングする取組を支援する。

事業内容

1. 新規開拓型
2. 発展サポート型
3. 先進情報バンク活用型

事業実施主体 (対象者)	民間団体等	補助率	定額	令和3年度 当初予算 (百万円)	16
-----------------	-------	-----	----	------------------------	----

<事業の内容>

1. 新規開拓型

農山漁村における地域資源の再生可能エネルギーとしての利用について、課題を抱え取組が進まない農林漁業者や地方公共団体等に対し、**専門家による相談対応・アドバイス・出前指導等により支援します。**

2. 発展サポート型

農林漁業者等が地域内の資源を活用した再生可能エネルギー発電を自らの施設や地域内での利用、農林漁業者と地域新電力等の連携により活用するため、**地域の実態調査、関連事業者とのマッチング、情報発信、検討会の設置等、地域内活用の体制構築に向けた取組を支援します。**

3. 先進情報バンク活用型

バイオマス産業都市における先進的な取組を横展開し、他地域での事業化を促進するため、**取組を分析し、活用可能なノウハウとして体系化した先進情報バンクを作成するなど、他地域での課題解決や導入促進に向けた環境整備を支援します。**

<事業の流れ>



<事業イメージ>

新規開拓型

再生可能エネルギーに関心のある農林漁業者の課題解決を支援



発展サポート型

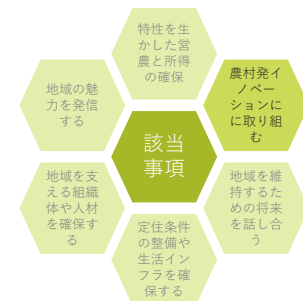
農林漁業者が地域内の資源を活用した再生可能発電を自らの施設、地域内での使用、地域新電力等と再生可能発電主体（農林漁業者等）・需要家との連携を図る取組等を支援



先進情報バンク活用型

先進的な取組を分析・体系化して情報バンクを作成し、シェアリングできる取組を支援



趣旨
目的

メタン発酵後の副産物をバイオ液肥等として地域で有効利用するための取組を支援する。

事業
内容

メタン発酵後の副産物をバイオ液肥としては場に散布するための費用を定額で支援する。

1. 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際には場に散布する（散布実証）。
2. 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥を肥料として利用した際の効果を検証する（肥効分析）。
3. 検証の結果を整理し、普及啓発資料や研修会などを用いて、地域農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用範囲を拡大する。

事業実施主体
(対象者)

民間団体等

補助率

定額

令和3年度
当初予算
(百万円)1,894の内
数

<事業イメージ>

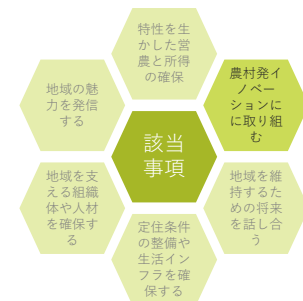
①バイオ液肥を実際には場に散布

②バイオ液肥の肥効分析・
農作物の生育状況調査等③検証の結果を整理
地域の農業者に普及本事業の
補助対象範囲

- ・ バイオ液肥の散布実証にかかる経費（散布機材のリース、実証ほ場の確保等）
- ・ バイオ液肥の成分分析
- ・ バイオ液肥を散布したほ場の土壌分析
- ・ バイオ液肥を使用した農作物の生育状況調査
- ・ 上記試験結果の整理及び分析
- ・ 研修会の開催（試験結果等について、農業者に説明）
- ・ 普及啓発資料作成、サンプル提供

<事業の流れ>





趣旨
目的

グリーン社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて、エネルギー地産地消を推進するため、家畜排せつ物等を活用したバイオガスプラント等の施設・機械の導入を支援する。

事業
内容

1. 施設整備

家畜排せつ物等の畜産バイオマスを活用し、エネルギー地産地消に資するバイオガスプラント等を導入するために必要な調査・設計及び施設整備を支援する。

《支援対象施設》

前処理施設、発酵槽、ガスホルダー、発電機、貯留槽、熱利用施設 等

2. 機械導入

バイオガスプラントの導入メリットを地域に波及させるため、バイオ液肥の利用拡大や、災害時のレジリエンス強化に必要な機械導入（リース方式含む）を支援する。

《支援対象機械》

バイオ液肥散布車、非常用回線切換装置、蓄電・精製ガス装置 等

事業実施主体
(対象者)

畜産・酪農経営者等

補助率

1/2

令和3年度
当初予算
(百万円)

986 (2年度補正)

<事業イメージ>



(電気・熱・ガス)

<事業の流れ>

1/2

国

畜産・酪農経営者等

エネルギーの地産地消

バイオガスのフル活用により、エネルギー需要に対応



搾乳ロボットの終日稼働により、省力化を実現



農業ハウスに熱を供給

災害時の地域レジリエンス強化



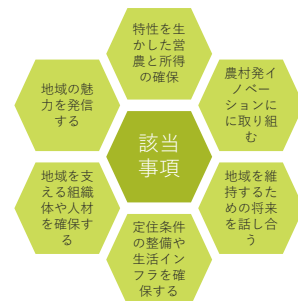
13

事業URL

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio_yosan.html

問合せ先

大臣官房環境バイオマス政策課 03-6738-6479

趣旨
目的

農山漁村の自立及び維持発展に向け、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域の活性化を図る。

事業
内容

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進する。

事業実施主体
(対象者)

地域協議会、市町村、
農林漁業者の組織する団体 等

補助率

地域協議会 定額
地方公共団体 1/2 等

令和3年度
当初予算
(百万円)

9,805

<事業の全体像>

1. 農山漁村地域での取組への支援

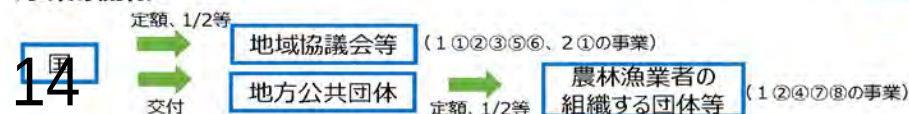
※下線部は拡充内容

- ① **地域活性化対策**
地域活性化のための活動計画づくりやコミュニティ維持の取組等を支援します。
- ② **中山間地農業推進対策**
中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築を支援します。
- ③ **山村活性化対策**
振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。
- ④ **最適土地利用対策**
農地の粗放的利用によるモデル的な取組等を支援します。
- ⑤ **農泊推進対策**
観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。
- ⑥ **農福連携対策**
農林水福連携の推進に向け、障害者等に配慮した施設整備等を支援します。
- ⑦ **農山漁村活性化整備対策**
地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。
- ⑧ **情報通信環境整備対策**
インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援します。

2. 都市部での取組への支援

- ① **都市農業機能発揮対策**
都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。

<事業の流れ>



問合せ先

1 ①⑤⑥、2 ①の事業	都市農村交流課	03-3502-5946
1 ②③④の事業	地域振興課	03-3502-6286
1 ⑦⑧の事業	地域整備課	03-3501-0814



趣旨
目的

中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されるため、農業者等に中山間地域と平地の農業生産条件の不利を補正するための交付金を支払うことにより、中山間地域等の農業生産活動の維持を図る。

事業
内容

中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に協定農用地面積に応じて交付する。

事業実施主体 (対象者)	農業者の組織する団体等	補助率	定額	令和3年度 当初予算 (百万円)	26,100
-----------------	-------------	-----	----	------------------------	--------

<事業の内容>

- 中山間地域等直接支払交付金 25,900 (25,900) 百万円
 - 第5期対策(令和2～6年度)のポイント
 - 対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る)を追加
 - 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化

「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)
 - 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充
 - 農業者等が安心して取り組めるよう交付金返還措置の見直し

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 [円/10a]
田	急傾斜(1/20～)	21,000
	緩傾斜(1/100～)	8,000
畑	急傾斜(15度～)	11,500
	緩傾斜(8度～)	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

11,500円/10a

- 中山間地域等直接支払推進交付金 200 (200) 百万円
制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

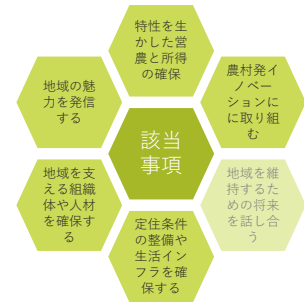
<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域)
- 【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
- 【集落協定等に基づく活動】
- 農業生産活動を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
 - 農業生産活動等の体制整備のための取組(集落戦略の作成)
- 【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	



趣旨 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援する。

事業内容 市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援する。

事業実施主体 (対象者)	都道府県、地域協議会、民間団体等	補助率	定額（1/2以内等）	令和3年度 当初予算 (百万円)	11,005
-----------------	------------------	-----	------------	------------------------	--------

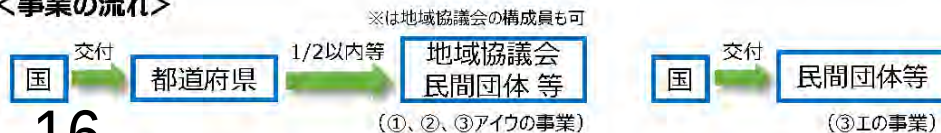
<事業の内容>

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※（1/2以内、直営施工の場合は定額支援）
- ② **捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動**
 - A 捕獲活動経費の直接支援（費種等に応じた上限単価以内での定額支援・**捕獲頭数の増加に応じた上乗せ支援**）
 - イ **捕獲サポート体制の構築**、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援（限度額内で定額支援）
 - ウ 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援（2,300万円以内を定額支援）
- ③ **ジビエフル活用に向けた取組**
 - A 利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、**簡易な一次処理施設等の整備**※〔1/2以内〕
 - イ **放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援**（限度額内で定額支援）
 - ウ **捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入**
 - エ ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援〔定額支援〕

等

<事業の流れ>



16

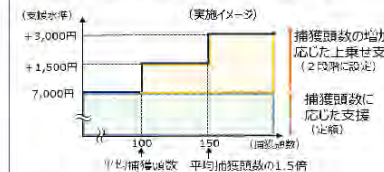
<事業イメージ>

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用への支援】



【捕獲活動の抜本的強化】

- ① **捕獲頭数の増加に応じた活動経費の支援**
・シカ・イノシシの平均捕獲頭数以上の捕獲に対して、最大3,000円を上乗せ支援



- ・成果をあげた協議会を表彰し、活動経費を支援

②捕獲サポート体制の構築支援

地域の農業者や農業関連団体、若者等で捕獲サポート体制を構築



【ジビエフル活用に向けた取組】

①利用可能な個体のフル活用体制構築

簡易な一次処理施設や残渣処理施設等の整備による処理体制の構築



②放射性物質影響地域における支援

出荷制限解除に向けた検査費用の支援



③捕獲から販売まで一体となった活動への支援

捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入



【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち多面的機能の増進を図る活動等の一部（鳥獣緩衝帯の整備・保管理等）
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち生産性向上加算及び集落機能強化加算等（捕獲対策・ジビエ利用拡大等）



趣旨 農業水利施設の定期的な整備補修等に対し国が助成することによって、社会的資産である施設の管理の適正化を図る。

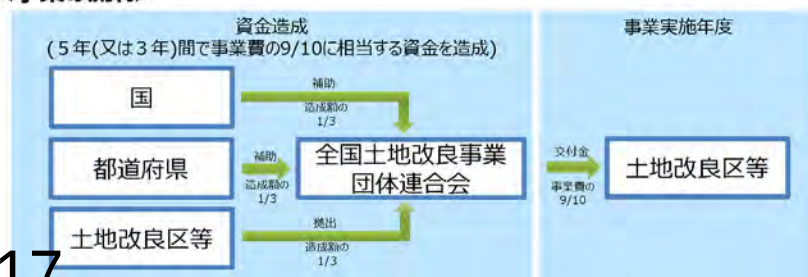
事業内容 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修（原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修等）の実施等

事業実施主体 (対象者)	土地改良区等	補助率	下図参照	令和3年度 当初予算 (百万円)	3,312
-----------------	--------	-----	------	------------------------	-------

< 事業の内容 >

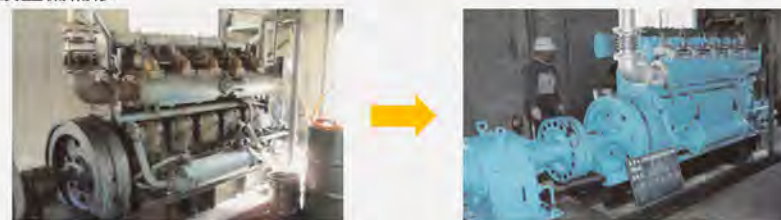
- 1. 施設整備補修**
施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる定期的な整備補修を実施します。
- 2. 施設改善整備対策**
水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修(ゲート設備の電動化、漏水防止のための水路整備等)を実施します。
- 3. 安全管理施設整備対策**
農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設(フェンス、通行止門扉等)を計画的に整備します。
- 4. 緊急整備補修**
予測し得ない事故や施設の老朽化等の理由により緊急に必要となる整備補修を実施します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

施設整備補修



原動機の修繕、塗装

施設改善整備対策



水門開閉の電動化

安全管理施設整備対策



ネットフェンスの更新

緊急整備補修



水管橋漏水部の補修



趣旨 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。

事業内容

【農地維持支払】

農業者等による組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保安全管理活動等を支援する。

【資源向上支払】

地域住民を含む組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。

事業実施主体（対象者） 農業者等の組織する団体

補助率 定額

令和3年度
当初予算
(百万円) 48,652

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的な保安全管理等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- 水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

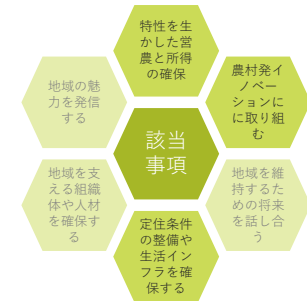
実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理」も対応可	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田	400	320
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田	1,000	700
		畑	600	300
		草地	80	40
項目	都府県	北海道	交付金（定額）	
広域化への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織	
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織	
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織	

※下線部は拡充内容



趣旨 目的

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する。

事業 内容

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施する。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施する。
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できる。
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能。

事業実施主体 (対象者)

都道府県、市町村等

補助率

定額 (1/2等)

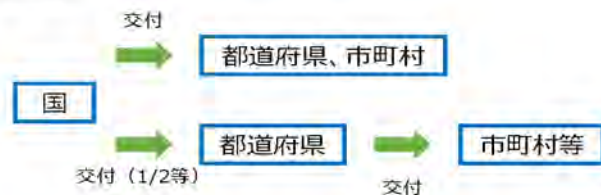
令和3年度
当初予算
(百万円)

80,725

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進
老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）
漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現
治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進
津波・高潮対策としての水門整備



趣旨

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進する。

事業内容

1. 農業集落排水施設整備事業
2. 農道・集落道整備事業
3. 営農飲雑用水施設整備事業
4. 地域資源利活用施設整備事業
5. 集落防災安全施設整備事業

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村等

補助率

定額（1/2等）

令和3年度
当初予算
(百万円)

6,300

<事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

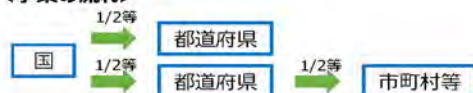
4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

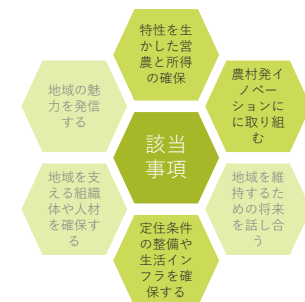
災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>





趣旨 地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農の確立を支援するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施する。

事業内容

①農業生産基盤整備

- ・ 所得確保のための、農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ・ 国土保全のための農用地保全施設
- ・ 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

②農村振興環境整備（①に付随して実施）

- ・ 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ・ 新規就農者の滞在や農泊にも利用可能な施設
- ・ 高収益作物の導入に取り組むための農業施設 等

事業実施主体（対象者） 都道府県、市町村

補助率 交付率：55%等

令和3年度
当初予算
（百万円） 5,683

事業概要

【実施主体】 都道府県、市町村

【採択要件】

- (1) 受益面積：農業生産基盤整備 2工種以上の合計で10ha以上
- (2) 対象地域：**5法指定地域**（過疎、山村、離島、半島、特定農山村）又は**指定棚田地域**であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域
- (3) 次に掲げる①及び②の取組を行う地区であること

取組① 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保

（具体的には、**販売額の増加**、若しくは**営農コスト**又は**集出荷・加工コストの削減**について、地区毎に**独自の数値目標**を設定）

取組② 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用

（具体的には、地域の特色ある農業の展開に必要な生産基盤を維持・強化する観点から、**耕作の維持が難しい農地の粗放的な保全や利用を図るための土地基盤の再編・整序化**、**水管理の省力化等**を図るための水利施設の再編・統廃合等の農村インフラの整備計画を作成）

事業と取組のイメージ

整備前

・小規模区画の農地の間に水路や農道が配置され、農作業に労力が必要

・担い手が減少・高齢化すると農業の維持が困難

整備後

地域の特色を活かした農産物の生産拡大

活性化施設を活用した加工・販売による高付加価値化

耕作が難しい農地を区分し、粗放的に保全・利用

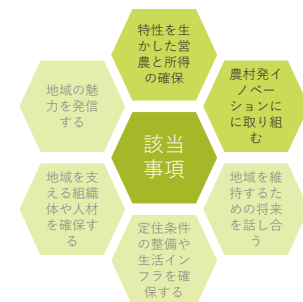
生産基盤の整備により、農地、水路、農道等を再編し、生産性が向上

水路や農道を保全・再編し、管理を省力化

21

趣旨
目的

- ・農林水産業・食品産業の持続性を高めるため、国主導で実施すべき重要な研究分野について、戦略的な研究開発を推進する。
- ・研究開発と成果の社会実装を効果的に行えるよう、知財マネジメントの強化等の研究開発環境の整備を実施する。

事業
内容

< 研究開発 >

- ①現場ニーズ対応型研究：農林漁業者等のニーズを踏まえ、実装まで視野に入れた研究開発を推進
- ②革新的環境研究：地域の特性に応じた適切な気候変動緩和等の技術や、林木の効率的育種技術の開発等を推進
- ③アグリバイオ研究：日本の農産物の免疫機能等への効果検証や、ゲノム情報等を活用した新たな育種技術の開発等を推進

- ④人工知能未来農業創造研究：人工知能（AI）やIoT等を活用した病虫害早期診断技術等の開発を推進

< 環境整備 >

- ①知財マネジメント強化：知財マネジメントの高度化のため、国際標準化を含む知財相談対応、マニュアル整備等を実施
- ②海外・異分野動向調査：海外・異分野の最新の研究開発動向調査やシンポジウムの開催
- ③アウトリーチ活動強化：ゲノム編集技術等社会実装に向けた双方向コミュニケーション等を実施

事業実施主体
(対象者)

民間団体等

補助率

委託

令和3年度
当初予算
(百万円)

4,500

研究開発

連携

環境整備

現場ニーズ対応型研究

農林漁業者等のニーズを踏まえ、実装まで視野に入れた研究開発を推進

(例)



濃厚飼料の安定貯蔵・供給システム
イネ科強毒雑草防除技術等の開発

アグリバイオ研究

日本の農産物の免疫機能等への効果検証や、ゲノム情報等を活用した新たな育種技術の開発等を推進

(例)



免疫機能への効果が期待される
日本の農産物のエビデンスを取得

人工知能未来農業創造研究

人工知能(AI)やIoT等を活用した病虫害早期診断技術等の開発を推進

(例)



AIを活用した早期診断、リスク
分析による防除対策情報の提供

知財マネジメント強化

知財マネジメントの高度化のため、国際標準化を含む知財相談対応、マニュアル整備等を実施



国際標準化
専門家による相談対応や
マニュアル整備

アウトリーチ活動強化

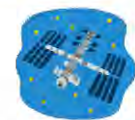
ゲノム編集技術等の社会実装に向けた双方向コミュニケーション等を実施



ゲノム編集技術等を用いた
研究開発
ベネフィット
出動授業、個別訪問等
大学等
食品業界等
専門家による
アウトリーチ活動

海外・異分野動向調査

海外・異分野の最新の研究開発動向調査やシンポジウムを実施



宇宙分野も含む
最先端技術の動向を調査

趣旨
目的

森林・林業への新規就業者の確保・育成を推進する。

事業
内容

就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（集合研修とOJTを組み合わせた3年間の体系的な研修）等に必要な経費を支援する。

事業実施主体 (対象者)	民間団体等	補助率	定額	令和3年度 当初予算 (百万円)	4,183
-----------------	-------	-----	----	------------------------	-------

<事業の内容>

- 1. 森林・林業新規就業支援対策 4,616,627 (4,644,444) 千円**
- ① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 4,183,000 (4,230,000) 千円
就業ガイダンスや林業作業士（フォレストワーカー）研修、造林作業者の育成等に必要な経費を支援します。

- ② 緑の青年就業準備給付金事業 413,139 (376,139) 千円
林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。
- ③ 未来の林業を支える林業後継者養成事業 20,488 (38,305) 千円
高校生や社会人が先進的技術を学ぶインターンシップ等の実施、地域の中核となる女性の活躍の促進の取組、林業グループの育成に対する取組等を支援します。
- ※このほか、令和2年度補正予算「緑の雇用」新規就業者育成推進事業においてトライアル雇用等を支援。

- 2. 森林経営管理制度推進事業 41,205 (41,205) 千円**
森林経営管理制度を円滑に運用できるよう、市町村の森林・林業担当職員を支援する技術者を養成するとともに、全国の知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等に提供します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 1. 森林・林業への新規就業の支援**

就業前

高校生・社会人に対するインターンシップ等

林業大学校等で学ぶ青年への給付金の支給
(最大155万円/年・人 最長2年支給)

就業ガイダンスの開催、トライアル雇用 (最長3ヶ月の短期研修)

※山間部での定着に向けた導入研修を含む

フォレストワーカー研修
(集合研修とOJTを組み合わせた3年間の体系的な研修)
(最大約137万円/年・人 (1経営体に研修生2名で、1年目研修生の場合))

※造林作業者を育成する研修を含む

就業後

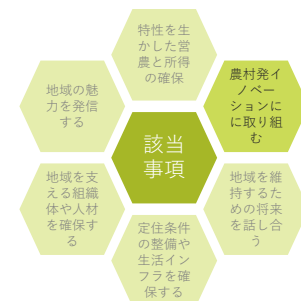
- 2. 森林経営管理制度推進事業**

市町村を指導できる技術者を養成する研修の実施

森林経営管理制度に関する知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等に提供

地域の森林・林業行政の支援体制を構築





趣旨目的 木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営体との連携を前提に行う木質バイオマス利用促進施設の整備を支援する。

事業内容 地域連携の下で熱利用又は熱電供給に取り組む「地域内エコシステム」を中心に、木質バイオマスの供給・利用を促進するため、木質チップ、ペレット等の燃料製造施設や木質資源利用ボイラー等の整備を支援する。

事業実施主体（対象者） 都道府県、市町村、民間事業者等

補助率 交付率：1/2、1/3、15/100 等

令和3年度当初予算（百万円） 8,185の内数

■未利用間伐材等活用機材整備

燃料材の搬出コストの低減に向け、事業構想に施設や事業者等が位置づけられ、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合には、補助率1/2（通常1/3※）。

■木質バイオマス供給施設整備

木質バイオマス燃料供給に向け、事業構想に施設や事業者等が位置づけられ、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合には、補助率1/2（通常、民間事業者は1/3※）。

ただし、FITを活用する発電所への供給を主な目的とする場合には地方公共団体1/3、民間事業者15%。

■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

熱利用及び熱電併給施設に供することを目的として、事業構想に施設や事業者等が位置づけられ、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合には、補助率1/2（通常、民間事業者は1/3※）。

※5年以上の期間にわたり、間伐材又は林地残材1万m³以上供給・利用を行う旨の安定供給・受入協定を締結する場合は補助率1/2となっている。

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

その他：意欲と能力のある林業経営体との連携

事業構想に記載された意欲と能力のある林業経営体と燃料の安定取引協定を締結する取組については、予算配分において加点の対象とする。

＜補助対象＞

■未利用間伐材等活用機材整備

○ 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

- ・ 移動式チップパー
- ・ 林地残材収集運搬車 等



■木質バイオマス供給施設整備

○ 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

- ・ 木質燃料製造施設
- ・ 乾燥施設
- ・ 貯木場 等



■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

○ 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設の整備

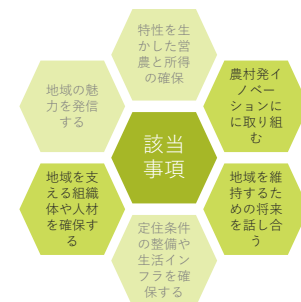
- ・ 木質資源利用ボイラー
- ・ 熱利用配管
- ・ 燃料貯蔵庫 等



＜事業の流れ＞



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。



趣旨目的

山村地域で、地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組である「地域内エコシステム」の構築に向け、地域における合意形成や技術開発、技術面での相談・サポート等の取組を支援する。

事業内容

1 「地域内エコシステム」モデル構築事業

- ① F/S調査（実現可能性調査）
- ② 木質バイオマスの技術開発・改良等を行う取組
- ③ ①、②の優良事例を横展開していくに当たって必要な体制の検討・構築を支援する。

2 「地域内エコシステム」サポート事業

事業実施主体
(対象者)

民間団体等

補助率

定額

令和3年度
当初予算
(百万円)

240

<事業の内容>

1. 「地域内エコシステム」モデル構築事業

- 「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、地域の実情に応じ
 - (1) F/S調査（実現可能性調査）を行った地域を対象にしたコスト低減に向けた合意形成・実施計画策定のための関係者による地域協議会の運営（人材育成を含む。）
 - (2) 木質バイオマスの技術開発・改良等を行う取組
 - (3) 「地域内エコシステム」の優良事例を横展開していくに当たって必要な体制の検討・構築を支援します。

2. 「地域内エコシステム」サポート事業

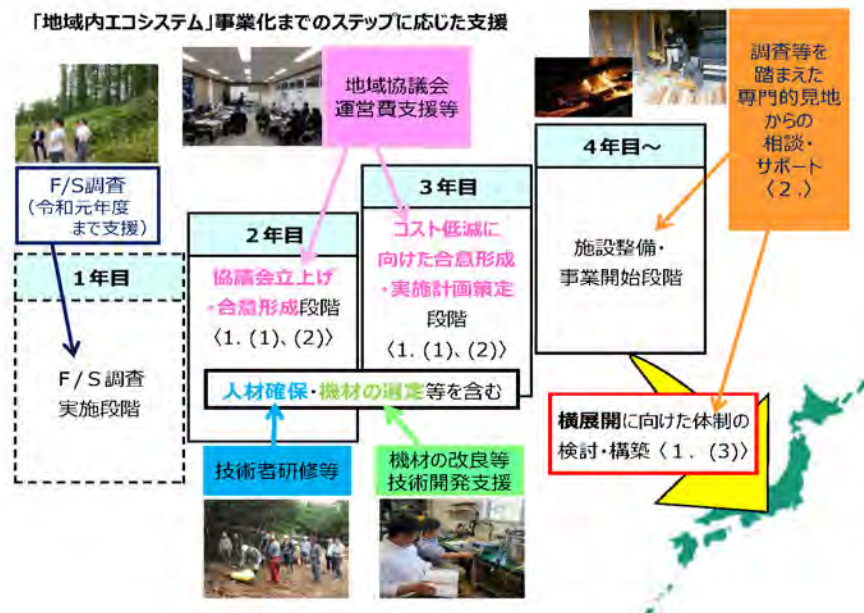
- 「地域内エコシステム」の構築に必要な技術的なサポートを行うため、電話相談や技術者の現地派遣、サポートの実施に必要な各種調査等を行う取組を支援します。

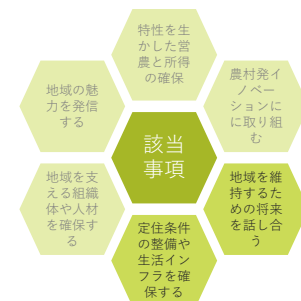
<事業の流れ>



<事業イメージ>

「地域内エコシステム」事業化までのステップに応じた支援





趣旨

山村における過疎化・高齢化の進行に伴い、これまで地域住民や森林所有者等が行ってきた様々な資源利用を通じて保たれていた水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の多面的機能の発揮が難しくなっているといった課題に対し、山村地域の住民が協力して里山林をはじめとする地域の森林の保全管理やこれら森林資源の利活用を実施していく体制を整えることにより、森林の多面的機能を維持発揮させていくとともに、山村の振興を図る。

事業内容

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援する。

事業実施主体
(対象者)

地域協議会

補助率

定額、1/2、1/3以内
上限額：1 活動組織当たり500万円/年

令和3年度
当初予算
(百万円)

1,404

<事業の内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,393 (1,344) 百万円

① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。

② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）を支援します。

※ 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林を対象に支援します。採択に当たっては3年間の活動計画等が必要です。

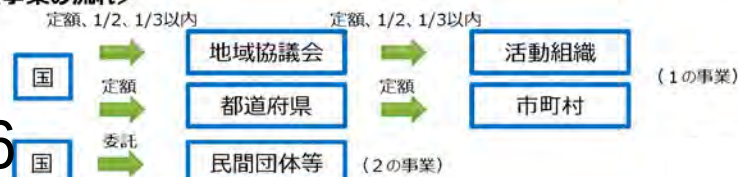
※ 地方公共団体の支援のある活動や地域コミュニティの活性化を図るため中山間地域における農地等の維持保全にも資する取組、有人国境離島地域で計画された活動等を行う場合は、優先的に支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 11 (9) 百万円

① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証します。

② 地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会等を開催します。

<事業の流れ>



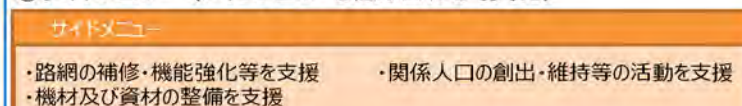
<事業イメージ>

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー

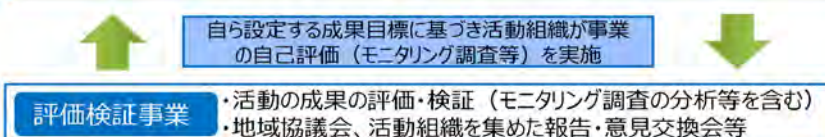


②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）



都道府県・市町村

・活動組織への支援等



26

趣旨
目的

地方の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を多様な分野で活用する「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援する。

事業
内容

健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援する。

- ①「森林サービス産業」モデル事業の実施
- ②「森林サービス産業」創出に向けた課題解決型研修会の実施
- ③課題共有・解決のための効果分析・情報発信

事業実施主体
(対象者)

民間団体等

補助率

定額

令和3年度
当初予算
(百万円)

21

<事業の内容>

「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業 21(55)百万円

健康、観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援します。

- ① モデル事業（ワーケーションの推進を含む）の実施
- ② 課題解決型研修会の実施
- ③ 課題共有・解決のための効果分析・情報発信

<事業の流れ>





趣旨 森林資源の適切な管理と林業の成長産業化を実現し、国土強靱化や地球温暖化防止等にも貢献するため、間伐や主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を推進する。

事業内容

- ① 再造林や間伐等の森林整備を推進することで、健全な森林を育成する。
- ② 林道、林業専用道、森林作業道をバランスよく整備する。
- ③ 台風等の気象害を受けた被害森林や奥地水源林の整備を行う。

事業実施主体（対象者） 都道府県、市町村、森林所有者等

補助率 1/2、3/10 等

令和3年度
当初予算
(百万円) 124,803

<事業の内容>

1. 間伐や路網整備、再造林等

森林環境保全直接支援事業	23,810 (23,491) 百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,448 (2,051) 百万円
林業専用道整備事業	563 (1,017) 百万円
山村強靱化林道整備事業	2,500 (-) 百万円
林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業	52 (-) 百万円

- ① 再造林や間伐等の森林整備を推進することで、健全な森林を育成します。
- ② 森林資源が充実した区域等において、路網をバランスよく整備します。
- ③ 防災上重要な幹線林道の開設・改良を支援し、林道の強靱化を推進します。
- ④ 林道施設のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を支援します。

2. 台風等の気象害を受けた被害森林や奥地水源林の整備

特定森林再生事業	1,919 (2,399) 百万円
水源林造成事業	25,247 (25,247) 百万円

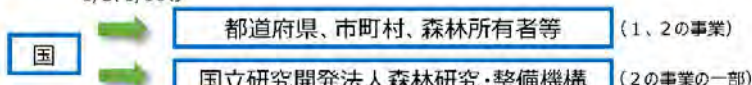
- ① 気象害等の被害森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進します。
- ② 重要インフラ施設周辺の森林整備を支援することで災害の未然防止につなげます。

※ 上記の施策を活用し、流域治水の取組等と連携して対策を推進します。

※ このほか、令和2年度補正予算「森林整備による防災・減災対策」及び「合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策」において森林整備事業を実施。

<事業の流れ>

1/2、3/10等



定額

※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

森林の多面的機能の発揮に向けた森林整備



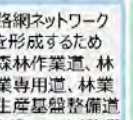
利用間伐の実施



コンテナ苗による再造林



幹線となる道の整備



路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備



奥地水源林の整備による水源涵養機能の強化

激甚化する自然災害への対応【山村強靱化林道整備事業】

近年、豪雨・台風災害が激甚化・頻発化する中で、持続的な森林経営の実現に向けて強靱で災害に強い幹線林道を早急に開設・改良

○事業対象

公道等に2箇所以上接続する林道の改良の補助率：3/10→1/2

改良により既設林道の強靱化を推進
公道等に2箇所以上接続する
林道の改良の補助率：3/10→1/2

災害時の代替路としての活用



災害に強い幹線林道の開設

集落等への強靱化対策

暗渠工の設置



法枠工の設置





趣旨
目的

シカ被害の甚大化を防止するため、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策を講じるとともに、捕獲や生息状況把握の省力化、効率化など、効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施する。また、シカ被害が深刻な奥地天然林等において、国土保全のためのシカ捕獲事業を実施する。

あわせて、近年顕在化しつつあるノウサギ食害の深刻化を防ぐため、対策の検討を行う。

事業
内容

- ① シカ捕獲効率向上対策事業
- ② ノウサギ被害対策検討事業
- ③ シカ被害対策技術実証事業
- ④ 国土保全のためのシカ捕獲事業

事業実施主体
(対象者)

都道府県等、民間団体等

補助率

定額、委託

令和3年度
当初予算
(百万円)

129

<事業の内容>

1. シカ捕獲効率向上対策事業 18,000 (－) 千円

- 林業関係者によるシカの捕獲効率向上のために、狩猟熟練者の技能や最新の捕獲技術等の活用による捕獲技術の導入を図ります。

2. ノウサギ被害対策検討事業 11,406 (－) 千円

- 顕在化しつつあるノウサギ食害に対する効果的・効率的な防御や捕獲等の対策手法の検討を実施します。

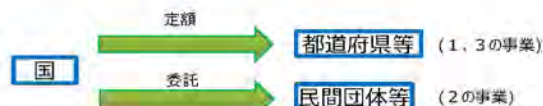
3. シカ被害対策技術実証事業 20,000 (20,000) 千円

- 効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施します。

4. 国土保全のためのシカ捕獲事業 79,264 (84,264) 千円

- 森林の持つ国土保全機能の維持増進を図るため、国有林野内の奥地天然林等においてシカの行動把握調査等に基づく効率的なシカ捕獲を実施します。

<事業の流れ>



2の一部、及び4は国有林による直轄事業

<事業イメージ>

〔シカ捕獲効率向上対策事業〕

- 捕獲効率向上のために、実用化した新技術の活用、捕獲手法・捕獲場所の選択といった狩猟熟練者の“勘どころ”技能について、実践・技術導入を行います。



〔ノウサギ被害対策検討事業〕

ノウサギ食害は1980年代後半を境に減少し、近年100ha前後で推移しているが、防除の知見と労務の不足が懸念されており、捕獲熟度を要さない新たな対策手法が必要。

〔ICT等を活用した新技術の開発・実証〕

- 赤外線センサーを搭載したドローン等によるシカ生息状況の把握や、ICTやAIを活用した効率的な捕獲手法などの新技術について、開発・実証を行います。



〔国土保全のためのシカ捕獲事業〕

- 奥地天然林等において、シカの行動把握等により、効果的なわなの設置による効率的なシカ捕獲を実施します。





趣旨目的 環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援する。

事業内容 漁業者、地域住民、NPO等で構成する活動組織が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する海難救助や藻場・干潟の保全など地域の取組に対し支援する。

事業実施主体（対象者） 地域協議会、都道府県、市町村等

補助率

・補助率：定額
・上限額：1活動組織当たり国費2,000万円

令和3年度
当初予算
(百万円)

1,800

<事業の内容>

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取組を支援します。

1. 環境・生態系保全

① 水域の保全

藻場、サンゴ礁の保全、魚介類の放流等の活動を支援します。

② 水辺の保全

干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

2. 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助等を支援します。また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※ 上記の1及び2に併せて実施する多面的機能の理解・増進を図る取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



藻場の保全（ウニの駆除）



漂流漂着物の回収・処理



ヨシ帯の保全



干潟等の保全（干潟の耕うん）



災害時の流木の回収・処理



国境・水域の監視

趣旨
目的

水産業や漁村地域の再生を図るため、漁業者自らが漁業収入の向上とコスト削減のための課題について検討し、具体的な対策を位置付けた「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため。

事業
内容

浜プランに位置付けられた共同利用施設等の整備、密漁防止対策等について支援する。

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村、漁業協同組合等

補助率

定額（1/2、4/10、1/3等）

令和3年度
当初予算
(百万円)

2,655の内
数

<事業の内容>

<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や生産コストの削減、作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災減災等に必要な整備を支援
- ・漁村交流人口の増加に向けた施設の整備を支援（令和3年度から）



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設



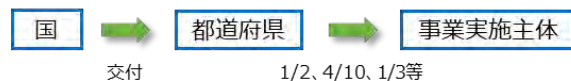
津波避難タワー

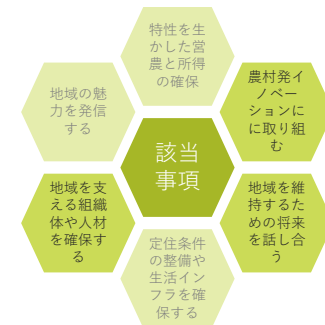
<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・地域資源の活用推進、災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備**、コスト削減・作業の軽労化など**水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備**、**産地市場の統廃合に必要な施設の整備**とそれに伴う**既存施設の撤去**、**漁村交流人口の増加に向けた施設の整備**や**プラン策定地域における密漁防止対策等について支援**します。

<事業の流れ>



趣旨
目的

地域の成長・雇用創出を担う地域人材の強化に向けて切れ目なく支援を行う。

事業
内容

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言を行う。

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村、団体等

補助率

—

令和3年度
当初予算
(百万円)

1

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数：393名（令和3年4月1日現在）

※事務局HP（<https://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html>）において公開

分野別登録数（重複を含む）

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
147人	22人	95人	16人	78人	134人	30人	150人

○活用方法：①各自治体及び団体等が、課題解決への取組にに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。

②地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。（令和2年度実績：4件）

地域活性化伝道師の活動内容

①地域のリーダーの育成

取組の立ち上がり段階における実行プランの企画や実施体制の構築を後押しする。

②実施スタッフの育成

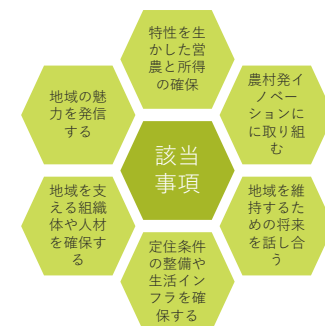
実行プランに基づく取組を実施していく上で必要となる人員の確保、スキルアップなどを後押しする。

③事業化の推進

地域での産学官連携を図り、商品開発を進める活動を後押しするとともに、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授する。

④販路拡大・雇用創出

地域の新たな産業として定着させるためのマーケティング・販路拡大を後押しする。
または、これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及することを後押しする。

趣旨
目的

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援する。

事業
内容

- ・地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保
- ・地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ・K P I の設定とP D C A サイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村

補助率

交付金 (1/2)

令和3年度
当初予算
(百万円)

100,000

■地方創生推進交付金

○主な対象事業等

①先駆性のある取組及び先駆・優良事例の横展開

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成

例) しごと創生、観光振興、地域商社、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組

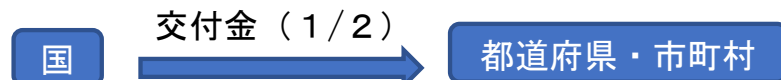
- ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

○交付上限額等

	交付上限額 (国費)	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業 (うち広域連携3事業)
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業 (うち広域連携2事業)
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業 (うち広域連携1事業)

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額 (国費) 3.0億円、申請上限件数の枠外

■交付割合等



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じている)

交付金の交付に際し、地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定



趣旨

特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を図るため、中間支援を行う民間事業者等を主体とした、都市住民と地域のマッチング支援等の取組に係るモデル事業を実施するとともに、全国の官民関係者が参画する協議会を通じた関係者間の情報共有やネットワークの強化に取り組む。

事業内容

- ① 民間事業者等を主体とした都市住民と地域のマッチング支援等の取組に関するモデル事業を実施する。
- ② 地方公共団体、民間事業者等を会員とするプラットフォームを運営し、全国フォーラム、研修会等により、関係者間の情報共有やネットワーク化に取り組む。

事業実施主体
(対象者)

民間事業者

補助率

委託費、補助金（定額）

令和3年度
当初予算
(百万円)

155

事業イメージ・具体例

- ① 中間支援組織の提案型モデル事業の実施
民間事業者等による都市住民と地域のマッチング支援等の取組に関する提案型モデル事業を実施します。
- ② 全国版の官民連携協議会の運営
分科会や研修により、事業者や自治体等の関係者の情報共有やネットワーク化に取り組めます。

期待される効果

○関係人口の創出・拡大に取り組む動きを加速化し、地方へのひとの流れをつくります。

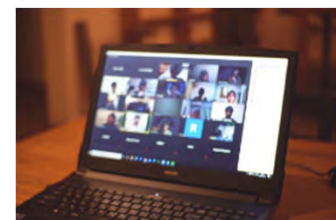
○関係人口の取組例



県内都市部の大学生が農家のお手伝いを通じ関係づくり
(長岡市 (公社)中越防災安全推進機構)



地域づくりの連続講座により関心層の拡大・育成、ネットワーク化
(松江市 (株)シーズ総合政策研究所)



直接の移動・面会ができない間は、オンラインで関係を構築・維持
(遠野市 (株)Next Commons)



ふるさとみつけ塾のハイブリット（オンラインとオフライン）開催
(丸森町 (一社)熱中学園)

趣旨
目的

地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造する。

事業
内容

地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、本交付金により自治体の初期投資の補助を支援する。

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村

補助率

原則1/2（上限2,500万円）

令和3年度
当初予算
(百万円)

700の内
数

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域資源を活かした持続可能な事業
- ・行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

- ・原則 1/2
- ・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3, 3/4
- ・新規性・モデル性の極めて高い事業は 10/10

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・公費による交付額以上
- ・無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く)・無保証

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象

これまでの実績（423事業、343億円）

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R2年度末時点))

公費交付額 122億円、融資額 169億円、
自己資金等 52億円

重点支援

「生産性向上に資するデジタル技術の活用」
に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、
新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

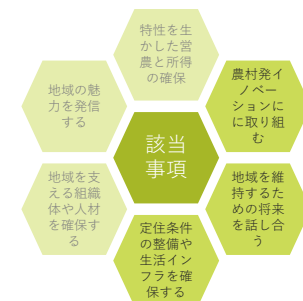
35

事業URL

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html

問合せ先

地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523

趣旨
目的

地域資源を活かした分散型エネルギーシステムの構築を推進し、地域での経済循環を創造する。

事業
内容

地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する。

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村

補助率 原則1/2

令和3年度
当初予算
(百万円)

700の内
数

＜補助対象＞ 地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定費用

＜補助対象額＞ 2,000万円(上限。ただし、他の地方公共団体と共同実施する場合は原則4,000万円)

＜補助率＞ 原則1/2。財政力指数0.5未満市町村は 2/3、財政力指数0.25未満市町村は 3/4

新規性、モデル性の極めて高い事業計画は 10/10

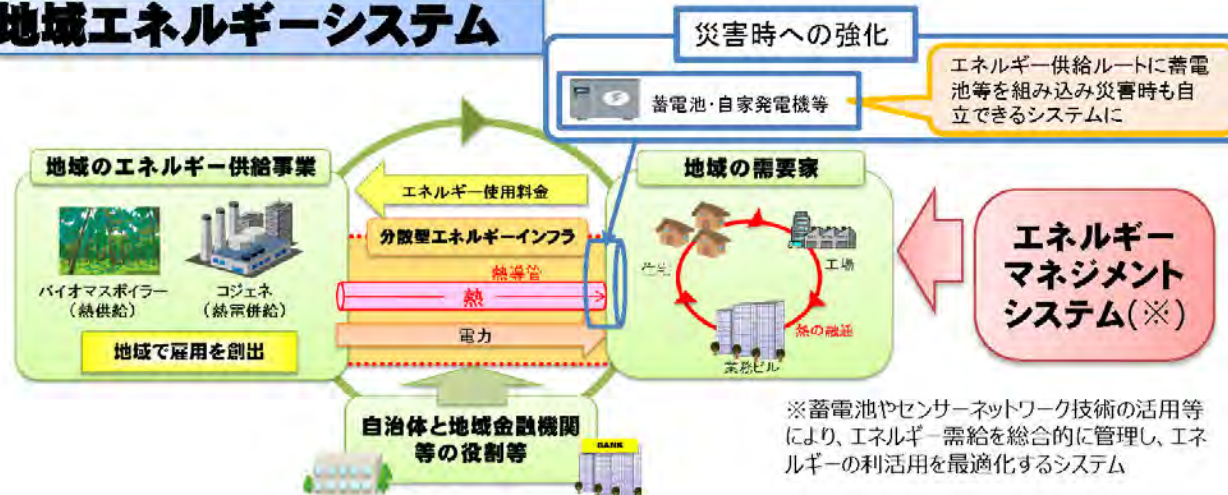
※平成26～28年度は委託事業として実施

これまでの
取組

平成26年度に14団体、27年度に14団体、28年度に11団体※、29年度に4団体、30年度に3団体、令和元年度に8団体、令和2年度に4団体

計58の団体がプランを策定

地域エネルギーシステム



一般的なエネルギーシステム





趣旨目的

地方への「ヒト・情報」の流れを新たに創出するため、移住にまで至らずとも地域に想いを寄せる人々に対して、当該地域と関わる機会を提供することを目的に、地方公共団体の取組である「ふるさとワーキングホリデー」の積極的な推進を図る。

事業内容

都市部の若者などが、一定期間地域に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通して、地域での暮らしを丸ごと体感し、地域との関わりを深める機会を提供する地方公共団体の取組である「ふるさとワーキングホリデー」について、参加者向けの説明会やポータルサイトの運用等の総合広報を実施し、地方公共団体の取組を支援する。

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村、参加者

補助率

特別交付税措置（上限額は下図参照）

令和3年度
当初予算
(百万円)

30

ふるさとワーキングホリデー

地方自治体

- ✓ 地域の魅力を知ってほしい
- ✓ 交流人口を増やし消費を拡大したい
- ✓ 少しでも多く定住してほしい

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。

参加者

- ✓ 旅行では味わえない体験がしたい
- ✓ 地域との交流を深めたい
- ✓ 第二のふるさとが欲しい

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。

これまでの実績(R3.3時点)

ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、**約3,500人**が地域での暮らしを体験。

実際にやってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくても、ぜひ参加すべきと思います。(大学4年生)

「こっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの楽しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。(大学1年生)

雇の管理のために蔵の中に泊まることなどは、実際に酒造で働かなければ体験できないものでもとても良い経験となりました。(大学2年生)

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

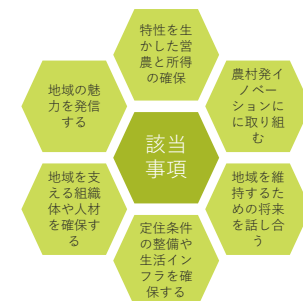
広報支援（総務省）

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS(Twitter、facebook)の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



企業向け説明会(ブロック単位)の開催(R3新規)

・地域企業の参加拡大と実施自治体増を図るため、企業及び未実施自治体を対象にした説明会を開催。
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。

趣旨
目的

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに、地域力の維持・強化を図る。

事業
内容

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

【特別交付税措置】

隊員の活動に要する経費、隊員の募集等に要する経費について特別交付税により支援。

※活動に要する経費：隊員1人あたり470万円（報償費等270万円）を上限

※起業・事業承継に要する経費：協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円を上限（ただし、令和3年度に限り、財政措置の対象期間を協力隊最終年次又は任期終了の日から2年以内とする）

※募集等に要する経費：1自治体あたり200万円を上限（おためし地域協力隊に要する経費については、1自治体あたり100万円上限）

※地域おこし協力隊インターンに要する経費：1自治体あたり100万円を上限（プログラム作成等に要する経費）、1人・1日あたり1.2万円を上限（活動に要する経費）

※任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村

補助率

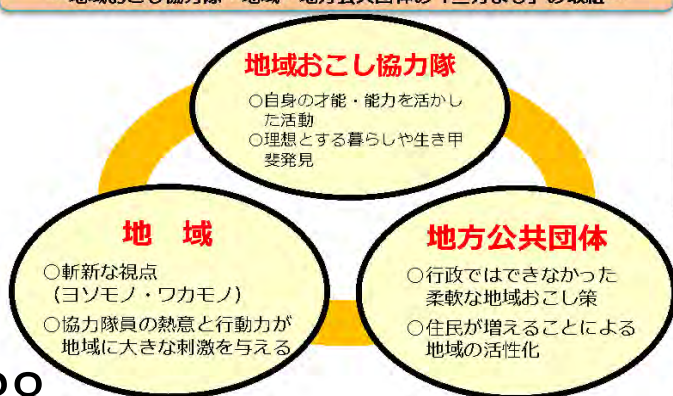
特別交付税措置（上記参照）

令和3年度
当初予算
(百万円)

146

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和6年度に8,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数（26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人、令和2年度：96人）と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※R2.3末調査時点

趣旨
目的

地方移住希望者等へ、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談を一元的に行う。

事業
内容

地方への移住・交流関連の情報提供や相談支援の一元的な窓口となる「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八重洲口至近に常時開設し、一般的な移住相談に加え、厚労省や農水省と連携し、地方での就職や就農に関する相談にも対応している。

事業実施主体
(対象者)

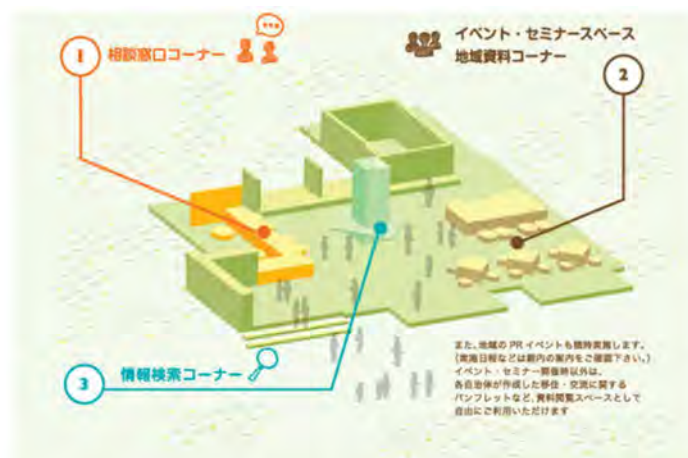
総務省

補助率

—

令和3年度
当初予算
(百万円)

93



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

・厚生労働省(しごと情報)・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。



(移住フェアの様様)



【開館時間】(平日)11:00~21:00

(土日祝)11:00~18:00

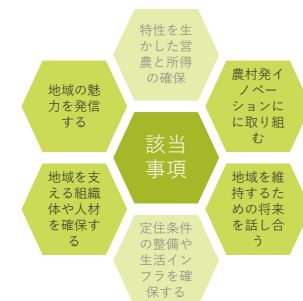
【休館日】月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

【所在地】東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

【アクセス】JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分

東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分



趣旨 地域外の者が関係人口として、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体を支援する。

事業内容 令和3年度は、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、新たに地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での実装化を図る。

事業実施主体
(対象者) 都道府県、市町村

補助率 普通交付税措置

令和3年度
当初予算
(百万円) 37

全国に向けた情報発信

○自治体等向けセミナーの開催などを通じ、関係人口が継続的に深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図る。

地域からの情報発信の強化

○「『関係人口』ポータルサイト」を改修し、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信できるプラットフォームを構築。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より新たに地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地で取組の実装化を図っていく。

H30・R1

関係人口の創出・裾野拡大
(モデル事業 30団体
(H30)、44団体(R1))

R2

関係人口と地域との「協働」
(モデル事業 25団体)

R3

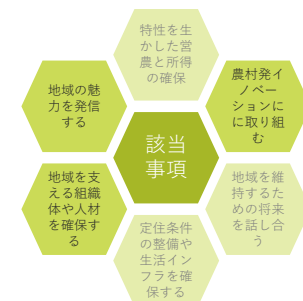
関係人口施策の実装化
(普通交付税措置)

全国各地で取組の実装化

目指す姿

**全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献**





趣旨 市町村が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことにより、地方圏へのひとの流れを創出を図る。

事業内容 市町村が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらう。

事業実施主体 (対象者)	市町村	補助率	特別交付税措置（上限額は下図参照）	令和3年度 当初予算 (百万円)	—
-----------------	-----	-----	-------------------	------------------------	---

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員(在籍派遣)

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①3大都市圏外の市町村

②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村
及び人口減少率が高い市町村

1,429市町村

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野(デジタル人材)

○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)

○中心市街地活性化

等

特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体

(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期 間

6ヵ月 ～ 3年

自治体民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

(協定締結)

民間企業社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

趣旨
目的

地方公共団体と企業のマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。

事業
内容

地方公共団体と民間企業とのマッチング機会を提供するためマッチングセミナーを開催。

事業実施主体
(対象者)

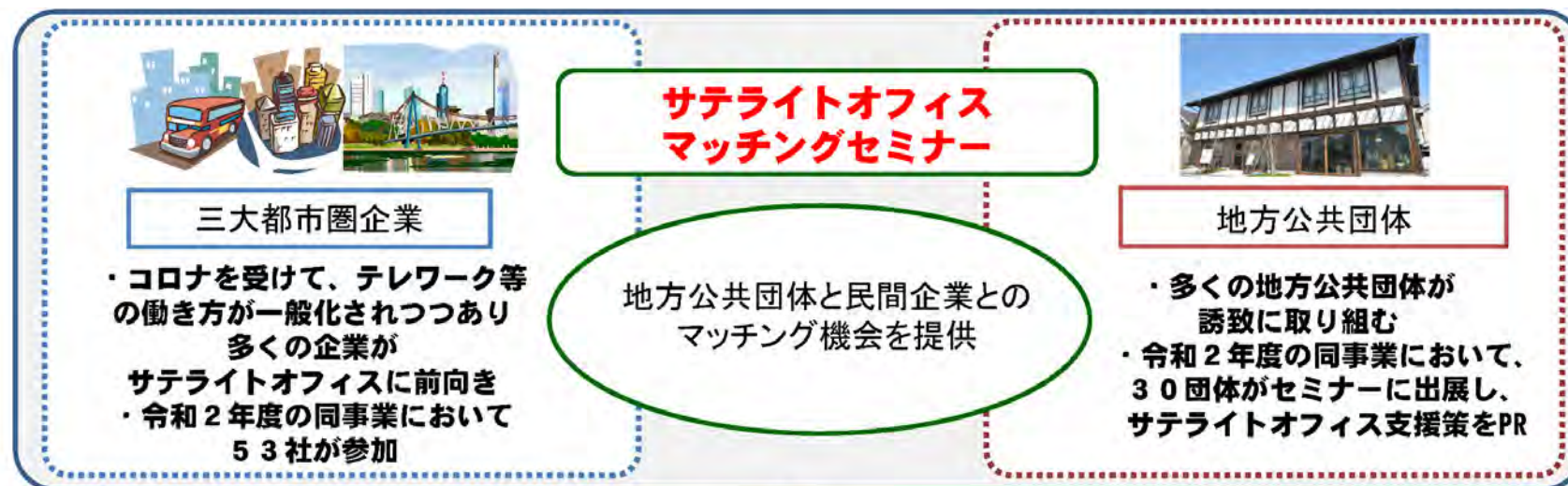
都道府県、市町村

補助率

特別交付税措置（上限額は下図参照）

令和3年度
当初予算
(百万円)

10



「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に 要する経費について特別交付税措置

対象経費：都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）

：お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））

：お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

※ 対象経費の上限額：1団体当たり1,000万円

※ 措置率0.5×財政力補正



趣旨 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた支援を行う。

事業内容 ○地域運営組織に関する調査研究等
○地域運営組織等に関する地方財政措置

事業実施主体（対象者） 都道府県、市町村、地域運営組織

補助率 特別交付税、普通交付税措置

令和3年度
当初予算
（百万円） 8

地域運営組織に関する調査研究等

○地域運営組織に関する調査研究等

- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等



○実態把握調査

地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握することを目的として、全国の地方公共団体及び地域運営組織を対象としたアンケート調査の実施

地域運営組織等に関する地方財政措置

1.地域のくらしを支える住民共助の仕組みづくり【市町村】

（1）地域運営組織の運営支援

- ①運営支援に関する経費（運営交付金等）…普通交付税
（（2）と合計で標準団体で700万円）
- ②形成支援に関する経費（施設改修、ワークショップ開催等）…特別交付税
（措置率1/2・財政力補正）

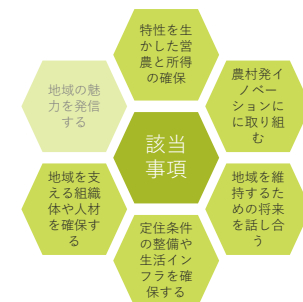
（2）高齢者等の暮らしを守る取り組みへの支援

地域における住民同士の支え合いによる生活支援の取り組み（高齢者交流、声かけ見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費 …普通交付税

※（1）①及び（2）において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる（措置率1/2・財政力補正）

2.地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費（研修、設備導入、販路開拓等）…特別交付税（措置率1/2・財政力補正）



趣旨

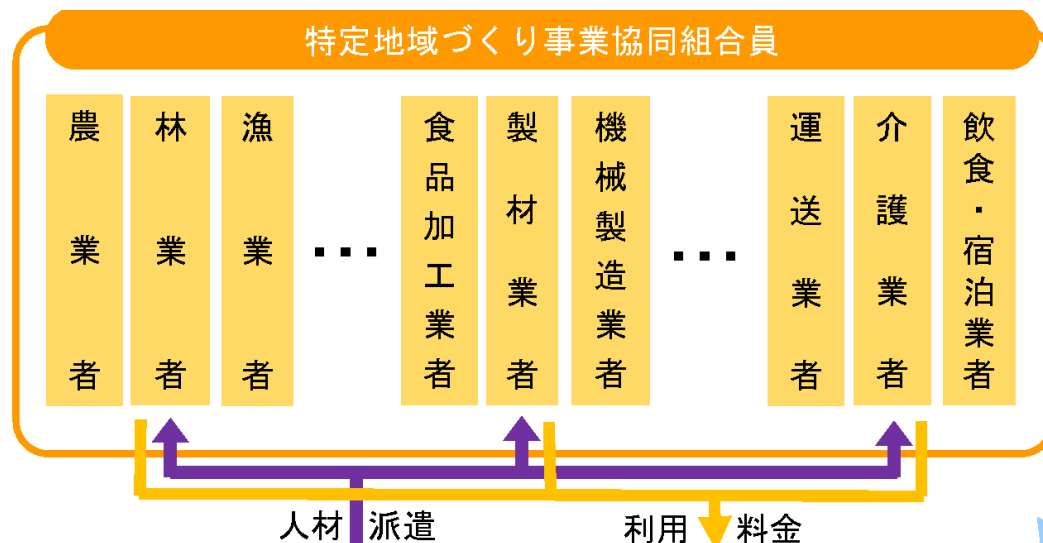
地域の人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

事業内容

人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにする。

事業実施主体
(対象者) 下図参照

補助率 下図参照

令和3年度
当初予算
(百万円) 500
(予算計上は内閣府)財政
支援

認定

市町村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成

1/2
利用料金収入1/4
交付金1/8
特別
交付税

1/8

※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

都道府県

44
特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保



趣旨

農山漁村体験を通じて、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び、理解を深めることで、生命と自然を尊重する精神や環境保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解することにより、子供の生きる力を育むことができる。
また、このような体験を通じて、特に地方を知らない都市部の児童生徒が、小中高の各段階において、将来の地方へのUターン基礎を形成することが期待できる。

事業内容

総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省による連携事業。農林漁業体験や宿泊体験、地域住民との交流を通じて、子供たちの生きる力を育むとともに、交流の創出による地域の再生や活性化を目的として、取組を推進する。

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村

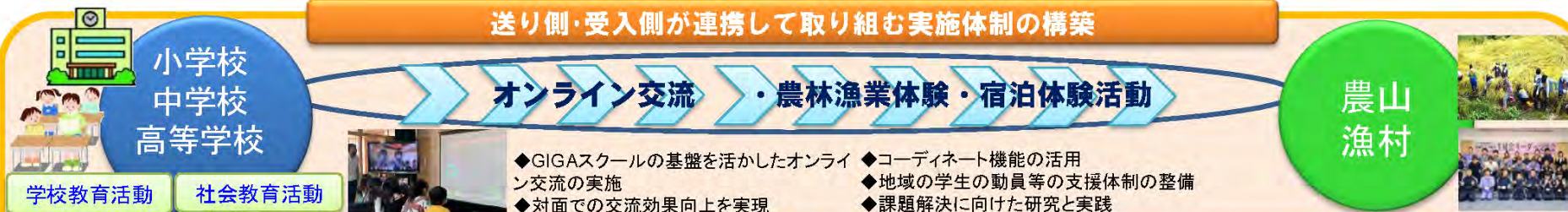
補助率

特別交付税措置 ※措置率0.5

令和3年度
当初予算
(百万円)

28

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金・研修・会議に要する経費・関係団体との調整に要する経費
・外部研修受講に係る受講料、旅費・印刷製本費等

■子供農山漁村交流支援事業

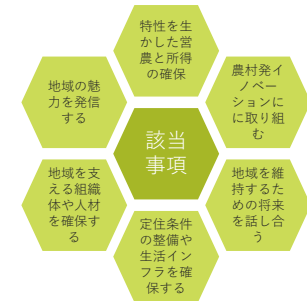
送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料 ・バス借り上げ等の移動経費 ・指導者等への謝金 ・児童・生徒や指導者等に係る保険料 ・新型コロナウイルス感染症防止対策 ・オンライン交流に要する経費（調整費、運営費、謝金、特産品の交換）等	・左記のほか、受入体制の整備に係る経費等

45 地方財政措置（特別交付税）

小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。



趣旨 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域 活性化の取組に 関する 知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら 取組を行う。

事業内容 市町村が、地域活性化の活動実績があり一定の知見を有する外部専門家（※総務省地域人材ネット登録者＝地域力創造アドバイザー）を年度内に延べ10日又は5回以上招へいし、助言を得る。

事業実施主体（対象者） 市町村

補助率 特別交付税措置（上限額は下図参照）

令和3年度
当初予算
（百万円） —

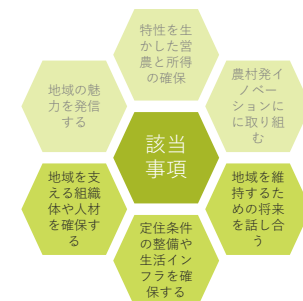
地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(388名)、先進自治体で活躍している職員(22名(組織を含む)) (令和3年4月1日現在 計410名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村: ①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村
※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
- 財政措置の内容:
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)



趣旨 過疎地域等の集落では、人口減少と高齢化により、生活扶助機能の低下等の様々な問題が発生していることから、住民と行政が連携して集落の課題解決に取り組むことを促進する。

事業内容 地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。
集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検、住民と住民、住民と地方自治体の間での話し合いの促進等を実施する。

事業実施主体 (対象者)	都道府県、市町村	補助率	特別交付税措置（上限額は下図参照）	令和3年度 当初予算 (百万円)	—
-----------------	----------	-----	-------------------	------------------------	---

集落支援員

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)
 - ・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施
- ＜特別交付税措置＞
- 措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 430万円** ・兼任 40万円
- ※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。
- 対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
③集落における話し合いの実施に要する経費
④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)

《集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省



趣旨目的 過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための取組を支援することにより、過疎地域等の持続的発展を支援する。

- 事業内容**
- 地域運営組織等が実施する事業（※申請は市町村から提出）
 - ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
 - 過疎市町村等が実施する事業
 - ・過疎地域持続的発展事業
 - ・過疎地域集落再編整備事業
 - ・過疎地域遊休施設再整備事業

事業実施主体 (対象者)	都道府県、市町村、地域運営組織	補助率	下図参照	令和3年度 当初予算 (百万円)	780
-----------------	-----------------	-----	------	------------------------	-----

①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)
 - ※ 交付対象経費の限度額 1,500万円
(下記事業については、限度額を上乗せ)
 - ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
 - ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
 - ③ 上記①+②併用事業(+1,500万円)
- 令和3年度予算 4.0億円 (令和2年度予算額4.0億円)

②過疎地域持続的発展支援事業

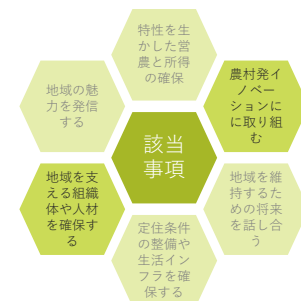
- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)
 - ※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加
 - ※ 交付対象経費の限度額 2,000万円
- **令和3年度予算 2.3億円 (令和2年度予算額1.4億円)**

③過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)
 - ・定住促進団地整備事業
 - ・定住促進空き家活用事業
 - ・集落等移転事業
 - ・季節居住団地整備事業
- 令和3年度予算 0.9億円 (令和2年度予算額0.9億円)

④過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)
 - 〈例〉
 - ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
 - ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
 - ・食肉、農産物等の加工施設
- 令和3年度予算 0.6億円 (令和2年度予算額0.6億円)



趣旨 大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要であるため、地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の推進を図る。

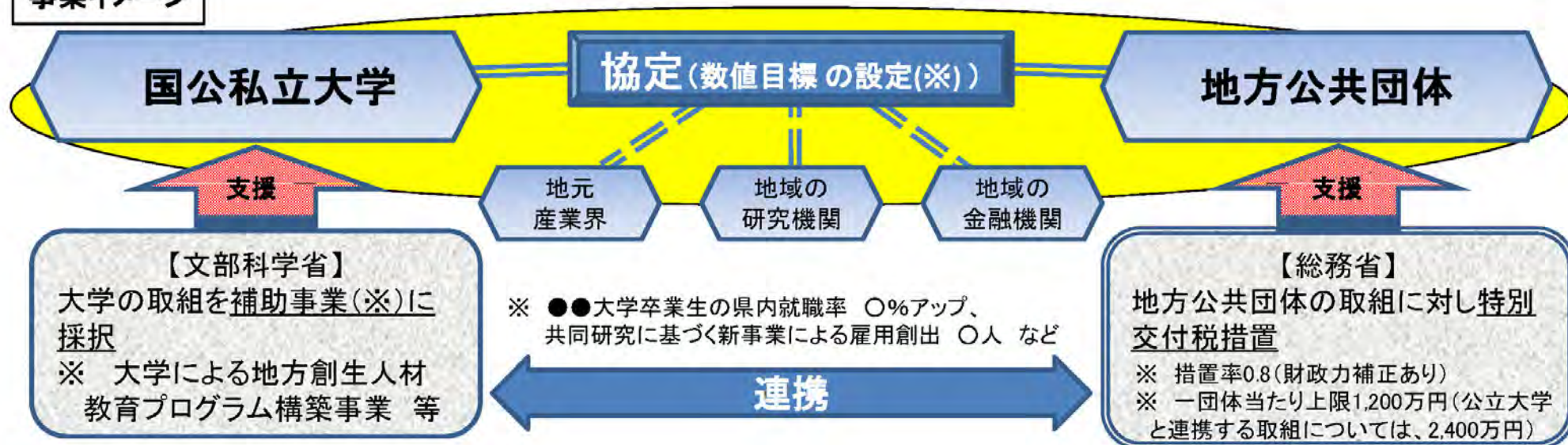
事業内容 地方公共団体と地方大学が協定を締結し、大学の様々なポテンシャルを活かして、地域全体でブランド商品の開発や6次産業化、高度人材確保による起業支援、地域の課題解決等の取組を実施することにより、地域の雇用創出や若者定着等の取組を支援する。

事業実施主体
(対象者) 都道府県、市町村

補助率 特別交付税措置（下図参照）

令和3年度
当初予算
(百万円) —

事業イメージ



趣旨
目的

高速・大容量の無線通信の前提となる伝送路設備の整備等を推進し、電波の能率的な利用の確保を図る。

事業
内容

条件不利地域（過疎地、辺地、離島など）において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備（光ファイバ）やそれに伴う局舎内設備を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助する。また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理経費の一部を補助する。

事業実施主体
（対象者）

下図参照

補助率

下図参照

令和3年度
当初予算
（百万円）

3,682

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者

イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）

ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

エ 負担割合：

【離島】（自治体が整備する場合）

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

【その他の条件不利地域】

国（※） 1/2	自治体（※） 1/2
-------------	---------------

（※）財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

【離島】

国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

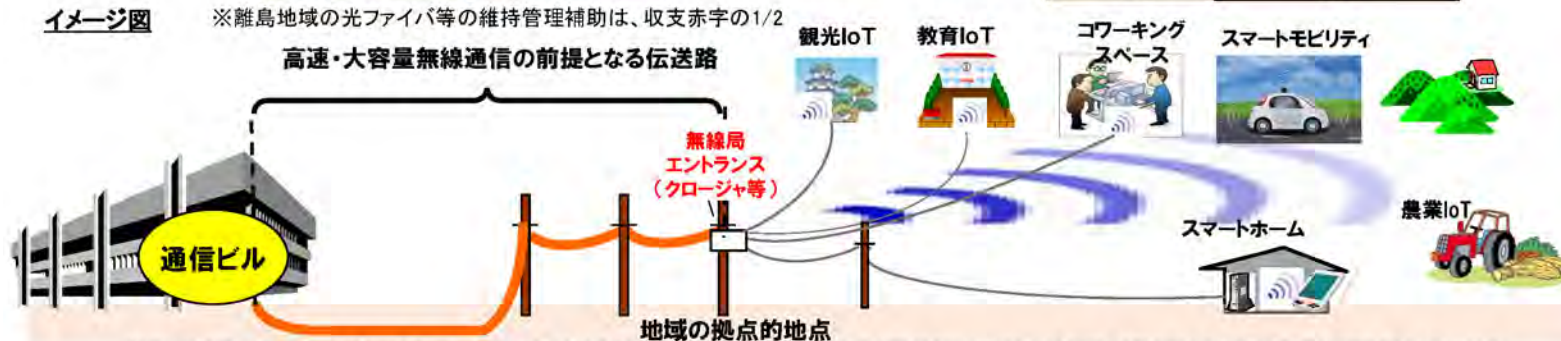
【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

イメージ図

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

高速・大容量無線通信の前提となる伝送路



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。

（公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外）

50

事業URL

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html

問合せ先

電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室
03-5253-5866

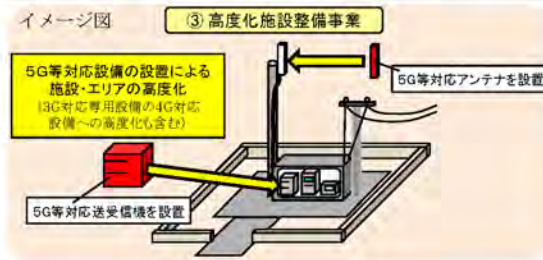
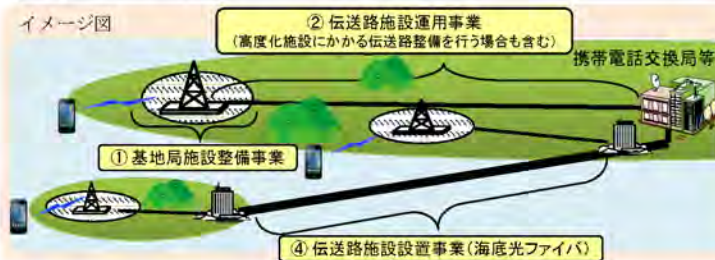


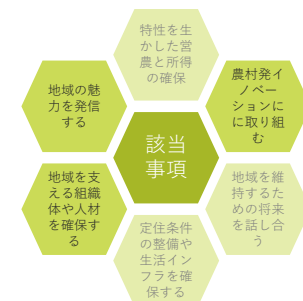
趣旨目的 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保する。

事業内容 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者が高度化施設（5G等の無線設備等）や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、当該施設の整備費用に対して補助金を交付する。

事業実施主体 (対象者)	下図参照	補助率	下図参照	令和3年度 当初予算 (百万円)	1,514
-----------------	------	-----	------	------------------------	-------

	事業名	事業内容	事業主体	補助率						
①	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1者参画の場合】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>都道府県 1/5</td><td>市町村※1 3/10</td></tr></table> 【複数者参画の場合】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>都道府県 2/15</td><td>市町村※1 1/5</td></tr></table> ※1：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担	国 1/2	都道府県 1/5	市町村※1 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村※1 1/5
国 1/2	都道府県 1/5	市町村※1 3/10								
国 2/3	都道府県 2/15	市町村※1 1/5								
②	伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者	【100世帯以上300世帯未満の場合】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>無線通信事業者 1/2</td></tr></table> 【100世帯未満の場合】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>無線通信事業者 1/3</td></tr></table>	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2									
国 2/3	無線通信事業者 1/3									
③	高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者	【1者整備の場合】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>無線通信事業者 1/2</td></tr></table> 【複数者共同整備の場合】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>無線通信事業者 1/3</td></tr></table> (注) 4Gエリアへの5G基地局の導入については、設置する5G特定基地局によるカバーエリアが300世帯未満の場合に限る	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2									
国 2/3	無線通信事業者 1/3									
④	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table><tr><td>国 2/3※2</td><td>離島市町村 1/3</td></tr></table> ※2：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3	国 2/3※2	離島市町村 1/3				
国 2/3※2	離島市町村 1/3									





趣旨 スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することにより、スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化の促進を図る。

事業内容 地方自治体、スポーツ団体、民間企業（スポーツ産業、観光産業）等が一体となり、スポーツと地域資源を掛け合わせたまちづくり・地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」の設立やモデル的な活動を支援する。

事業実施主体（対象者） 都道府県、市町村

補助率 定額

令和3年度
当初予算
（百万円） 165



47 スポーツによる地域の価値向上プロジェクト

文部科学省
スポーツ庁参事官（地域振興担当）



趣旨 スポーツと地域資源が融合した観光を楽しむスポーツツーリズム等により、地方誘客による交流人口の拡大、幅広い関連産業の活性化や関連消費の拡大等、地域活性化の促進を図る。

事業内容 スポーツと地域資源を融合させたスポーツツーリズム等を通じて交流人口の拡大及び地域・経済の活性化を図るため、地域単位ではポストコロナを見据えた高付加価値コンテンツの創出に向けたモデル的な取組等を実施し、全国単位ではネットワーク構築・強化、新たな戦略検討、プロモーション等を実施する。

事業実施主体 (対象者)	民間団体	補助率	委託	令和3年度 当初予算 (百万円)	281
-----------------	------	-----	----	------------------------	-----

①地域スポーツ資源を活用したグローバルコンテンツ創出事業

スポーツと各地域が誇る地域資源を掛け合わせたコンテンツの磨き上げや環境整備等をモデル事業として実施。

(取組例) 景観・環境・生活等を**サイクリング**で有機的に連携し、広域コンテンツを創出

(取組例) **武道**と歴史・文化等を融合させた稀少性の高い体験コンテンツを創出

人・施設情報等を顕在化させるデータベースを拡充、円滑なコンテンツ造成を促進。

②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業

スポーツツーリズムの課題解決・マーケット拡大のための検討会等を実施。

スポーツ庁・文化庁・観光庁が連携し、「スポーツ文化ツーリズム」を推進。

官民連携戦略検討会議 3庁長官によるアワード表彰・シンポジウム開催

③武道ツーリズムによる地域活性化推進事業

武道ツーリズム推進方針に基づき、課題であるネットワーク構築、プロモーション等を実施。

ネットワーク構築・強化 国内外プロモーション

53

事業URL

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1387682.htm

問合せ先

スポーツ庁参事官（地域振興担当）

03-5253-4111
(内線3931)



趣旨 目的	国指定等文化財の保存・継承・活用等を行う。				
事業 内容	国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助する。				
事業実施主体 (対象者)	国指定等文化財の所有者等	補助率	原則50%、上限85%	令和3年度 当初予算 (百万円)	25,517

＜主な施策＞

◆建造物の保存修理等 11,610百万円（11,676百万円）

国宝・重要文化財（建造物）を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,497百万円（11,563百万円）等

◆美術工芸品の保存修理等 1,065百万円（1,062百万円）

国宝・重要文化財（美術工芸品）を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化 1,579百万円（1,567百万円）

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等 9,890百万円（10,372百万円）

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業 5,624百万円（6,106百万円）等

◆無形文化財の伝承・公開等 1,214百万円（1,190百万円）

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。



＜重要文化財（建造物）
輪王寺大猷院霊廟二天門＞



＜重要文化財 間重富関係資料＞



趣旨目的 文化芸術を社会の基盤と位置づけ、文化資源によって付加価値を生み、社会的・経済的な価値を創出することにより、文化芸術立国の実現を図る。地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、国家ブランディングの確立、活力ある豊かな地域社会の実現に資する。

事業内容 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、日本全国で開催されている芸術祭や地方の行事をコアとした文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業を大胆に巻き込みつつ他分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界にアピールできる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成する取組を支援する。

事業実施主体（対象者） 都道府県、市町村、民間企業を含む
実行委員会等

補助率 総事業費1/2上限で補助対象経費の
範囲内

令和3年度
当初予算
（百万円） 904

2020東京大会とその後を見据え、日本全国で開催されている芸術祭や地方の行事をコアとした文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業を大胆に巻き込みつつ他分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界にアピールできる**我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成**する取組を支援。

＜具体的には、以下の取組を総合的に実施する事業者を支援＞

- 芸・産学官が連携して行う継続的な文化芸術事業の実施
 - 影響力を持つ海外メディアの招聘をはじめとした国際発信力の強化
 - 国内のみならず訪日外国人をも魅了するコンテンツとなるよう戦略的なブランディング
 - 国際的な集客力のあるアーティストの招聘
 - 継続的に支える官民一体となった組織の形成
 - コアとなる総合プロデューサー人材の育成 など
- 観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野と有機的に連携させて事業展開を行うことで、経済活性化等の波及効果の最大化を図り、国家ブランディングの確立、活力ある豊かな地域社会の実現を促す。

- 補助対象事業者：地方公共団体、民間企業を含む
実行委員会等
- 補助予定額：**総額9億円**
- 支援予定拠点数：**8拠点程度**
- 補助対象経費：国際発信に要する経費
文化芸術事業の質の向上に資する
出演費・舞台費 等
- 支援期間：**最大5年間の継続支援**



六本木アートナイト2019 チェ・ジョンファ《フルーツ・ツリー》

50 地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援事業

文部科学省
文化庁地域文化創生本部



趣旨 目的	地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、都道府県が作成する「文化財保存活用大綱」や市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」等の作成等事業を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財所有者の相談や文化財調査等を行う「文化財保存活用支援団体」を育成するための研修会等を行う。
事業 内容	「文化財保存活用地域計画」等の策定等に向けた文化財の総合的把握調査や、有識者会議、シンポジウム等の取組を支援するとともに、小規模市町村への有識者の派遣や「文化財保存活用支援団体」に対する研修会を実施する。

事業実施主体 (対象者)	都道府県、市町村	補助率	定額	令和3年度 当初予算 (百万円)	245
-----------------	----------	-----	----	------------------------	-----

◆文化財保存活用地域計画等作成

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、「文化財保存活用地域計画」の作成等に対する支援を実施

地域計画や大綱の作成に向けた取組を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財保存活用支援団体に対する研修会等を実施



(研修会の実施)



趣旨目的 地域の伝統行事や民俗芸能を支える保存会等を支援することにより、地域の人々の心の絆や地域社会の連携の強化を図るとともに、地域の文化振興・地域活性化を推進する。

事業内容 地方公共団体が、地域の文化遺産を活用した実施計画を策定。当該計画に基づき、文化遺産の保存会等が行う活用のための人材育成、普及啓発等の取組、及び地域の文化財継承のための基盤を整える取組を支援する。

事業実施主体 (対象者)	実行委員会	補助率	定額	令和3年度 当初予算 (百万円)	1,153
-----------------	-------	-----	----	------------------------	-------

◆地域文化遺産・地域計画等

地方公共団体が地域文化遺産を活用した実施計画を策定し、文化財の保護団体が構成される実行委員会等が行う人材育成、普及啓発等の取組を支援

地域文化遺産に関するボランティアガイドの育成、シンポジウムやワークショップの開催、公開事業等を支援



(ワークショップの開催)

◆地域無形文化遺産継承基盤整備

地域の無形文化遺産を継承する取組を支援することにより、確実な継承基盤を整備

山車等の用具等整備、後継者養成、記録作成等の取組を支援



(山車祭りの開催)



趣旨

東京2020大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。

事業内容

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組や、地方公共団体等による文化事業の企画・実施体制を構築・強化する取組を支援する。

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村

補助率

1/2を上限

令和3年度
当初予算
(百万円)

981

【事業内容①】

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を支援（補助率：1/2）

- 補助対象事業者：地方公共団体（60事業程度）
- 補助金上限額：3千万円
- 補助対象経費：文芸費、舞台費、報償費、消耗品等

地方公共団体

音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術等を中心とする地域の文化芸術資源を活用した文化事業を実施

【取組例】・地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、アウトリーチ
・芸術祭、音楽祭、写真展、美術展、メディア芸術の展示等



UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）開催事業（山口県宇部市）



『劇場×若者＝地域創生の未来』事業（京都府京都市）

多様で特色ある文化芸術の振興、地域の活性化

【事業内容②】

地方公共団体等における文化芸術分野の専門的人材の確保、地域のアーツカウンシル機能の強化等、地域の文化施策推進体制を構築する取組を支援（補助率：1/2）

- 補助対象事業者：地方公共団体（都道府県、政令指定都市）（8事業程度）
- 補助金上限額：2千万円
- 補助対象経費：専門人材及び専門性を有する組織による文化芸術施策の企画立案・遂行に要する経費、調査研究・情報発信に要する経費等

都道府県・政令指定都市

委託等

文化振興財団等

文化芸術施策の
立案・遂行

助成事業

調査研究
情報発信

文化芸術分野の支援に専門性を持つ
独自の職員の配置

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力が向上

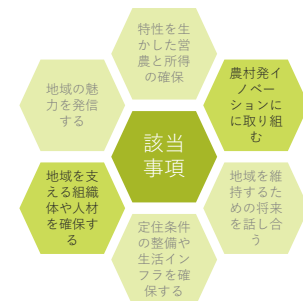
58

事業URL

<https://www.chiikiglocal.go.jp/index.html>

問合せ先

文化庁地域文化創生本部 075-330-6720（内線1025）


趣旨
目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

事業
内容

A：事業所の魅力向上、事業拡大の取組
B：人材育成の取組
C：就職促進の取組

※下図参照

事業実施主体
(対象者)

地域雇用創造協議会

補助率 委託

令和3年度
当初予算
(百万円) 1,418

《事業スキーム》

- ・地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定
- ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により生じるニーズに対応した事業構想も策定可



地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」をコンテスト方式で選抜

事業所向け

A 事業所の魅力向上、
事業拡大の取組

魅力ある雇用の確保を図る講習会等の実施例：

- 新分野進出、販路拡大、生産性向上に必要な技術、ノウハウを学ぶ講習会
- テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）やリモート会議の導入、新しい生活様式に対応した雇用管理改善、職域開発の必要性・手法等を学ぶ講習会
- 意欲ある企業が行う新分野進出等の取組への伴走型支援 等

魅力ある雇用の確保・拡大

地域雇用創造協議会

(実線(上の2つ)は必須)

市町村(※)
(特別区を含む)

地域の経済団体

都道府県

外部有識者
(地元大学の教授等)

地域関係者

(※) 複数の市町村での実施も可能

C 就職促進の取組

A、Bを利用した事業主・求職者やUIターン就職希望者を対象にハローワークと連携した

- 集合型又はオンライン型による合同企業説明会・就職面接会
- SNSによる情報発信（講習会、地域情報）等

面接会等によるマッチング

求職者向け

B 人材育成の取組

地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施例：

- 地域農産物の知識・取扱い・加工等や職業スキル（IT、接客等）を学ぶ講習会
- 管理職や事業所の中核を担う人材を育成するための専門的な知識・技能を学ぶ講習会
- 地域企業における職場体験講習（オンライン型を含む） 等

スキルアップ人材の確保



趣旨 雇用機会が厳しい地域等において、事業所の設置・整備を行い、求職者を雇い入れた事業主を支援することにより、地域の雇用の創出及び安定を図る。

事業内容 地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められる地域において事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、対象労働者の増加数及び設置・整備費用等に応じて一定額を助成する。

事業実施主体 (対象者)	事業主	補助率	下表参照	令和3年度 当初予算 (百万円)	1,749
-----------------	-----	-----	------	------------------------	-------

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	○ 同意雇用開発促進地域(下記全ての要件を満たし、かつ厚生労働大臣が同意をした地域) (1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上 (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下 ただし、全国平均の2/3が1以上の場合は1.0.67未満の場合は0.67以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

助成内容

対象労働者の増加数と設置・設備費用に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数							
	3[2(創業)]~4人		5~9人		10~19人		20人~	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300万円以上 1,000万円未満	48万円 (100万円)	60万円	76万円 (160万円)	96万円	143万円 (300万円)	180万円	285万円 (600万円)	360万円
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円 (120万円)	72万円	95万円 (200万円)	120万円	190万円 (400万円)	240万円	380万円 (800万円)	480万円
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円 (180万円)	108万円	143万円 (300万円)	180万円	285万円 (600万円)	360万円	570万円 (1,200万円)	720万円
5,000万円以上	114万円 (240万円)	144万円	190万円 (400万円)	240万円	380万円 (800万円)	480万円	760万円 (1,600万円)	960万円

- ※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給
 ※2 中小企業事業主は、初回支給時、助成額の1/2の額を上乗せして支給
 ※3 創業の場合は、初回支給時に()内の額を、2回目以降は生産性要件を満たすか否かに応じた額(※1)を支給
 ※4 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
 ※5 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
 ※6 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給

趣旨
目的

農林漁業の人材確保のため、関係機関と連携しての情報収集・提供、合同企業面接会の実施、農林漁業が盛んな地域等での「農林漁業就職支援コーナー」による職業相談を実施する。

事業
内容

以下の事業を農林水産省等関係機関との連携の下、労働局・ハローワークで実施。
 ・労働局に職業相談員を1名ずつ配置（計47名）し、農林漁業の就業支援や、合同就職面接会、協議会等を実施。
 ・農林漁業が盛んな地域及び大都市圏のハローワーク10箇所、農林漁業就職支援コーナーを設置し、各所1名ずつ配置する職業相談員（計10名）による専門的な情報提供等を実施。

事業実施主体
(対象者)

都道府県労働局・ハローワーク

補助率

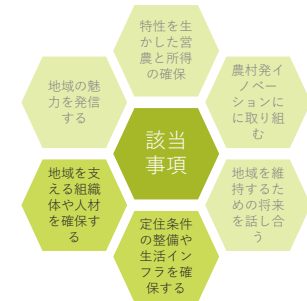
—

令和3年度
当初予算
(百万円)

241

都道府県労働局・ハローワーク

- 都道府県労働局による、農林水産省等関係機関との連携、情報収集、ハローワークへの情報提供
- 都道府県農林漁業就業等対策連絡協議会等の開催
- ハローワークでの農林業等の職業紹介、新規就農相談センター等関係機関の案内、情報提供
- 農林漁業が盛んな地域及び大都市圏農林漁業就職支援コーナーにおいて、職業相談、紹介、情報提供
- 農林漁業合同企業面接会及び就職ガイダンスの開催



趣旨

病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制構築」と「地域包括ケアシステムの構築」のため、消費税増収分等を活用した財政支援制度（基金）を創設。

事業内容

都道府県に消費税増収分等を活用した財政支援制度（基金）を創設し、各都道府県は都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

事業実施主体（対象者）

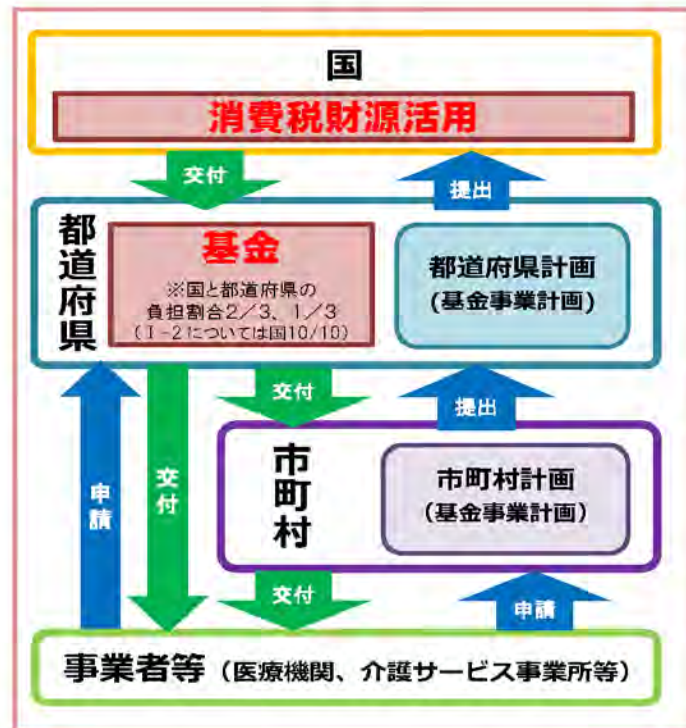
都道府県、市町村、事業者等

補助率

下図参照

令和3年度
当初予算
（百万円）

140,021



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

○ 基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- ・診療報酬・介護報酬等との役割分担

○ 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。

○ 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

趣旨
目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。

事業
内容

市町村が行う以下の事業に助成する。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
要支援者等の支援について、介護サービス事業所のほか、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進。
- ② 包括的支援事業
ア 地域包括支援センターの運営
イ 社会保障の充実（在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催）
- ③ 任意事業（介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等）

事業実施主体
(対象者)

市町村

補助率

交付金（事業費上限は下図参照）

令和3年度
当初予算
(百万円)

194,166

〇地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
○ 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
- ② 包括的支援事業・任意事業
○ 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

63

事業URL

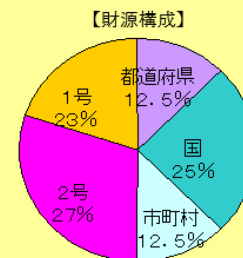
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/

〇地域支援事業の財源構成

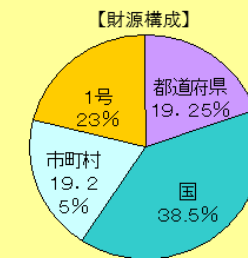
(財源構成の割合は第7期以降の割合)

介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。
(国：都道府県：市町村＝2：1：1)

問合せ先

認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111（代表）
（内線3982）

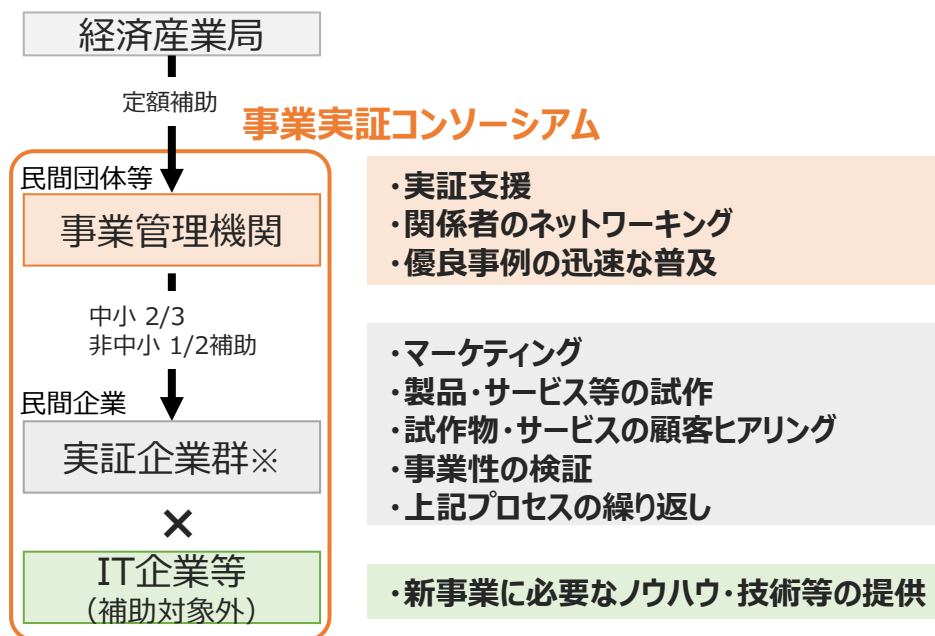


趣旨 地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者等のデジタル化を支援し、地域の高生産・高付加価値企業群を創出・強化する。

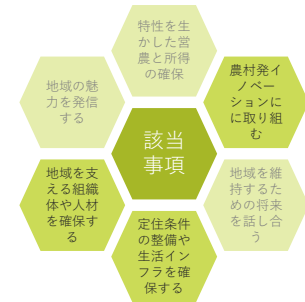
事業内容 地域未来牽引企業等とIT企業等が連携して取り組む、新事業実証（試作、顧客ヒアリング、事業性評価と改善）による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、地域へのモデルケースの横展開に要する経費を補助。

事業実施主体 (対象者)	民間団体等、民間企業等	補助率	定額、2/3（中小）、1/2（非中小）	令和3年度 当初予算 (百万円)	1,170の内 数
-----------------	-------------	-----	---------------------	------------------------	--------------

執行スキーム



※地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認事業者以外も利用可能



趣旨

【（１）課題解決プロジェクトの実証】

地域・社会課題が多様化・複雑化する中、地方公共団体による課題対応が困難になっており、地域で持続的に社会課題解決を行うためには、ビジネスモデル創出が必要。このため、地域内外の中小企業等が地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組（地域と企業の持続的共生）を支援。

【（２）地域・社会課題解決に向けた計画策定】

少子高齢化、過疎化が進行する中、地域住民に必要な日常サービス機能を維持・継続するためには地域内外の関係主体の連携体制構築が重要。連携体制の中で中心となる組織（オーガナイザー）立ち上げの事業計画を策定し、モデルとして提示することにより、オーガナイザーを中心とした連携体制構築を促進。

事業内容

（１）：ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（５地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組に必要な経費の一部を支援。

（２）：買い物弱者対策や高齢者見守り等の地域・社会課題解決において、オーガナイザーの立ち上げに関する事業計画を策定。具体的には、地域内のニーズ調査、課題整理、関係主体との調整等を行い、オーガナイザーが収益を確保しつつ、持続的に事業継続していくための計画を策定し、今後の組織立ち上げに繋げる。

事業実施主体
(対象者)

民間事業者等

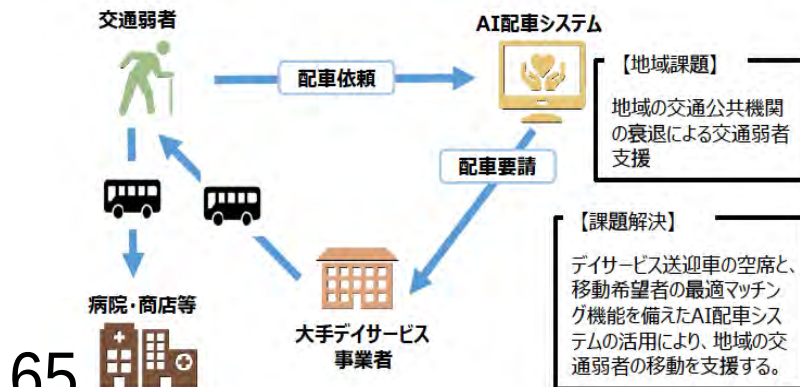
補助率

（１）定額、2/3以内、（２）委託

令和３年度
当初予算
(百万円)

560

（１）課題解決プロジェクトの実証イメージ図

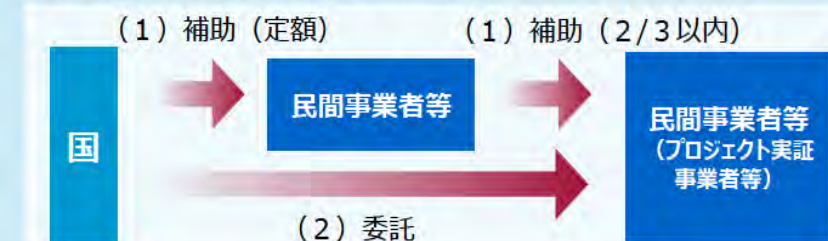


65

事業URL

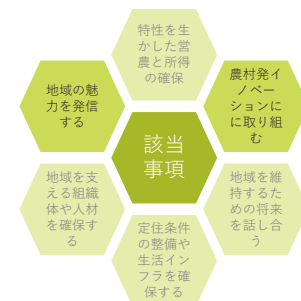
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pr/ip/chiiki_02.pdf

条件（対象者、対象行為、補助率等）



問合せ先

地域経済産業グループ地域産業基盤整備課 03-3501-1677



趣旨目的 人口減少等により内需が弱い中、中小企業が海外需要等を獲得し付加価値を高めていくために必要な、市場ニーズに対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組に対して補助。

事業内容 中小企業者が、中小企業庁が選定・公表した「支援パートナー」と連携しながら、優れた素材や技術等を活かした自社の製品やサービスについて、新たに展開を目指そうとする国等に関する市場調査、専門家招聘、新商品・サービス・デザイン開発、展示会出展等を通じて、海外のマーケットで通用する商品力・ブランド力を確立し、新たに海外に販路を開拓することなどを支援。

事業実施主体
(対象者) 中小企業

補助率 2/3以内 (上限額500万円～2,000万円)

令和3年度
当初予算
(百万円) 800



(1) 補助率・上限額

- **補助率** : 2/3以内
※採択3年目の場合/国内販路開拓の場合には1/2以内
- **補助上限額** : 500万円～2,000万円
※複数者による共同申請の場合、一者毎に500万円高上げし、最大2,000万円まで引き上げ

(2) 補助対象経費

マーケティング調査費、広報費、委託費(WEBプラットフォーム上のサービス利用費を含む)、専門家等への謝金、試作品開発費(原材料費、機器・設備費、デザイン費)等

(3) 支援パートナーの要件

- **選定基準**
 - ①これまで海外展開・国内展開に成功した支援実績があること
 - ②具体的な支援ツールを持っていること
 - ③財務基盤が安定していること
 - ④日本語で中小企業へのサポートを行うことが可能であること

● サポート内容

- ①市場獲得につながる支援ツールの提供、展開先の市場動向等の情報を提供する
- ②支援した中小企業者が補助事業終了後提出する実績報告書の作成に協力する
- ③支援可能な中小企業者数の目安を提示し、その上限数まで支援する
- ④支援パートナーは、自社にとって新規の事業者も一定程度支援する

※国から支援パートナーに対して、直接補助金等は交付されない

趣旨
目的

中小事業者等が、地方公共団体と一体となって、新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行う実証事業について、財政、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援する。
これにより、複数の中小事業者等が地域の新たなニーズに対応しようとする取組を後押しし、地域の持続的発展を促進する。

事業
内容

(1) 地域商業機能複合化推進事業

中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその経費の一部を補助する。

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業

外部の専門人材を活用したワークショップ等の実施により地域の担い手となる人材の育成を図る。

事業実施主体
(対象者)

民間事業者等

補助率

下図参照

令和3年度
当初予算
(百万円)

550

(1) 地域商業機能複合化推進事業のイメージ

【ソフト事業】

中小事業者等のグループが、空き店舗等を活用した創業支援などにより、最適なテナントミックスに向けた来街者の消費動向等の調査分析を行うモデル事業を補助します。※国庫補助上限額4,000千円

【ハード事業】

中小事業者等のグループが、商店街等を取り巻く環境や現況を調査・分析した上で、商店街等にはない新たな機能の導入に係る空き店舗の改修等を行い、その効果を分析するモデル事業を補助します。※国庫補助上限額40,000千円

【商店街等に新たな需要を創出する施設等を導入した事例（油津商店街：宮崎県日南市）】



創業拠点

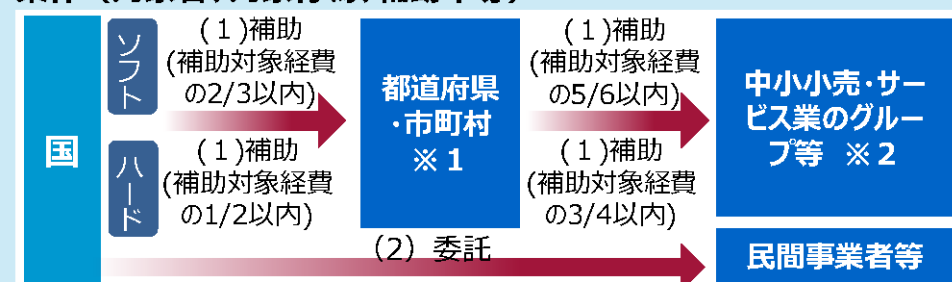


多目的利用スペース



働く場の誘致

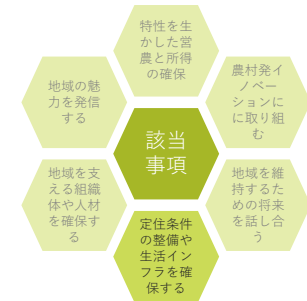
条件（対象者、対象行為、補助率等）



※1. 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者

※2. まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など

※3. 地域の実情に応じた事業とするため各経済産業局の管内でソフト・ハード事業各1件を想定

趣旨
目的

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。

事業
内容

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性の向上に資する設備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

事業実施主体
(対象者)

協議会、事業者等

補助率

1/2以内、1/3以内 等

令和3年度
当初予算
(百万円)

20,587

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通や過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行を支援
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通や過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の車両購入、貨客混載の導入を支援
 - ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業 (持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

<支援の内容>

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査

趣旨
目的

全国各地で個性的で魅力ある地域づくりに向けた取組みを推進する。

事業
内容

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、令和3年度で36回目の開催となる国土交通大臣表彰。地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、「手づくり郷土賞」として表彰するとともに、好事例として広く紹介する。

事業実施主体
(対象者)

地域活動団体
(都道府県、市町村と共同で応募可)

補助率

—

令和3年度
当初予算
(百万円)

—

募集対象

一般部門

地域の魅力や個性を生み出している、社会資本*及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果

*原則として国土交通省が所管する社会資本で、地方公共団体等が整備・管理するものを含む。

大賞部門

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果

※「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、継続的に魅力ある地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰

受賞事例

市民・民間事業者が主体的に水辺空間を活用する社会実験を開催し、物販や観光船など多彩なイベントの参加者や、日常的な河川利用者が増えている。



水辺空間を活用した『川あそび』



観光船



リバークリーン

受賞記念発表会

優れた地域づくり活動を広く紹介することにより、個性的で魅力ある郷土づくりの取組が各地でより一層推進されることを期待し、発表会(交流会)を開催



手づくり郷土賞受賞記念発表会

＜選定にあたっての評価例＞

- ・里の原風景を残し、環境学習・景観学習が出来るような整備がされている。
- ・周辺地域の観光資源等と連携して特徴のあるインフラツーリズムを実践している。
- ・新しい発想や住民自ら考え工夫を凝らした地域活動が行われている。 など



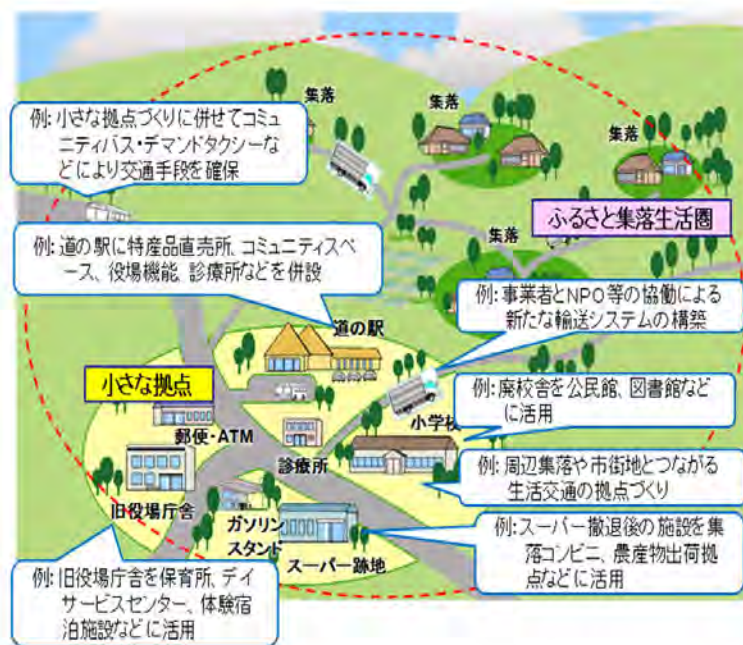
趣旨 人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。

事業内容 モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等における生活機能の再編・集約するための既存施設の改修等

事業実施主体（対象者） 市町村、NPO法人等

補助率 1/2以内（市町村）、
1/3以内（NPO法人等）

令和3年度
当初予算
（百万円） 44



「小さな拠点」：日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
（集落活性化推進事業費補助金）

●対象地域：過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
（都市計画区域等の一定の地域を除く。）

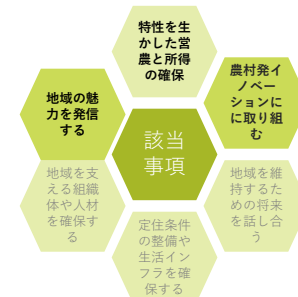
●実施主体：市町村、NPO法人等（間接補助）

●補助率：1/2以内（市町村）、1/3以内（NPO法人等）

●対象事業：

モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等において、以下を行うための既存施設の改修等

- ・生活機能の再編・集約
- ・テレワークスペース等の整備
- ・既存の小さな拠点における換気設備、自動水栓等

趣旨
目的

創意と工夫を活かした広域的な地域づくりを通して、個性ある地域の整備・育成に顕著な功績があった優良事例を表彰し、それを広く紹介することにより、活力ある地域づくり活動の奨励を図る。

事業
内容

「地域づくり表彰」は、昭和59年度に創設され、令和3年度で38回目の開催となる国土交通大臣表彰。都道府県から推薦された地域づくり事例について、今後の地域づくりのヒントやノウハウにつながるものを表彰し広く紹介する。「地域づくり部門」「小さな拠点部門」があり、大臣賞のほかにも「日本政策投資銀行賞」「全国地域づくり推進協議会会長賞」「国土計画協会会長賞」等が設定されている。

事業実施主体
(対象者)

地域づくり事例に関わった団体等(地方公共団体、個人含む)

補助率

—

令和3年度
当初予算
(百万円)

—

●令和2年度に表彰された地域づくりの優良な取り組み事例（那須まちづくり広場、鯖江市RENEW実行委員会など8団体）





趣旨 歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与する。

事業内容 歴史まちづくり法に基づき、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を国（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、当該計画に基づく市町村の取組に対し各事業により重点的に支援する。

事業実施主体（対象者） 歴史的風致維持向上計画の認定都市等

補助率 下図参照

令和3年度
当初予算
社会資本整備
総合交付金
7,469億円の内
数ほか

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却が補助対象

⑥Living History（生きた歴史体感プログラム）事業

- 文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組を支援
- 補助率5%加算



※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

44

趣旨
目的

歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を支援する。

事業
内容

景観計画を策定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施。

事業実施主体
(対象者)

市区町村（要件は下図参照）

補助率

1/2、1/3

令和3年度
当初予算
(百万円)

79

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

【補助率】

- 上記(1)、(2) 事業主体がa. に該当する場合 1 / 2
- 上記(1)、(2) 事業主体がb. に該当する場合 1 / 3
- 上記(3) 事業主体がa.又はb.に該当する場合 1 / 3

【事業主体】

以下のいずれかの要件を満たす市区町村

- a. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村
- b. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村 (a.を除く)

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画



景観規制により既存不適格となった建築物の外観の塗り替え（イメージ）

趣旨
目的

空家等対策計画に定められた地区について、居住環境の整備改善を図る。

事業
内容

居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う地方公共団体の取組を支援する。

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村、所有者

補助率

下図参照

令和3年度
当初予算
(百万円)

社会資本整備総合交付金
6,311億円（令和3年度）の内数
防災・安全交付金
8,540億円（令和3年度）の内数

事業内容

- ・空き家の除却
例：不良住宅の除却
ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体
- ・空き家の活用
例：空き家を地域活性化のための交流施設等に活用
- ・空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- ・空き家の所有者の特定
例：所有者の特定のための交通費、通信費、委託費等

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、
不良住宅・空き家を除却

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を
活用し観光交流施設を整備

補助対象

空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象とする地区において行う事業
(上記要件は空き家の除却、活用に限り)

補助率

	所有者が実施			地方公共団体が実施	
除却	国	地方公共団体	所有者	国	地方公共団体
	2/5	2/5	1/5	2/5	3/5
活用	国	地方公共団体	所有者	国	地方公共団体
	1/3	1/3	1/3	1/2	1/2



趣旨 住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

事業内容 地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進する。

事業実施主体 (対象者)	都道府県、市町村、法定協議会	補助率	1/2、1/3	令和3年度 当初予算 (百万円)	社会資本整備総合交付金 6,311億円(令和3年度)の内数 防災・安全交付金 8,540億円(令和3年度)の内数
-----------------	----------------	-----	---------	------------------------	---

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ① 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成
勉強会、見学会、資料収集等
(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却
(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利施設等)



公共施設の修景

(道路の美化化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景

(外観の修景の整備)

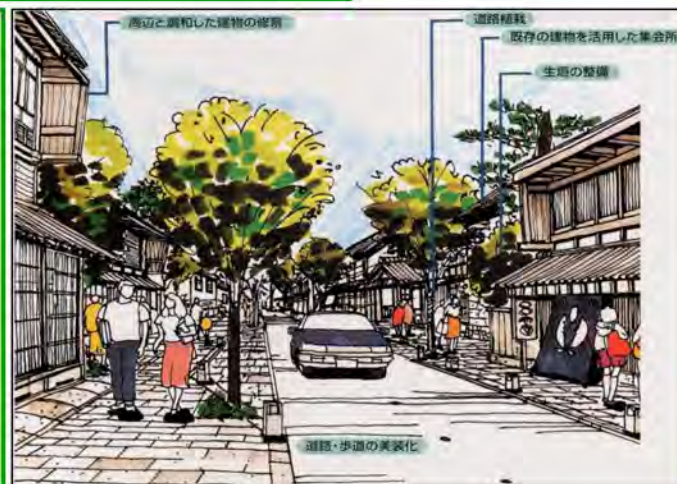


景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)

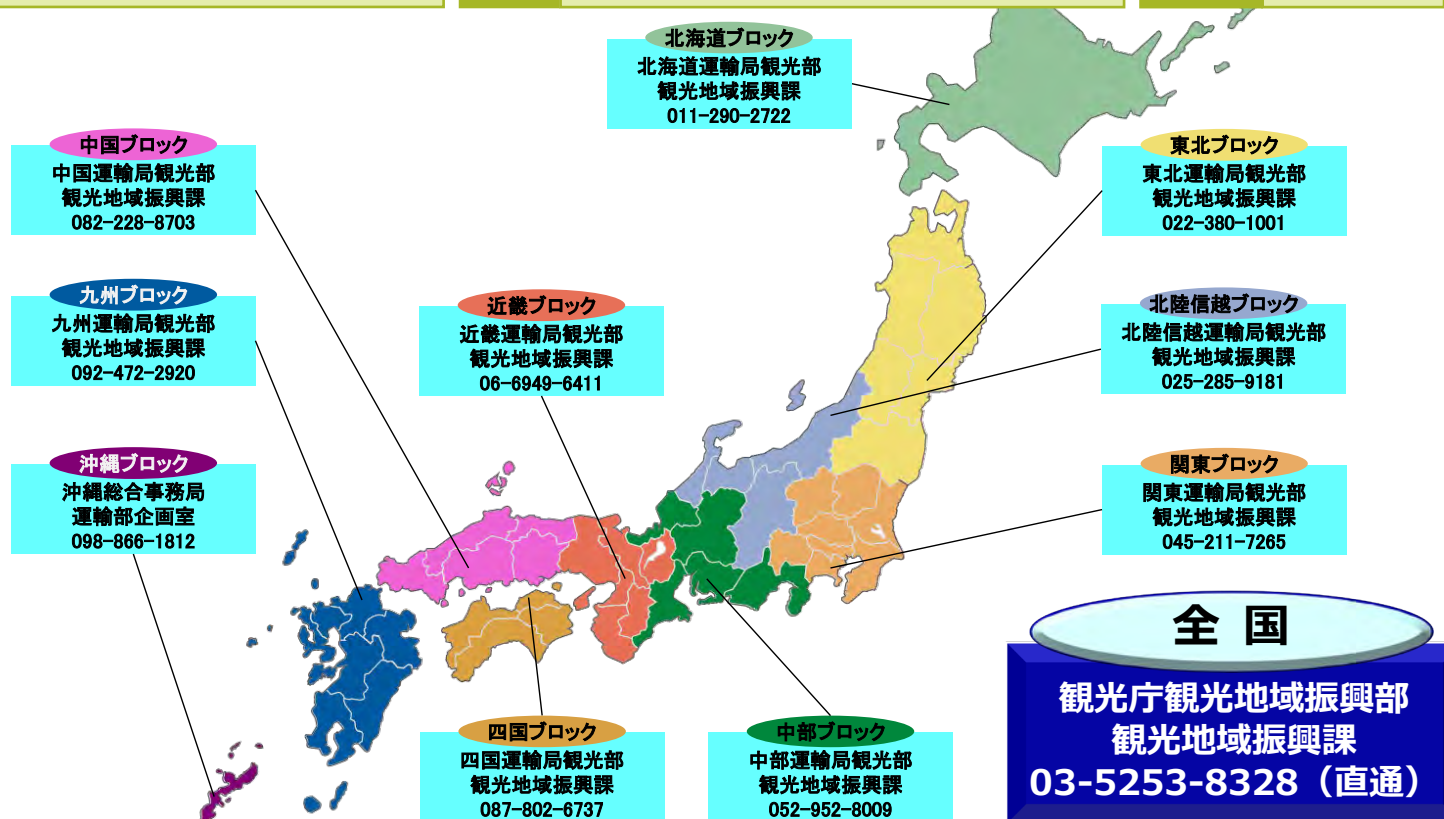




趣旨 観光による地方創生の一層の推進のため、観光地域づくりの取組について地域の方々が相談できる場として、
目的 観光庁および地方運輸局等に窓口を開設する。

事業内容 観光庁及び全国の運輸局に「観光地域づくり相談窓口」を設置し、観光による地域活性化を目指す地域の方々を対象に、関連施策の紹介や、関係省庁への仲介などを行うことで地域の取組を支援する。

事業実施主体 (対象者)	観光庁観光地域振興課、地方運輸局観光地域振興課、沖縄総合事務局運輸部企画室	補助率	—	令和3年度 当初予算 (百万円)	—
-----------------	---------------------------------------	-----	---	------------------------	---





趣旨目的 観光による地方創生の一層の推進のため、観光地域づくりに取り組まれる方々の参考となるよう事例をとりまとめ周知する。

事業内容 地域における観光振興の取組を効率的に進めるためには、各地域の取組の情報・ノウハウ等をその他の地域に有効に活用していくことが極めて重要であることから、各地の観光振興の取組事例等を調査し、その結果をとりまとめて事例集を作成する。

事業実施主体 (対象者)	観光庁	補助率	—	令和3年度 当初予算 (百万円)	—
-----------------	-----	-----	---	------------------------	---



観光による地方創生の一層の推進を図るため、全国各地の創意工夫に富んだ101の事例をグッドプラクティスとして選定。
課題とマネジメント体制、成功要因、失敗談とその対応等を取り上げるとともに、その**取組成果**を掲載。
[\[HP\] 観光庁ホーム > 政策について > 観光地域づくり > 観光地域づくり事例集](#)

第1章 組織形成の強化

○組織形成と広域的取組

○人材育成



第2章 特定のテーマに重点を置いた観光振興

○サイクルツーリズム

○インフラツーリズム



第3章 地域資源の活用

○農業の活用

○道の駅の活用



第4章 インフラの整備と活用

○環境・景観整備

○クルーズ振興



第5章 地域の魅力発信

○マーケティング

○プロモーション



第6章 災害からの観光復興

○東北

○熊本





趣旨
訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進する。

事業内容
訪日外国人旅行者及び日本人国内旅行者の「新たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

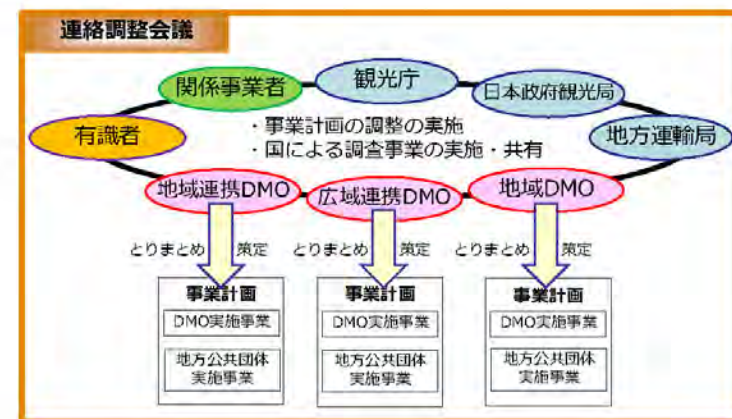
事業実施主体 (対象者)	登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、都道府県、市町村）	補助率	定額（①） 事業費の1/2（②、③、④、⑤） ※継続事業については2年目：2/5、3年目：1/3	令和3年度 当初予算 (百万円)	765
-----------------	--	-----	--	------------------------	-----

支援制度

・補助対象事業：

登録DMOが中心となって実施する「新たな旅のスタイル」に対応するための以下の取組。（ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る。）

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション



「新たな旅のスタイル」に対応するための取組の例

①滞在コンテンツの充実	②滞在コンテンツの充実	③受入環境整備	④旅行商品流通環境整備
地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツで、三密を避けるなど、新たな生活様式を実践したコンテンツの造成を支援 自然を活かしたアクティビティ 少人数、貸切に対応したガイドツアー	地域内の感染症対策や観光地の混雑状況の情報提供など、安心して観光を楽しめる環境づくりを支援 安全に関する情報の発信 観光地の混雑状況の情報提供	「新たな旅のスタイル」への対応がなされた旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援 旅行会社との商談会	

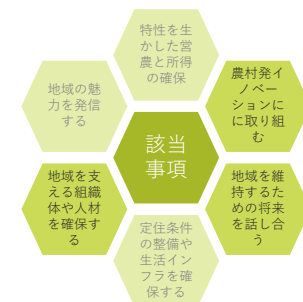
78

事業URL

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikishuy u.html>

問合せ先

観光庁観光地域振興課 03-5253-8327

趣旨
目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

事業
内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

- ① 地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ② 地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③ 先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ 都市部のライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウムの開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

事業実施主体
(対象者)都道府県、市町村、
民間事業者・団体

補助率

請負

令和3年度
当初予算
(百万円)

500

事業スキーム

■事業形態

共同実施／請負事業

■共同実施先・請負先

地方公共団体／民間事業者・団体

■実施期間

令和元年度～令和5年度（予定）

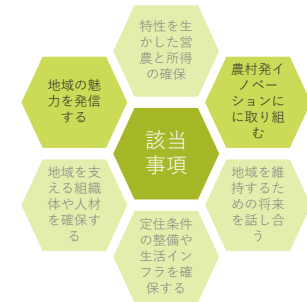
事業スキーム



事業イメージ

地域循環共生圏



趣旨
目的

- ① 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進
- ② 利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現
- ③ 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す

事業
内容

平成28年3月に政府（議長：内閣総理大臣）がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つとして位置づけられた国立公園において、訪日外国人利用者数を年間1,000万人とする目標を掲げている。新型コロナウイルス感染症の影響による国内外の観光客が大幅に減少を踏まえ、利用者の復活に向け、受入環境整備や新たな利用推進を図る。

- ・滞在環境の上質化/多言語化：廃屋撤去等の景観改善、多言語解説の整備・充実等
- ・滞在型コンテンツの創出：グランピング等のコンテンツの造成・提供体制整備等
- ・基盤的な利用施設の整備/長寿命化：ビジターセンター・登山道の再整備、デジタル展示等
- ・受入環境・体制の向上/山小屋支援：自治体・民間団体等の連携促進、利用者負担による保全の仕組みづくり、旅行博等への出展等/山小屋施設改修支援等

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村、
民間事業者・団体

補助率

定額、2/3、1/2等

令和3年度
当初予算
(百万円)

15,950

事業イメージ



廃屋撤去跡地の新たな民間事業導入、無電柱化等の
景観改善、ワーケーション向けの改修・機能転換



ツアー等の造成支援



ビジターセンター・展望台等の利用施設
の整備やデジタル展示の導入



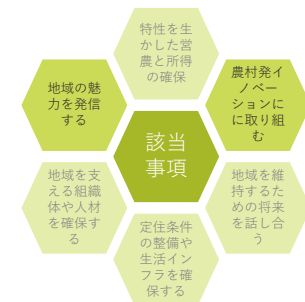
グランピングやナイトタイム、野生動物
等のコンテンツ造成、コンテンツ提
供に向けた計画づくりや受入体制の整備



Uni-voiceコードによる多言語解説

事業スキーム

- | | |
|--------|-------------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業/交付金/補助金 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体/都道府県・市町村 |
| ■ 実施期間 | 平成28年度～ |



趣旨 子どもたちが自然とふれあう機会を創出するため、国立公園等における子どもの自然体験活動の推進体制や自然体験プログラムの充実及び地域の受け入れ体制の強化

事業内容 国立公園等において、子どもの自然体験活動の推進体制及び受入体制を強化。

事業実施主体
(対象者) 民間事業者

補助率 請負事業

令和3年度
当初予算
(百万円) 410の内
数

事業内容

- ①エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制等における地域連携の強化と運営管理の抜本的向上
- ②子どもの自然体験活動の推進体制強化
- ③世界自然遺産地域等の保全管理、IUCNより対応が求められている「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の保全管理強化等の実施



我が国は、観光資源等としてポテンシャルの高い豊かな自然を多数有する



事業イメージ

魅力をさらに引きだすプログラム等を実施

① 国立公園等地域活性化促進連携事業

エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制強化や協働型管理運営体制の導入により地域とともに利用推進。



② 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業

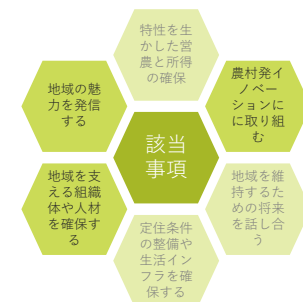
国立公園等において、子どもの自然体験活動の推進体制及び受入体制を強化。



③ 日本の国立公園・世界自然遺産保護管理強化事業

貴重な自然環境は、国の資産。国立公園、さらには世界遺産として、質の高い保護管理を実施。



趣旨
目的

国立公園や棚田地域等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進

事業
内容

エコツーリズム推進法に基づく全体構想を作成し、原則として3年以内に認定申請を行う方針を有する地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。

事業実施主体
(対象者)

地域協議会等

補助率

交付金 (1/2)

令和3年度
当初予算
(百万円)

28

イメージ

課題

魅力的なエ
コツアー等
の不足

エコツーリズム地域活性化支援事業 (交付金)

地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援

- ・エコツーリズムに取り組む地域協議会等へ支援
- ・地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)
- ・国が地域協議会に対しエコツーリズム推進全体構想の作成やプログラムづくり等に要する経費の2分の1を交付



プログラムづくり



エコツーリズム推進全体構想の作成

エコツーリズム推進法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用に寄与

趣旨
目的

- ① 国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ② 「明日の日本を支える観光ビジョン構想（平成28年3月）」を踏まえた国立公園等における、外客受入環境整備
- ③ 国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生
- ④ 施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

事業
内容

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園施設等の整備事業
- ・ 自然公園施設等の緊急対策【国土強靱化】事業
- ・ 自然公園等施設における気候変動、防災・減災対策の実施
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区の保全事業
- ・ 国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

事業実施主体
（対象者）

民間（請負事業）
都道府県、市町村（交付金事業）

補助率

請負事業、交付金事業（下図参照）

令和3年度
当初予算
（百万円）

8,332

事業イメージ

事例1：利用施設の整備



国立公園の利用拠点における
ビジターセンターの整備
（竜串ビジターセンター）

事例2：気候変動ならびに防災・減災対策の実施



緊急避難場所の
改修による防災機能強化
（室堂園地休憩所）

事例3：長寿命化対策



対策前

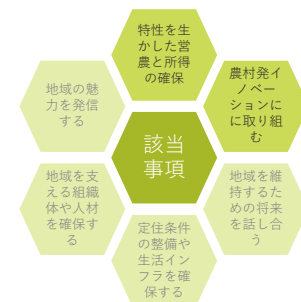


対策後

施設の長寿命化
計画に基づく対
策（外壁補修）
の実施

事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
 - ①請負事業：■ 民間、③補助事業：■ 地方自治体
- 実施期間 平成6年度～



趣旨的

令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及びCSFウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

事業内容

指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画等を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等が実施する以下の取組を交付金により支援する。

- ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画の策定
- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- ③ 効果的な捕獲の促進
- ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

事業実施主体
(対象者)

都道府県、協議会

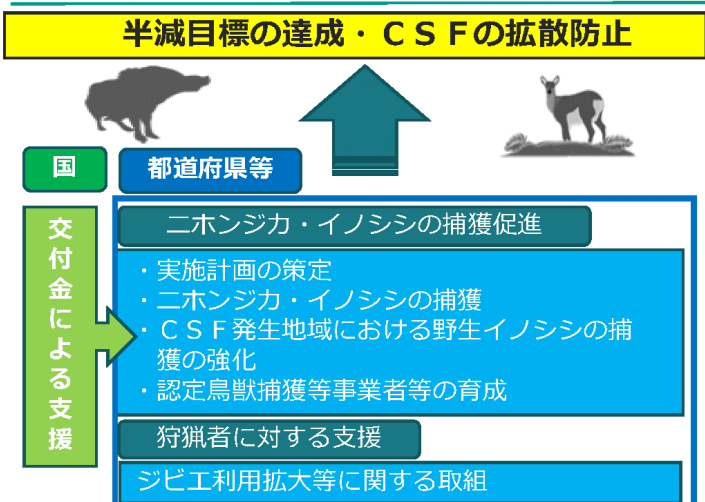
補助率

交付金（補助率1/2、2/3、定額）

令和3年度
当初予算
(百万円)

100

事業イメージ





趣旨

- ①市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ②平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、本交付金、補助金による支援が不可欠である。また、今後は災害対応の観点も含め、施設自体の耐水対策や停電時の廃棄物受入対応、充電設備の整備にも力点を置いて支援を行い、災害時のライフラインの確保及びエネルギーセンターとしての活用も図る必要がある。

具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業

等

事業実施主体
(対象者)

市町村等

補助率

交付金、間接補助事業（補助率1/3、
（一部1/2）、定額）令和3年度
当初予算
（百万円）

54,128

施設整備の例



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備

「盛土」を行い施設全体を周辺地盤より嵩上げすることで施設への浸水被害を回避



事業URL

85

http://www.env.go.jp/guide/budget/r03/r03juten-sesakushu/044_r0312.pdf

http://www.env.go.jp/guide/budget/r03/r03juten-sesakushu/049_r0312.pdf

https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/1_gaiyo/gaiyo_setsu.html

問合せ先

環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

趣旨目的

① 全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、老朽化し破損している浄化槽が多数残存。浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽の制度もできたことから、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。

② 更に、令和元年台風15号及び19号等の災害を踏まえ、早期に復旧できる災害に強い合併処理浄化槽の整備を進め、防災機能の向上、国土強靱化に資する。

③ また、浄化槽法が改正され、行政による浄化槽情報や指定検査機関、民間業者（保守点検、清掃）の有する情報を統合・整理した浄化槽台帳の整備が義務づけられたため、設置、保守点検、清掃、法定検査の受検状況を一元的に管理できる浄化槽台帳システムを整備する必要がある。



事業内容

●浄化槽設置整備事業(個人設置型) (交付率1/3)
環境配慮事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)(交付率1/2)
改正浄化槽法に基づく「公共浄化槽」として市町村が管理する個人設置型事業による浄化槽整備を事業対象に拡大（管理組合等が行う共同浄化槽（100人以内）の整備（流入管を含む））（交付率1/3、1/2）

●公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）(交付率1/3)
環境配慮事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)(交付率1/2)
商業地域等で通常よりも多量の汚水排出が見込まれる地域における共同浄化槽の人槽規模の特例の設定（交付率1/3、1/2）
市町村が行う市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽の災害に伴う改築事業を補助メニューに追加（交付率1/3）【令和元年度補正予算～】

●浄化槽整備効率化事業(交付率1/3)
浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。
地方公共団体(都道府県及び市町村)が行う、浄化槽整備を効率的に実施するにあたり必要な、設置・維持管理情報等のデータの電子化に要する費用（悉皆調査、電子化）及び既に浄化槽台帳を整備している自治体（都道府県及び市町村）が行う、既存の台帳システムを環境省が省令等で求める内容に沿って改修する事業に要する費用への補助。（交付率1/3）【令和元年度補正予算～】

事業実施主体 (対象者)	都道府県、市町村	補助率	交付金（補助率1/3（一部1/2））	令和3年度 当初予算 (百万円)	8,613
-----------------	----------	-----	--------------------	------------------------	-------